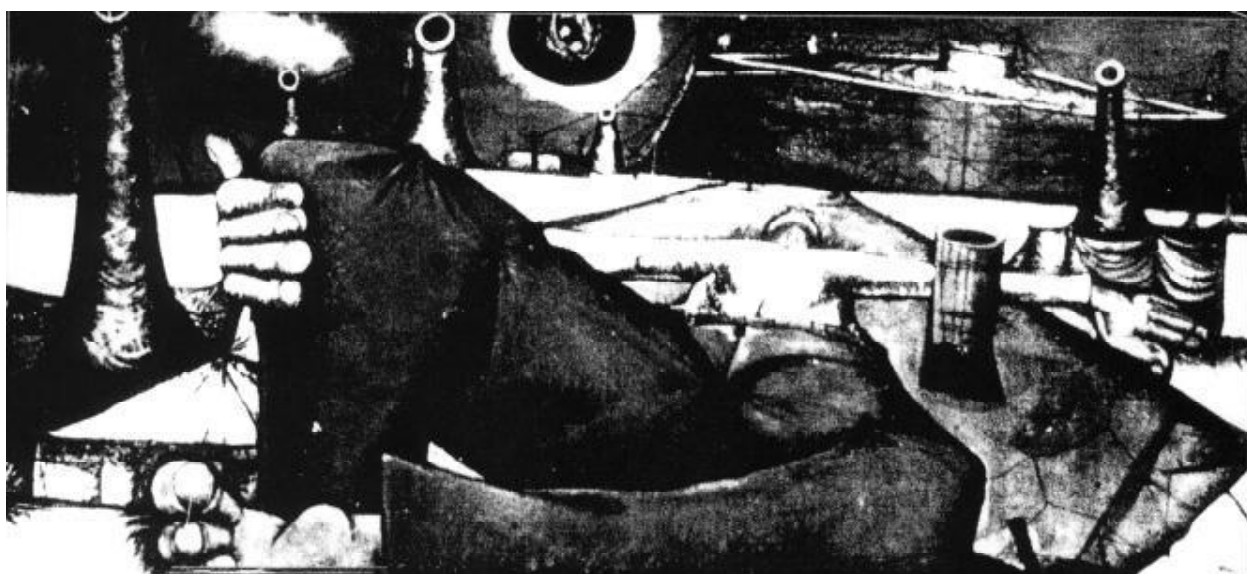


「拒否」の〈前〉線情報 No.5



(尾藤 豊作品集「失われた土地」から)

FOCUS 「安倍のつくる未来はいらない」——生を捕獲するセキュリティ網を喰いやぶれ! ……………2

IN/OUT マニユエル・ヤン: 〈燃える男〉、あるいは〈船本洲治記念日〉のために……………37

「拒否」の〈前〉線情報

沖縄「振興・開発」体制と沖縄自治の波動……………42

反TPPの動き—「TPPに反対する人々の運動」の動きを中心に—2010.12~2014.9……………70

遠方からの風信

Tama: 人生初の留置場経験から思ったこと……………87

生・労働・運動ネット富山

目次

FOCUS

「安倍のつくる未来はいらない」——生を捕獲するセキュリティ網を喰いやぶれ！ ……2

- I ネオリベ／ウォーフエア型国家再編を進める安倍政権 ……2
- II 「国民の生命と平和な暮らしを守るため」——安倍政権が保証するセキュリティの危険性 ……5
- III セキュリティ網による生の捕獲 ……10
- IV 生の捕獲の先に待っているのは「国家緊急権」 ……21
- V 生の捕獲に対する拒否を新たな段階へ押し上げよう——構成的権力(憲法制定権力)をダイナミックに開く力量の累積を ……26

IN/OUT

マニエル・ヤン：〈燃える男〉、あるいは〈船本洲治 記念日〉のために ……37

「拒否」の「前」線情報

沖縄「振興・開発」体制と沖縄自治の波動 ……42

- はじめに ……42
- I. 沖縄「振興・開発」体制はいかに進められたか ……43
- II. 「復帰」後の沖縄「自治」・「自立」論をめぐる ……55
- III. 「自己決定権の樹立」への模索が孕む「橋をわがものとする」思想 ……62
- 終わりに ……66

反TPPの動き—「TPPに反対する人々の運動」の動きを中心に—2010.12～2014.9 ……70

遠方からの風信

Tama: 人生初の留置場経験から思ったこと ……87

FOCUS

「3・11／12」から3年半余。この列島で展開されている多なる「拒否」の〈前〉線のありかをみさだめ、それらが拓く地平をさぐり、そこに「日本の『構成』的解体」のベクトルを描こうとする試み

「安倍のつくる未来はいらない」

——生を捕獲するセキュリティ網を喰いやぶれ！

I ネオリベ／ウォーフフェア型国家再編を進める安倍政権

1、米中二大覇権国家のあいだでしぶとくいきづく「帝国継承」の自意識

① 「美しい国日本」／「日本を取り戻す」—安倍流「情動の政治」

岸信介元首相を祖父に持つ安倍首相には、首相としてやりたいことに個人的なモチーフがあると言われている。第1次安倍政権当時のキャッチフレーズは「美しい国日本」であり、民主党から政権を奪還する第2次安倍政権の政党ポスターには「日本を取り戻す」と書かれていた。これらは、情動的表現を政治的表現に用いている。これらの言葉からは、日本国が何か特別なものであり、長い歴史の上に連綿と続く精神性のようなものが存在するという見方を強調しているように感じられる。言い換えれば、大日本帝国からの連続性、継承性を強調したものになっていると言えるだろう。

しかし、この安倍首相の「帝国継承」の自意識は、日本が引き起こしたアジア・太平洋戦争の相手国である中国やアメリカ、植民地支配を受けた朝鮮半島や台湾、地上戦の戦場になった沖縄等にとっては、看過できないものであり、おおっぴらに対外的に表明できる類いのものではない。そこは、国内的には情動に訴えつつ、諸外国にははっきり伝わらないようぼかした言い方で、あわいを縫うしかないのだろう。安倍政権としては、帝国継承の自意識を抱えつつ、侵略戦争を仕掛けた帝国の黒い歴史を蒸し返されないように曖昧に伏せたままで、日本国家の国際的なプレゼンスを確保し、グローバル市場にとって魅力ある国家であり続けるという難題に取り組まなければならない。そこで安倍政権が選んだのは、ネオリベ／ウォーフフェア型の国家再編である。

② 一周遅れでネオリベの波に乗る日本

1970年代、債務危機を抱える中南米諸国へのIMF・世銀による構造調整プログラムの押しつけから始まるネオリベリズムによる国家再編は、瞬く間に世界を席卷し、80年代にはイギリスやアメリカ等、「途上国」を債務危機に陥らせた張本人である「先進国」にも押し寄せ、それぞれに規制緩和による国家再編を強いた。その波はバブル期があった日本には90年代後半に遅れて到来し、2000年代に入って国家再編を本格化させた。

遅れた分だけその展開速度は凄まじい。終身雇用・年功序列賃金から非正規雇用・有期雇用がスタンダードになり、もともと企業に頼ってきた社会福祉や社会保障も著しく縮減した。そして1パーセントの富裕層と、多くの失業者や職に就いても貧困から抜け出せない分厚い貧困層を同時に生み出した。現在、二周目に入ったネオリベリズムがさらに世界の隅々まで浸透し、「ネオリベ第2ラウンド」とも言われるが、安倍政権は一周遅れて、その動きに強くシンクロしている。

一周遅れのネオリベ再編をさらに大胆に受け入れ、グローバル資本の利害を最優先することが、国家の生き残りに繋がる。そのためには、国内的には多少ぎくしゃくしても、アメリカの覇権主義に同調して同盟関係を一層深化させ、軍事的には米軍と一体化することが有効であると、安倍政権は考えている。この基本路線は、2006年から1年間担った第1次安倍政権当時と変わりばえしない。

③ 中国に対する外交理念を打ち出せず、一層の米国頼みを決め込む日本政府

しかし、その後の5年間で、世界のパワーバランスは大きく変化した。中国は多くの矛盾を抱えながらも急速に経済成長し、世界経済に影響を与えるもう一つの大国になった。このアジアの新興覇権主義国とアメリカの覇権主義がどう折り合いをつけるのか、世界情勢は緊迫の度を増している。日本にとってこの新しい大国は、すでに経済的利害で強く結びついた隣国でもある。アメリカ経由でどのように関わるのかとは別に、大国となった隣国を自国として改めてどのように遇すべきか、極桎となっている過去の過ちを清算すべくどのように向き合うべきかといった独自の外交理念を積極的に打ち出さねばならなくなった分、今回は前回の政権担当時よりも舵取りが難しくなったはずである。

しかし、この難題に取り組むことを、第2次安倍政権はいともあっさりと放棄したように見える。つまり、相変わらず、いやより一層、対中国外交をアメリカに頼り、下駄を預けることに決めたのである。中国の周辺国を何十カ国も飛び回ったところで、他国が本気で「中国包囲網」という絵空事に乗ってくるわけがないし、日本として中国に対する独自の外交理念を打ち出せたことにもならない。

2、米国覇権主義を積極的に選択するネオリベ／ウォーフエア型国家再編

① 「積極的平和主義」——それは、戦争を放棄する主体性を放棄することである

「積極的平和主義」とは、具体的にはアメリカ軍や国連軍の武力行使への積極的参加を意味する。今年7月9日の報道によれば、自衛隊の幹部が、アメリカのペンタゴンに常駐することになった。また、同25日には、国連平和維持活動（PKO）に自衛隊の将官クラスを派遣し、国際部隊の現地司令官ポストを担当させられないかと政府が検討を始めたとのことである。集团的自衛権の閣議決定を踏まえて、今秋新たに「日米防衛協力のための指針」（日米ガイドライン）を改定することがすでに決定しているが、安倍政権は、それより先にすでに動き始めている。いよいよ自衛隊は米軍の中枢部と一体化し、完全に米軍の指揮下に入ったようだ。すでに日本はアメリカの軍事的な世界戦略の一翼を担っている状態であり、もはや戦争を放棄する主体性をも失っているように見える。

② グローバル資本の要請に応じて、存分に戦争商売をさせる安倍政権

すでに、グローバル資本の要請を受けて、武器輸出3原則は改悪され、首相自身が、核兵器に転用可能な原発と共に、武器を世界中に売り歩いている。トップセールスである。また、未だ技術的に確立されていない欠陥機オスプレイを、尖閣諸島等の離島防衛用と称してアメリカから何台も率先して買い、全国に配備するとした。

アメリカの覇権主義の一翼を担うことは、当のアメリカによって長年警戒され、牽制されてきた国内軍需産業を伸ばすことに対する、言わばお墨付きを得ることでもある。グローバル資本にとって、文字通りの「平和主義」は商売にならないが、安倍首相の唱える「積極的平和主義」は、戦争の抑止力としてできるだけ高性能の、つまり付加価値の高い高額な武器を買い込む、あるいは売り込むという考え方なので、まことに好都合であり、大きなビジネスチャンスを生むのである。

3、薄まる国民国家の存在意義を隣国脅威論で高める

① ネオリベ国家はグローバル資本に選ばれるように国家再編を行う

グローバル資本は、その自己増殖において、特定の国民国家に忠誠を誓うことはなく、より利潤追求に有利な国家や地域へと自由に移動する。また、多国籍企業化すれば、その企業の利益がその企業の生まれ故郷がある国家の経済や雇用や社会保障を直接押し上げることは全くつながらなくなるのだ。つまり、多国籍企業の利益と国家の利益を重ねて見ることは難しいのだ。

けれども、資本のこの動きに対して、各国は下方へのバーゲニングを迫られてきた。国家は、法人税率を引き下げ、消費税率を引き上げ、労使折半という形で社会保障に責任を負うことになる正規雇用の枠を解雇等により狭め、非正規雇用の枠を広げることを奨励するか、黙認するという対応を迫られてきた。経済の維持と国家財源確保のため、各国は、より多くの資本に「上客」として国土に上がってもらい、自国に長く滞在し、金を落としてもらうしか生き残る道はないという考えに縛られているからだ。

今や「社会的な国家」を標榜したヨーロッパ諸国でさえも、グローバル資本の前で競争を強いられ、その結果社会的なものに対する財源を切り詰めることを迫られている。これが、自己決定を自己責任にすり替えるネオリベリズムの手口である。グローバル資本に対し国民国家は自国の国民を守れない。グローバル資本の恩恵を受けるのは1%の富裕層であり、その他の国民は、窮乏を強いられる。グローバル資本に対する国家の無力ぶりは明らかである。

② 隣国脅威論が高まり、極東アジアに対する外交的失態・無策は不問に

資本を前にした国家間競争はまた、グローバル化という言葉とは裏腹に、ナショナリズムが肥大する一つの素地を潜在的に作り出している。グローバル資本に対するバーゲニング競争において、アジアのライバル中国・韓国に対し、「民族的・文化的・インフラ的優位性」を主張し、優秀な国家として資本に選ばれようとする。日本の場合は、帝国時代から、西洋文明に対する憧れと劣等感をもち、裏腹に、近代化の遅れたアジア諸国に対する優越感と差別的な眼差しがあった。さらに、過去の侵略戦争の責任の所在を明確にし、公式に謝罪していないという負い目が、逆に差別的意識や嫌悪感を助長している。

また、国家がグローバル資本に対して無力であると感じているがゆえに、国民は表面的であれ、逆に国家に万能感を求めるという傾向があるのではないか。それが、ある種のゼノフォビア(外国人に対する嫌悪)として表れているのではないか。極東アジア諸国にその傾向は強い。特に日本政府は、領土問題や従軍慰安婦問題、靖国神社参拝問題と次々と問題を招いているのに、安倍政権に対して外交的失態・無策を批判する国民の声は小さく、マスメディアもこのような国民感情の上に立って、あるいはそれをさらに煽動する側に立って報道する論調が目立っている。

NHK 経営委員会のトップの靱井会長も、安倍首相が選んだ経済人であり、就任会見で従軍慰安婦問題を軽んじたり、政権寄りの報道をするのは当然だと発言した人物である。この人選は、薄まる国民国家の存在感を、マスメディアを太鼓持ちにして何とか高めようとする安倍政権の強引な姿勢を象徴的に表している。

II 「国民の生命と平和な暮らしを守るため」—安倍政権が保証するセキュリティの危険性

1、国家の存在意義とは

① 「国民の命と平和な暮らしを守るため」—剥き出しになる国家の存在意義

集団的自衛権行使容認の説明にあたり、「国民の命と平和な暮らしを守るため」というフレーズをやたらと繰り返した安倍首相。この剥き出しの政治表現の中に、国家の存在意義

そのもの、言い換えれば、国家と人民の本質的な関係そのものが含意されている。

② 国家と人民の本質的な関係

フーコーは、「安全性」という概念に言及してこのように言っている。

『国家の人民に対する関係というのは、本質的には、「安全保障協定」とでも呼べるような形式のもとで形成されます。かつて、国家はこう言うことができた——「私はあなた方に一つの領土を与えようと思う」、言い換えれば「私はあなた方に、あなたが自分たちの国境の内部でなら平和に生活できるようになることを保証します」と。それは領土に関する協定であり、国境の保証は国家の重要な機能でした。今日、国境の問題はそれほど前面には出て来ない。今日、国家が協定として人民に提示するのは、「あなた方は保護されるだろう」ということ、つまり、不確かなこと、予期せぬこと、損害や危険をもたらすようなこと、そういったすべてのことから保護されるだろうということです。』

(市野川容孝「安全性の装置 権力論のための一考察」／「現代思想」97/3)

③ 近代国家像の展開過程

市野川の整理を元に、近代国家像の展開過程を簡単に振り返る。

ドイツを例にとると、近代国家の像は「ポリツァイ国家」「法治国家」「社会的国家」の三つがあり、歴史的にもこの順番で登場している。

- ・ 「ポリツァイ国家」というのは、18世紀に啓蒙絶対主義と絡まり合いながら登場してきた。当時すでに社会が課題とすべき「安全性」は、内的なもの(一国の内部で確保されるべき安全性)と外的なもの(国家間の次元で対外的に確保されるべき安全性)の二つに分けられていて、「ポリツァイ」は、前者の内的な安全性の確保に関わるものとされた。しかし、その内的な安全性もかなりの広がりを持っていて、ホッブズの言葉に倣えば「単なる[自己]保存ばかりでなく、その他のあらゆる生活上の満足」を確保することであり、治安は言うに及ばず、医療、公衆衛生、経済政策全般のすべてが課題となった。

ところが、18世紀終わりには、そんなポリツァイ国家に対して批判が向けられる。君主や国家は、なるほど「人民の繁栄とその快適な暮らし」を目指して様々なことを行ってくれるかもしれないが、そのために国家の活動領域は無際限に広がり、国民一人一人の私的な「自由」や「自律」が侵害されるという、自由主義からの批判だった。カントやフンボルトがそれを批判し、無限に肥大しかねない国家の活動領域を制限し、私的自由圏を広げようとした。その際によりどころになったの

が「法」であり、やがて「法治国家」が「ポリツァイ国家」に取って代わる。

- ・ 「法治国家」は、君主の恣意を排して統治を法により制限する。それと同時に、諸個人の権利や自由を法により保障するという両義性を持っていた。重要なのは、ここでも「安全性」が自由の保障という形で不可欠なものとして残ったことである。とは言え、ここでは「安全性」は、かつてのように「人民の繁栄とその快適な暮らし」に必要なありとあらゆることではなく、他人の権利や自由を侵害する行為の除去に限定されており、これに呼応してポリツァイのイメージも今日の「警察」のイメージに縮小した。

また、フンボルトの自由主義の原理は、経済自由主義、すなわち資本制を正当化する一つの根拠にもなった。つまり 19 世紀後半のドイツにおいて、法治国家の確立と資本主義経済の発達とはコインの裏表だった。

しかし、展開はここでは終わらない。マルクスは「ユダヤ人問題によせて」の中で、「安全性」が市民社会即ちブルジョア社会にとって「最高の社会的概念」になっているが、同時に、その「安全性」が、ある種の自己欺瞞、自己矛盾に陥っていると批判した。「安全性という概念によって、ブルジョワ社会はその利己主義を越え出るわけではない。私有財産の保障、自由な経済活動の保障といった利己主義の保障がブルジョワ社会における安全性の内実なのだが、その結果、労働者階級は日に日に困窮し、その生存さえ危うくなっている。資本家にとっての安全性が、労働者階級にとっては大いなる危険となっている」という指摘であった。革命という手段を回避しようとする人々にとっても、この安全性の自己矛盾は、何とか是正しなければならなかった。

- ・ そこで登場してくるのが、今日「社会保障 (Social Security)」と称される様々な事柄であり、これらを引き受けるものとしての「社会的国家」、日本で言う「福祉国家」である。

(市野川容孝「討議—安全性をめぐる」／「現代思想」99/10)

以上、見てきたように、「安全性」は社会編成において、終始、重要な軸となっていた。こうした展開過程はドイツに限らず、近代社会、近代国家一般にかなりの程度、一般化できる。

④ 「社会的国家」の次に来る国家像

「社会的国家」では、福祉の主体が国家になっていることで人々は福祉を受ける対象として位置づけられる。福祉国家体制とは、人々の生を政治(会計、監視、統制)の対象とする巨大な官僚機構である。そして、国家を福祉の主体として立てることは、国境による世界の政治的分割を温存させる。つまり、「ポリツァイ国家」「法治国家」「社会的国家」の流れ

は、当然、一国主義的な発想による国家像を出ない。

しかし、Iで展開した、1970年代、債務危機を抱える中南米諸国へのIMF・世銀による構造調整プログラムの押しつけから始まるネオリベリズムによる国家再編は、国家が主体となって客体である国民をどうこうするというより前に、国家がネオリベリズムの客体になり、ネオリベリズムの論理が国家を作り替えてしまう。一国の意志より先に世界を席卷する論理が一国に貫徹する。言い換えるならば、国家はネオリベリズムの論理と人々との仲介役を演じることになる。だから、これを、「社会的国家」の次に来る国家像として並べるのが相応しいのかどうか、疑問の余地が残るところだが、一応「ネオリベ国家」と呼んで位置づけてみる。

この「ネオリベ国家」の特徴は、グローバル資本が国内で展開しやすくなるように、産業構造や法律、インフラなど、あらゆる側面をグローバルスタンダードに条件整備していくことである。そこに住む人々も、グローバル資本にとっては整備すべき条件の一つにすぎない。しかし、資本と人々との敵対の激化を阻止し、管理するという福祉国家的調整機能を国家が発揮するのも、グローバル資本の国内での展開を妨げない範囲内のことでしかない。

⑤ 「国民の命と平和な暮らしを守るため」なのか「グローバル資本の展開を妨げないため」なのか

初めの議論に戻ろう。「国民の命と平和な暮らしを守るため」と、集団的自衛権行使の説明にあたり、しきりに繰り返す安倍首相であるが、本当にそうなのだろうか。国家と人民の本質的な関係を示しているはずのこの言葉も、「グローバル資本の国内での展開を妨げない範囲内」に限定されるのではないか。言い換えるならば、グローバル資本のグローバルな展開を妨げるものに対する戦闘行為が集団的自衛権の行使ということになるのではないか。

2、国家に自らの「安全」を委ねることの危険

① セキュリティを絶え間なく修正するための闘争が必要である—「フランス人権宣言」より

1789年の「人間と市民の諸権利の宣言」第2条には、「あらゆる政治的結合の目的は、人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件を保全することにある。これらの権利とは、自由、所有権、安全、および圧政への抵抗である」と書かれている。

しかし、「人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件の保全」=自身の安全の確保は、本来自らが行うものであって、市民たちが自己設立する国家が、

市民たちに対して保証する、セキュリティとしての「保安＝安全保障」がそれにかわることはない。

「安全」を「セキュリティ」と置き換えたときに、国家は市民たちに対して個人的かつ集団的に「セキュリティ」を保証することになるわけだが、それは同時に市民たちが望む「安全」からの逸脱の始まりでもある。市民たちは国家から保証された「セキュリティ」を絶え間なく修正し、それに応じた闘争を続けることになるだろう。この「宣言」は、そうした諸権利の要求そのものを、「圧政への抵抗」の制度的形態に他ならない対抗勢力として構築する可能性へと道を開いてもいるのである。

(水嶋一憲「市民のミスエデュケーション」／「現代思想」99/5)

この水嶋の「フランス人権宣言」を引いた論議を踏まえると、人民の「安全」と国家が保証する「セキュリティ」は、元来、別々のものである。だからこそ「『セキュリティ』を絶え間なく修正し、それに応じた闘争を続ける」ことが必要なのである。「圧政への抵抗」は、人民にとって言わば必然なのである。

② 国家に収奪されたcura(＝ケア)の奪回を

さらに、市野川は、国家を「セキュリティ装置」として捉えた上で、次のように述べる。

「security」は語源から言えば、se(～がない)という接頭辞と、気遣いや心配を意味する cura の合成である securitas(気遣いのないこと)からなる。しかし、securitas(気遣いのいらぬ)状態をもたらすのは cura であるという逆説にすぐにぶつかる。つまり、語義的には「配慮」を無化するはずの「security 装置」が、同時に「あらゆる場所に目を配る配慮の装置」になると、理解できるだろう。「セキュリティ装置」は cura を無化するのではない。そうではなく、人々から cura を言わば収奪し、それを無限に肥大させ、その見返りとして人々に cura なき securitas をもたらし、そういう装置なのである。とすれば、国家に収奪された cura の奪回と、その可能な在り方の模索こそ私・たちにとっての最大の課題なのではないか。

(市野川容孝「安全性の装置 権力論のための一考察」／「現代思想」97/3)

市野川は、先の「フランス人権宣言」に倣って言えば「人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件の保全」に対する cura(＝ケア)を国家に収奪されたままにしないで、その cura を自分たちの手に取り戻すのが人民の課題である、と言う。その「人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件」の中には、「圧政への抵抗」が高らかに謳われているのだ。人民が、自身の生の尊厳を懸けてそれを表現していかなければならない。

Ⅲ セキュリティ網による生の捕獲

1、アベノミクス／国家秘密法／集団的自衛権……— 安倍政権が広げるセキュリティ網

① アベノミクス — Market Security

アベノミクスとは、要するに国家の市場へのネオリベ的介入のことであり、安倍政権の「Market Security」のことである。ネオリベ／ウオーフェア型の国家再編としては、一般的には、この「Market Security」こそ最優先で取り組むべき課題である。

デフレ脱却を「経済再生」の要とする安倍政権は、日銀の金融政策にまで口出して景気回復のムード作りに懸命であるが、日本における長期的なデフレは、そもそもグローバル金融危機の日本への波及の仕方にか過ぎず、問題はよそにある以上、その効果は限定的である。

前年のサブプライム問題を発端とする 2008 年 9 月のウォールストリート危機の直後、11 月の G20 では、各国首脳は銀行家を救済するために、大規模な財政支出の拡大に合意した。そして、2 年後の 2010 年にトロントで開かれた G20 では、各国首脳は「2013 年までに財政赤字を半減させる」という意見に原則合意した。それが民衆のための社会支出の縮小を意味することは、2011 年のギリシャ危機を見れば、明らかである。

つまり、金融資本のためには財政支出を拡大し、民衆のための財政支出は縮小するという取り決めを、それぞれのお国の事情は抜きにして G20 で決めてしまっている。ネオリベリズムは、金融危機と財政危機を逆手にとって、それをさらなる世界展開のチャンスとするほどしたたかな論理なのだ。

(曹貞煥 (JOE Joenghwan)「世界資本主義の危機と代案をめぐる葛藤」／「現代思想」2012/2)

「Market Security」とは、グローバル金融危機から自国の民衆の生を守るためのもののはずなのだが、安倍政権の「Market Security」は、したたかなグローバル資本に際限なく奉仕するために、民衆から搾り取ることを辞さない。

② 国家秘密法 — Public Security

地震、津波、原子力災害、交通災害、感染症対策などの危機から、国家は国民を守る義務がある。そしてこれらの危機管理には、必ず治安維持的側面がある。危機管理と治安維持は「Public Security」だが、昨秋強引に成立させた国家秘密法(「特定秘密保護法」)は、まさに安倍政権の「Public Security」のありかたを示している。

「特定秘密保護法」は「スパイ防止法」と「治安維持法」の二つの側面を持つ。「スパイ防止法」が確立されていないので、軍事作戦を事前に日本に教えると漏れてしまう。だからアメリカは軍事機密を教えてくれないのだ。尖閣諸島をめぐる中国が挑発を繰り返している今、これではいざというとき日米共同作戦が取れないので困る、というのが安倍首相の言い分らしいが、そうまでしてアメリカの軍事機密を教えてもらう必要があるのか。アメリカから信用を得るために、国民の権利を縛ることでいいのか。

そのような重要法案を臨時国会に提出し、わずか1ヶ月で成立させたのは、いかにも拙速である。これは「国家安全保障会議」(日本版 NSC)の発足に間に合わせるために急いだのだろうが、両方とも一刻を争う法案とは言えない。彼らの言い分からしても、「国防の根幹に関わる」大きな選択であり、強引に進めてよい類のものではないはずである。

「特定秘密」は、防衛・外交・特定有害活動・テロリズムの4分野に限定されているので、反原発運動が取り締まりの対象になるというのはいかなる理由があってもありえないという意見があるが、反原発運動を「特定有害活動」に指定すれば、直ちに対象になるのだ。事実、自民党の石破茂前幹事長が、「特定秘密保護法案」に対する国会周辺でのデモ活動について、「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」とブログに記したことを見ても、デモを「特定有害活動」に指定することは、決してありえないことではない。

ところで、危機から国民を守るのが「Public Security」であったはずだ。結局、「特定秘密保護法」で、国家は、何から何を守ることになるのか。「スパイ防止法」の側面からすれば、それは、日本列島に住む人々の権利を制限し、その人々からアメリカの軍事機密を守るのであり、「治安維持法」の側面からすれば、日本列島に住む人々の権利を制限し、その人々から国家の政治的判断を守るのである。

③ 集団的自衛権 — National Security

集団的自衛権は、国家安全保障「National Security」の問題そのものである。しかし、これを行使できるようにすることで、抑止力が働き、国家は戦争に巻き込まれる危険から国民を守る、という論理はどう考えても筋が通らない。

これまで見てきたように、安倍政権は、早々と中国との距離の取り方をアメリカ頼みにして、下駄を預けることに決めた。それは、中国の覇権主義に国家としてまともに対応することを放棄し、アメリカの覇権主義に全面的に同調し、自国の利害をそれにできるだけ一致させ、TPPであれ、米軍基地であれ、何でも受け入れることで、口をつぐんだままで東アジアで起こる国家間トラブルを自国に有利に裁いてもらおうという計算があつてのことである。つまりアメリカの覇権主義に乗ることが、戦争の抑止力になり戦争を仕掛けられることがなくなるというのだ。

しかし、アメリカの事情からすれば、覇権が弱まっているからこそ日本に肩代わりを求めている面があるのに、それで強い抑止力になるのか。さらに、近隣から仕掛けられての戦

争ばかりを想定しているが、出かけていく戦争をアメリカに命じられる危険性は、その「抑止力」以上に大きいのではないか。このリスクに目をつぶってまで米軍の指揮下に自衛隊を入れたい、さらに自衛隊に PKO を指揮させたいという暴走ぶりは、安倍晋三の好戦的なパーソナリティを持ち出さない限り説明がつかない。

結論を言えば、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈は、国民を危険から守るものではない。しかし、アジア・太平洋戦争を仕掛けたことの責任の所在を明らかにしないまままでこの先もアジアにおけるプレゼンスを確保し続けるため、つまり「国体」護持のためには、まだまだアメリカに後ろ盾になってもらうことが必要なのだ。つまり、憲法解釈の変更は、国民ではなく末永く「国体」を守るためのものなのである。

④ 縮減される福祉・社会保障等 — Social Security

グローバル企業は「客人」であり、「旅人」である。たとえそれが、自国の町工場に出自を持つ企業であっても、それは変わらない。グローバル企業が企業活動を展開しやすいように、国家はインフラや法の整備を万全に整えて、「おもてなし」をしなくてはならない。法人税が高かったり、社員の社会保険料の負担が多すぎたり、首を切りにくかったり、人件費が高かったり、労働者の権利意識が高すぎたりすると、「客人」は来なくなり、「旅人」としてさらに条件のよいよその国へ出て行ってしまふ。国家はグローバル企業に選んでもらうために、独自の福祉政策をかなぐり捨てて、できるだけグローバルスタンダードに近づけるか、それ以上に縮減しなければならない。これが、今日のネオリベ国家型「Social Security」の姿である。

もちろん、国家が国民に施す形の「Social Security」が必然的に持つ矛盾もある。それは、福祉が国家行政の枠組みの中で企画される限り、国民がいつ何時「非国民」の烙印を押されるかわからないという不安を永続的に抱えることになってしまうことである。そして、その「非国民」には、移住労働者はもちろんローン破産者、国家体制に挑戦する人々まで含まれ、国家の恣意的な判断でいつでも調整される。国家の福祉を通じた保護の裏側は監視であり、「非国民」に対する容赦ない暴力である。

つまりネオリベ国家型「Social Security」は、「Market Security」に応じて縮減される対象であり、ネオリベ型であろうとなかろうと国家が国民に施す「Social Security」は、常に恣意的に生み出される「非国民」に対する暴力装置として働く。

⑤ 再稼働に前のめりな原発 — Physical Securityとして「責任」を負うべきなのに

原発をこの先どうするのかという問題は、本来、人間と自然の関係において考えられる安全性、あるいは危険性の問題である。この際「自然」とは、人間が従属すべき自然＝Nature というよりも、人間が科学技術によって文明内部に取り込んだ自然＝Physics のことであり、この先それをどうするのかということに「Physical Security」としてとても大きな責任

を負わねばならないはずであるが、現状ではその議論は深まっていない。

ネオリベ／ウォーフフェア型の国家再編を進める安倍政権としては、むしろ、エネルギー戦略の転換の難しさを言いわけにしながら、なおも原発あるいは核という商品のセールスを目論む三菱等のグローバル資本の露払いを国家が担っており、原発の今後を「Market Security」として扱いたい欲望が透けて見える。

そして、日米同盟の本音のところでは、原子力政策には、原子力の火を分け与えたアメリカの国家戦略上の意向あるいは武器に転用可能な核を保有させるという軍事戦略上の意向が反映されており、原子力が「National Security」の大きな柱になっているのは間違いない。

つまり、本来は、国家がまず純粋に「Physical Security」として判断すべき責任を負う「原発をこの先どうするのか」という問題を、安倍政権は、「Market Security」や「National Security」の問題にすり替えて、正面から議論することすら避けている。

2、Market—Public—National—Social ……いろいろなセキュリティの網の目が人の生(魂・いのち・生命・生存・生活)をがんじがらめにし、捕獲していく

① もう一度並べると見えてくる「生の捕獲」

安倍政権のネオリベ／ウォーフフェア型の国家再編では、「Market Security」は、民衆から可能な限り搾り取り、グローバル資本に奉仕する。「Public Security」は、日本列島に住む民衆からアメリカの軍事機密を守り、国家の政治的判断を守る。「National Security」は、戦争責任の所在を明確にしないままにアジア諸国との関係が続けるために、アメリカとの軍事同盟にますますしがみつき、アメリカの覇権主義による戦争に巻き込まれるリスクを背負い込む。「Social Security」は、「Market Security」からの要請に応じて縮減される対象であり、なおかつ常に「非国民」を生産し、「非国民」に対する暴力装置として働く。原発再稼働に前のめりなのは、真正面から「Physical Security」として扱わず、「Market Security」や「National Security」として扱うからである。

こうして並べてみると、国家のセキュリティ網がどのようなものかが分かる。「金を出せ」「国家の判断に口出しするな」「言うとおりにしろ。さもないと非国民とみなすぞ」…脅し文句の羅列にしか見えないが、しかしこれが、「国民の命と平和な暮らしを守るため」に国家が用意したセキュリティ網なのだ。国家は「国民の命と平和な暮らしを守るため」に、国民に「だまって命と暮らしを差し出せ」と命じている。これが、セキュリティという名の生(魂・いのち・生命・生存・生活)の捕獲である。

② 自分の生が捕獲されていることはなかなか実感できない

しかし、自分の生が国家に捕獲されているという実感は、持ちにくい。ネオリベリズムは、「自己責任」論を展開する。働いても働いても貯金できない、ブラック企業以外に就職

口がない、ローン破産した、シングルマザーになった、親が認知症になり若い自分が介護している・・・なぜだ？自分が悪いからだ。しかたがない・・・。

かつて、イギリスのサッチャー首相は、『Women's Own』という雑誌の1987年10月31日号のインタビュー記事で「There is no such thing as society (この世に社会なんてない)」と言いつつ放った。

「われわれは、あまりにも多くの人々が『もし問題があれば、政府がこれに対処すべきだ』と考える時代を生きている、と私は思う。『私が困難に陥れば、助けてもらえる』。『私はホームレスだ。だから、政府は私に住む場所を与えてくれる』。彼らは、彼らの問題を社会のせいにする。しかし、社会なんてものは存在しない。あるのは、個々の男であり、女であり、家族である。どんな政府も個人を通さないかぎり、何もすることはできない。そして、人々は、まず最初に自分の面倒を見なければならない。まず、われわれ自身の面倒を見、そして次に隣人のことに気をつけるのが、われわれの義務である。人々は、義務を果たさないのに、あまりにも多くの権利があると思っている。もし最初に義務を果たさなければ、権利なんてものはない」(Samuel Brittan, “‘There is no such thing as society’”, in *Capitalism with a Human face*, HarperCollins, Paperback Edition, 1996, pp85-101)

これは、「社会的」なものを否定したネオリベリズムの発言として、世界で最も有名な言葉である。それでは「社会的」なものとはそもそも何を指しているのか

「社会的」なものとは何か

・・・「社会的」という言葉の反対語は、「不平等」である。・・・「社会(的)」契約という言葉は初めて使ったのはルソーである。そのルソーは『社会契約論』の中で、こう書いている。「この基本契約は、自然的平等を破壊するのではなくて、逆に、自然的に人間のあいだにありうる肉体的不平等のようなものの代わりに、道徳上および法律上の平等を置き換えるものだということ、また、人間は体力や精神については不平等でありうるが、約束によって、また権利によってすべて平等になるということである」。「肉体的」に見れば人はさまざまだけれども、そういう違いを超えて、「人間はすべて平等である」と言い切る、私たちの大いなる「約束」——それがルソーの言う「社会的」な契約である。「社会」福祉も、「ソーシャル」・ワークも、そういう約束の実現をめざしているのであり、また地域格差が云々される介護保険も「平等」という理念を失うべきではない、と私は思う。

(市野川容孝「「社会的」なものとは何か」／月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2003年5月号(第23巻 通巻262号))

つまり、約束事によって不平等を平等に近づけるための仕組みが「社会的」なものなのだが、ネオリベリズムは、その努力を否定し、不平等を「自己責任」に還元する論理なのである。安倍政権はこの方向で国家再編を行っている。国家と個人の間にあった「社会的」なものは大きく縮減され、人々の意識の上から消される。そうすると「自己責任」で陥った苦境の中で丸裸の個人が頼るものは、もはや国家しかない。ここに、国家のセキュリティ網に自分から捕獲されるという倒錯が生まれる。

3、だまされたフリをしていたという人々の潜在意識に密通して捕獲する

① 「放射能汚染は100%コントロールされている」というウソ

福島第一原発がコントロール下でないことは、一般的な報道だけで誰もが知っている。けれども、安倍首相は平気でウソをつき、諸外国はそれを分かっているが受け入れた。さらに、マスメディアはこれを美談として語り、あっという間に東京五輪翼賛体制を作り上げてしまった。これで景気がよくなるのだという。しかし、トリクルダウン効果など実感したこともないし、今さら期待できないことは誰にとっても周知の事実であろう。

それではなぜ人々はだまされるのか。いや、だまされているわけではない。ふりをしているのだ。大震災があり、原発事故があった。「Physical Security」として文明を大転換すべき場所にしながら、そうできないのは、それだけ生の捕獲が進み、自分の生を主体的に生きることができない人が増えているからではないか。

② 「強い」国家＝強いセキュリティ機能を持った国家を望み、自ら捕獲される

ネオリベ／ウォーフフェア型の国家再編が進めば進むだけ、グローバル資本に対する国家の無力ぶりが誰の目にも明らかになる。しかし、その一方で、「社会的」なものが国家によってどんどん縮減され、丸裸にならざるを得ない自分の生は、何か絶対的な生の基盤になるものを取り戻したいと願うようになる。ここに、国家、民族、宗教などにしがみついて心の安寧を得たいという傾向が現れる。これらの中には、科学や人間の理性を絶対的な基盤とする「近代」回帰だけでなく、神のような超越的な権威を想定する「前近代」への回帰傾向も含まれる。そこに、無反省な天皇制への傾倒や、在日の人々や極東の国々に対するヘイトスピーチを生み出す温床もある。

彼らの望む「強い」国家とは、結局、強いセキュリティ機能を持った国家ということになるのであり、そういう意味では、彼らは、国家のセキュリティ網をまるでゆりかごであるかのように感じ、それに自ら捕獲されたがっているのだ。

③ 「自発的隷従」する国家、その国家に「自発的隷従」する「国民」という「入れ籠」の構 図

16世紀のフランスでエティエンヌ・ド・ラ・ボエシが唱えた「自発的隷従」という概念が、現

代日本の状況を言い当てているという議論がある。このラ・ボエシの「自発的隷従論」の翻訳本の出版に際し監修を行った西谷修は、次のように言う。

たとえば日本はアメリカに負けた。だが日本の統治者たちはアメリカにいちはやく「隷従」することで、身の安泰を確保し、占領統治者として君臨するアメリカに認められ支持されて、改めて日本を統治するようになった。その代表例が、A級戦犯でありながら巣鴨プリズンから解放されて首相になった岸信介である。

.....

この「自発的隷従」は二世代・三世代と続き、初めは身を守る奸計でもあったものが、やがては「生まれたときから」の性根となり、何の疑問もない「自然」な姿勢になってしまう。日米安保体制とはそういうものだ。

.....

そしていま、民主党の大いなる失敗で「日本を取り戻した」安倍政権は、アメリカへの「自発的隷従」をさらに倒錯させて、アメリカにあからさまに嫌われても、なおその「隷従」を強めることで自らの統治体制の強引な強化を目指している。

.....

ただ、「特定秘密保護法案」に見られるように、「アメリカの要求」をアメリカに嫌われるほどに受け入れることで、安倍政権はアメリカを利用しつつ、「昭和の妖怪」のゾンビとして異様な国家作りに邁進しては、いるのである。

(西谷修『『自発的隷従論』がついに！』／ブログ：西谷修－ Global Studies Laboratory 2013/11/3)

この嫌われるほどアメリカに「自発的隷従」する安倍政権に対して、これまた嫌われるほどに「自発的隷従」してしまうのが、国家のセキュリティ網に自ら捕獲されたがっている人々なのではないか。

安倍政権が高校無償化の対象から朝鮮学校だけを外したことに倣って、各自治体が朝鮮学校だけ補助金交付を打ち切ることを始めており、この自治体の行為自体がすでに「自発的隷従」に近い行為なのだが、その空気に煽り煽られ、在日の人々や極東アジアの国々に対するヘイトスピーチを繰り返しているいわゆる「ネット右翼」は、「隷従」の「隷従」の「隷従」という「自発的隷従」の入れ籠状のあり方を示していると言えるのではないか。日本政府は国連人権委員会からヘイトスピーチを禁止するよう勧告されているのに、「表現の自由」を盾に、のらりくらりとほぐらかし、有効な手を打っていない。

「自発的隷従」して国家のセキュリティ網に捕獲される人々は、自分の生を生きていない。それを放棄することで国家に「隷従」する生き方を自発的に選んでしまっているのだが、さらに問題なのは、「隷従」を潔しとしない人々を攻撃し、国家の意向を汲んで人々に「隷従」を強いる側に「自発的」に回ることである。このオートメーションほど、強引なやり方

で統治を続ける安倍政権の安定に寄与するものはない。

4、安倍政権によるセキュリティ網の絞り込み

① セキュリティ網を「National Security」に向けて絞り込む

これまではセキュリティ網がいたるところに張り巡らされ、生の捕獲がなされていることを述べてきたのだが、それでは安倍政権が広く網をかけ、広げた網を絞り込むとすれば、どこか。それは、武力衝突も視野に入れた「National Security」の方であるに違いない。

強い日本は簡単に攻められない。強気の姿勢を貫くほど、相手は怯んで戦争を仕掛けて来れなくなるというのが「積極的平和主義」のスタンスである。しかし、どこまで日本は強気でいられるのか、それは、アメリカが決める。日米安保の枠組みを堅持した上での強気的意思表示である。現在、日本国の国家安全保障「National Security」の根幹は日米安全保障条約であり、アメリカの意向を無視した独自外交は、まずありえない。首相の靖国参拝は、昨年末の強行突破が米国の激しい怒りを買ひ、もうできなくなった。最近では、「ロ大統領の秋来日断念—首相米から理解得られず」(2014/09/23北日本新聞一面)という事例など、その典型である。

では、日本はなぜそれほどまでにアメリカに従属するのか。それを、白井聡は近著「永続敗戦論」の中で次のように言い当てている。

敗戦の帰結としての政治・経済・軍事的な意味での直接的な対米従属構造が永続化される一方で、敗戦そのものを認識において巧みに隠蔽する(=それを否認する)という日本人の大部分の歴史認識・歴史的意識の構造が変化していない、という意味で敗戦は二重化され構造を為しつつ継続している。無論、この二側面は相互を補完する関係にある。敗戦を否認しているが故に、際限のない対米従属を続けねばならず、深い対米従属を続けている限り、敗戦を否認し続けることができる。かかる状況を私は、「永続敗戦」と呼ぶ。

永続敗戦の構造は、「戦後」の根本レジームとなった。事あるごとに「戦後民主主義」に対する不平を言い立て戦前的価値観への共感を隠さない政治勢力が、「戦後を終わらせる」ことを実行しないという言行不一致を犯しながらも長きに渡り権力を独占することができたのは、このレジームが相当の安定性を築き上げることに成功したがゆえんである。・・・

彼らは、国内及びアジアに対しては敗戦を否認してみせることによって自らの「信念」を満足させながら、自分たちの勢力を容認し支えてくれる米国に対しては卑屈な臣従を続ける、といういじましいマスターベーターと墮し、かつそのような自らの姿に満足を覚えてきた。敗戦を否認するがゆえに敗北が無限に続く——それが「永続敗戦」という概念が押し示す状況である。(P47～P48)

しかしこの「永続敗戦」状況も、もはや維持不可能だと白井は言う。一つには大国となった中国が許容しないこと、そして、冷戦構造の崩壊以後、とりわけ2008年以降急速に衰退傾向にある米国が、日本を、無条件で援助すべき同盟者というよりも、収奪の対象として見るようになってきていることを挙げている。

② 同盟国アメリカに対する甘えから生じる読み違い

「敗戦の否認」を支えたのは、冷戦構造と日本の突出した経済力であった。冷戦構造は反共の砦として韓国、台湾、そして日本を配し、沖縄を直接統治した。反共で連携が必要なこれらの国家間でいがみ合っている場合ではないというアメリカの意向があり、日本に対する不満は封じられてきた。また、対中国も含めて日本の経済力はかつては圧倒的であり、相手国に公式の謝罪は経済的支援の後でいいとさせてきた。しかし、冷戦構造と絶対的な経済格差が無くなり、今や「敗戦の否認」を支えるものは消えた。アジア各国は言いたいことが言えるようになった。

そして当のアメリカである。アメリカは占領下の日本に民主主義をもたらしてくれたとほとんどの日本人は思っている。しかし、それは地政学的に日本列島が共産主義国家から少し離れた場所に位置していたからであり、最前線である韓国や台湾が、戦後しばらくはアメリカの息のかかった軍事独裁政権を続けざるを得なかったのに対して、最前線より一步下がった位置にある日本は、そこまでタイトな状況下にはなく、事実上アメリカの息のかかった保守党の一党独裁でありながら、野党に社共がいる民主主義ごっこを採ることが許されたにすぎないという見方がある。それほど、東アジアの国々は第二次大戦後、アメリカの意向に沿って作られてきた。アメリカは日本が好きだから日本に民主主義ごっこをさせてくれたのではない。アメリカの国益を考え、日本が再びアメリカに刃向かうような国家にならないように、高度なテクニックを弄して統治を行ったのだ。

けれども安倍政権は、未だにアメリカは日本の後ろ盾になってくれるはず、アジアの国々の日本に対する不満を抑えてくれるはずだと期待している。アメリカは確かに衰退傾向にあるようにも見えるが、そうであればなおさら、アメリカの覇権主義にとって、日本は欠かせない同盟国になるべきなのであって、在留米軍にもっと便宜を図ったり、軍事的にも米軍を支援できるように法整備しよう。そうすれば、きっとまた以前のように、アメリカがアジアの国々の口を封じ込めてくれると、そう思い込んでいる。

しかし、安倍政権のエモーショナルな「対中国包囲網」という提案に、米国がやすやすと乗るだろうか。今や「世界の工場」と呼ばれる中国の覇権主義にどう対応することが国益を守ることに繋がるのかを、米国は慎重に判断している。「自

発的隷従」を続ける日本の指導者のエモーショナルな要求とは全く関わりのないところで、冷静にその判断は下されるはずである。

③ 日米安保を使ってアメリカを動かしてこそ対等になれるという倒錯した論理

「対中国包囲網」に米国を巻き込もうとする安倍政権には、若手外務・防衛官僚たちと重なる、倒錯した思いがあるように見える。以下に挙げるのは、白井の著した「永続敗戦論」の中で引用されている豊田祐基子が著した2009年の著書『『共犯』の同盟史—日米密約と自民党政権』(P8)からの引用部分である。

2001年9月の米同時多発テロ以降、小泉政権下で日米同盟強化が急速に進む中、外務・防衛官僚や自衛隊を中心とした「安全保障サークル」で繰り返し議論されてきたテーマがある。「日米同盟は手段か目的か」がそれだ。

そこでは、「米国のいいなりじゃないか」と目的論を批判する若手が、「主体的に米戦略に参加することで発言力が高まる」と論じるのが常だ。「戦略的親米」を自認する彼らは、米国の敵が変わるたびに日本が求めに応じて能力や役割を変えてきたことを理解している。それが避けられないなら、敵を先取りして米国を巻き込むという考え方なのだ。

ある海上自衛隊員は「北朝鮮だけでは足りない。急激に軍拡を進める中国に対する包囲網に米国を取り込む。日米関係が揺らいだとき、それが米国を繋ぎ留める手段になる」と話した。それは、米国の意志を先取りすることで初めて、自主性を確保できるというねじれた論理である。

ここには、「日米同盟は目的である」として、何かの手段として考えることすら放棄する古い世代を批判的に見ている若い世代もまた、「永続敗戦」の構造に目を向けず、その構造の上に乗っかって批判している様子が端的に表れている。日米同盟を使って米国から呼びかけられるばかりだから、こちらから先に呼びかけよう。それで対等になれる、というのは、まるで甘えただだっ子のような発想である。これが何かの手段であるとは思えない。つまり、豊田が「手段」派と見る「安保サークル」内の若手も、実は日米同盟を目的化しているに過ぎない。「同盟」という名にふさわしい対等性を持ちたいという欲求だけがあり、その先のことは何も考えていない。「自分たちの後ろ盾である米国は、本当に来てくれるのだろうか、呼んでみたいな」という幼稚な好奇心だけではないか。これでは、米国の親心を試すために、近くにいる子とトラブルを起こす幼児の心理である。近くにいる子(=国家)の言い分は全く眼中になく、あるのは親(=米国)の関心を引くことだけである。

そして、その当時小泉政権下で政務担当の内閣官房副長官を務めていた安倍晋三もまた、当時そのように考え、驚くべきことにトップに立った現在も同じ発想で政権運営をしているのではないか。これでは、米国は辟易するであろうし、近隣諸国は激怒するはずである。どちらからも「調子に乗るな」と言われて当然である。

④ アメリカから見限られるその先にあるもの

時代が変わっているのに、こんなデタラメを続ける日本を、いつまでも甘やかす米国ではない。米国の覇権主義を進めるにあたり、A. 日本からさらに搾り取って衰退気味の国力を再度高め、あくまでも中国に対抗することが得策か、それとも、B. 中国の覇権主義も一定程度認め、覇権争いを回避したほうが得策か。米国がいずれを選択するにせよ、日本の指導者層には、これまでのような甘えを許さないという厳しい態度を取るに違いない。

A. 日本は無条件で守るべき同盟国ではなくなり、搾取の対象となる。TPPをゴリ押しし、付加価値の高い兵器をどんどん売りつけ、逆に軍事用に無償で日本から技術供与を引き出す。沖縄の高江や辺野古に新しい軍事作戦に対応した米軍基地を作らせると同時に、岩国など本土にも新しく購入させたオスプレイを遠慮なく配備する。日本政府はどこまでが「思いやり予算」なのかを把握しきれないほどに、国家予算を米国へのご機嫌伺いにつぎ込まざる得なくなる。米国としては、多少思わせぶりの同盟国的態度を取るだけで、日本をしゃぶり尽くすことができる。

しかし、煽るだけ煽っておいて、もしも日中の軍事的緊張が米国のコントロール不能なほどに高まったときはどうするのか。日中開戦は米国としても避けたいはずであり、巻き込まれるわけにはいかない。思わせぶりが過ぎてコントロールを失うと恐ろしいことになるので、そこは慎重になるだろう。しかし、例え開戦に至らなくとも、このままの状態をずるずる続ければ、日本は膨大に膨らむ米国への借金に呆然としながら、なおかつ近隣諸国と身動きできない軍事的緊張の中に一人置かれることになるのは間違いない。

B. 日本の指導者たちの「歴史修正主義」は、戦勝国である中国にとってもアメリカにとっても許し難い。安倍首相は「価値観外交」と称して、価値観を共有する日米と、異にする中国という構図を描きたがるが、歴史認識ではむしろ、戦勝国米中が価値観を共有するのであり、戦前の帝国思想を未だに引き継ぎ、敗戦を認めない日本国こそが、カルト国家であるというプロパガンダを米国発で流されたら、日本はたちまち戦後世界で立ち位置を失うだろう。しかし、追い込まれた日本が冷静さを失い、中国と開戦するといった事態は、米国も避けたいはずである。そのため、米国は、日本の指導者層にこれまでのような甘えを許さず突き放し、中国を初めとするアジア諸国に対し友好関係を構築することを厳命することになるだろう。

AであれBであれ、アメリカという後ろ盾を失い、日本はいよいよ中国をはじめとするアジアの国々と、自力で面と向かわざるをえない時がやってくる。ただ、これに早い段階で気付いて、自ら主体的に踏み込んで平和裡にアジアの国々と対話ができるのか、それとも米国の思わせぶりに翻弄され、どん詰まりの状況にまで追い込まれてから、苦し紛れにもう一度戦争を仕掛けるような最悪の対し方をしてしまうのか。安倍政権に前者の選択は期待できない。

⑤ 安倍政権にcuraを委ねたまま黙っていると国家と無理心中させられる！

以上見てきたように、安倍政権は、政権の特徴としてセキュリティの網を国家安全保障「National Security」の方に絞り、日米安保の一層の強化が *securitas* (=気遣いのいらぬ状態)をもたらすのだと、半ば思考停止気味に思いこんでいるのだが、この認識の甘さが大変恐ろしい事態を招きかねない。このまま安倍政権に *cura* を委ねているうちに、日中の軍事的緊張が極限まで高まり、何かの弾みで開戦へと向かう可能性は、もう否定できない。黙っているのは、安倍政権の思考停止状態につき合わされ、国家と無理心中させられる。

IV 生の捕獲の先に待っているのは「国家緊急権」

1、着実に整えられている「有事法制」

① 日本における「有事法制」整備の流れ

安倍政権は、「社会的」なものを縮減することで、進んで生の捕獲に応じる心性を国民の間に醸し出しながら、セキュリティの網を国家安全保障「National Security」の方に絞り、日米安保を後ろ盾に、中国を挑発し続けているのだが、もう一方で、自民党政権は代々、有事法制の整備を着実にやってきている。日本における有事法制の流れを見ると、昨年末の「特定秘密保護法」や「日本版NSC」へ着実に流れ込んでおり、その流れは、今や「国家緊急権」をも手繰り寄せ、それがいよいよ安倍政権の射程圏内に入ってきている。

自民党政権は、憲法 9 条と社会党の存在を根拠に、米国から求められる「有事法制」の整備を、敗戦後長らく棚上げにすることで済ませてきた。しかし、1997 年の「日米防衛協力のための指針」(日米ガイドライン)を受けて、1999 年に「周辺事態法」が成立。また、2001 年のいわゆる「米国同時多発テロ事件」を契機に、同年「テロ対策特別措置法」が、2003 年には「武力攻撃事態法」など有事関連 3 法が、2004 年には、「国民保護法」など有事関連 7 法が相次いで制定された。

そして 2014 年、遂に集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされた。

2、自民党が狙う「国家緊急権」

① 憲法を否定することを明文化する自民党憲法改正案

自民党は有事法制の整備を着実に進めるもう一方で、真っ正面から憲法改正に取り組む姿勢を示し始める。広範な論議を巻き起こし改正の気運を高めることを狙い、独自の憲法改正草案を発表している。2007年に初めて出され、2012年に改訂されている。この自民党憲法改正草案では、現行憲法に規定のない「国家緊急権」の新設を提案している。

自民党憲法改正案 第9章 緊急事態

第98条(緊急事態の宣言)

- 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2項 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

第99条(緊急事態の宣言の効果)

- 1項 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

この2つの条文によると、総理大臣が閣議にかけて緊急事態を宣言すると、内閣は法律と同じ効力をもつ政令を作ることができる。そして、その政令によって、総理は、国民の権利を規制することができるのである。

② 自民党幹事長の危険な認識

自民党の石破茂幹事長は10日、仙台市で開かれた党宮城県連大会で講演し、大震災など緊急事態が発生した場合、政府が国民の権利を一時的に制限する必要があるとし、憲法を改正すべきだとの考えを示した。石破氏は「(東日本)大震災のときに痛感したが、国民の生命・財産や国家そのものが危急存亡の危機

にひんしたとき、一時的に国民の権利を制限するのはどの国でも当たり前のことだ」と指摘。その上で、「国家非常事態という規定がないのは、憲法ができたとき独立国家ではなかったからだ。独立した以上、独立に必要な条項を持つ憲法をつくるべきだ」と述べた。
(2013/03/10-20:27 時事ドットコム)

さらに、先述したように、2013年12月4日、石破茂幹事長は、特定秘密保護法案に対する国会周辺でのデモ活動について、「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」とブログに記しており、物議を醸している。

③ デモの鎮圧を装い「国家緊急権」が発動された歴史

デモの鎮圧を装い「国家緊急権」が発動されることがあるということ、ドイツのワイマール憲法第48条を巡る歴史が証明している。100年前のドイツに目を向けよう。

ドイツのワイマール憲法第48条を巡る歴史

1919年に制定されたワイマール憲法第48条には、第114条等で「不可侵」と保障する基本権が、「公共の安全と秩序」を維持・回復するために、帝国大統領によって「一時的に無効とすることができる」と明記されている。

...

1932年6月、帝国首相に就いたパーペン、暴力活動を理由に前首相からナチに課されていた活動禁止令を自ら解いて、ナチの突撃隊が労働者や住民のデモを襲うチャンスを与えた。その結果、突撃隊とデモ隊との衝突が起こり、住民側に多数死者が出た。帝国大統領のヒンデンブルグはワイマール憲法第48条に基づき、同州に非常事態令を出す。大統領から帝国全権委員に任命されたパーペンは、やがてプロイセン州政府の閣僚を罷免し、同州を自分の統治下に置いた。その理由は、もともとは自分の行為がもとで脅かしたはずの同州における「公共の安全と秩序」が、このままでは維持できないからというものであった。それを回復すると称して、ワイマール憲法が認めていたプロイセン州の自治とその議会制民主主義の条項を骨抜きにし、同州をまんまと自分の統治下に置いたのだ。これを「プロイセン・クーデター」と呼ぶ。

...

この「プロイセン・クーデター」でパーペンが見せた第48条の活用方法を、ヒトラーはさらに大胆に実践していく。

...

1933年2月、帝国議会第1党でありながらも全体の33%の議席しかなかった

ナチ党の党首ヒトラーが首相就任後約 1 ヶ月で、ドイツの国会議事堂が炎上するという事件が発生する。これをヒトラーは共産党勢力の仕業と断定し、「人民と国家の保護のための非常事態令」を大統領に出させ、さっそく憲法が保障する基本権をすべて無効とし、社民党・共産党員への弾圧を開始した。

すでに第 48 条の頻用によって大きな穴を穿たれていたワイマール憲法ではあったが、このことに乗じて、憲法から逸脱した法律の制定権限までも政府に認め、しかも議会にはその廃棄権を認めないという新しい「授権法」を制定することで、ヒトラーは、ワイマール憲法を残しながら、憲法としての機能を実質的に停止させることに成功した。

(市野川容孝「安全性の論理と人権」／「講座人権論の再定位1人権の再問」)

3、現行憲法内にも基本的人権を制限する条項があり、自民党は拡大解釈したがつている

① 現行憲法下の基本的人権制限条項と、そこを突破口にしたい自民党憲法草案

ひるがえって、現行日本国憲法内にも「公共の福祉」を優先して基本的人権を制限する条項がある。そして自民党憲法草案では、「公共の福祉」は「公益及び公の秩序」と言い換えられ、さらに国家権力による恣意的な人権の制限が可能なものになっている。石破幹事長は、この「自民党憲法草案」を念頭に置いて、例のデモに対する「テロ発言」を行ったに違いない。

	現行日本国憲法	自民党憲法草案
第 11 条	憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利	憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利
第 12 条	自由及び権利は乱用してはならず、常に 公共の福祉のために これを利用する責任を負う。	自由及び権利は乱用してはならず 自由及び権利には 責任及び義務 が伴うことを自覚し、常に 公益及び公の秩序に反してはならない。
第 13 条	生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り 、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公益及び公の秩序に反しない限り 、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

4、9条の解釈改憲で「規範の液状化」が始まる

① 「違法を超えた『無法』の水域」に突入

安倍政権の改憲策動は、具体的な改憲草案を出したり、現行憲法の 96 条を先に改正し、憲法改正の発議に必要な要件を緩めておいて改憲の突破口にすると言い出したりと、あの手この手を使って来る。世論の動向を見つつ、出したり引っ込めたりしながら、改憲に対する抵抗感が薄れたところで一気に「改正」という腹づもりなのかもしれない。

実際に、現行憲法下での集団的自衛権の行使容認の閣議決定についても、その決定過程の強引さや拙速を非難する際に、「どうしてもやりたければ、解釈改憲などという姑息な手段ではなく、堂々と成文改憲すべき」という論調で多くの野党やマスメディアが批判し始めている。できないだろうと高をくくっている面もあるだろうが、この言い方は、改憲に対する抵抗感の薄れを表していないか。安倍政権の陽動作戦に釣りに出されているようにも見える。

すでに述べてきたように、基本的人権を制限し、戦争へ国家総動員できる体制づくりは着々と進められている。こうなると、「平和と民主主義」や「9条を守れ」と訴えるいわゆる「護憲派」では、とても太刀打ちできない。なぜなら、大日本帝国憲法の時代から、憲法を「不磨の大典」として崇めるような意識が強いこの国の憲法観が、逆に、文言に手を触れない形での解釈改憲・立法改憲を容易にさせてしまうという側面があるからだ。「憲法は崇めていないで自分たちの手で作るものだ」という正論を誰も論破できない。このままでは、憲法9条を後生大事に戴いたままアメリカの戦争に加わるという、破廉恥極まりない行為が、国家意志として平然と為されることもあり得る。

政府が率先して国家存立の正当性や国家の構成原理を明文化した憲法をねじ曲げる——そうなると、日本国家にかがみとする社会規範はなくなる。「規範の液状化」が始まるだろう。「日本はそんな規範なき『無法』の水域に入った」(西谷修「国民の安全脅かす内閣」/北日本新聞 2014/7/5)のだ。

② 「規範の液状化」という事態に、私・たちはどのように対するべきか

東京都議会や国会での自民党議員による女性議員に対する性差別発言、兵庫県議会議員による政務活動費虚偽申告、青森県平川市議会議員の20人中15人が公職選挙法違反で逮捕された事態、大阪維新の会の府議が無料通信アプリ「LINE」を通じて中学生に対し威圧的なメッセージを送信していた問題、新人女性神戸市議を選挙区が競合する男性「先輩」市議が暴行し全治1か月のけがを負わせた問題・・・。「規範の液状化」はすでに様々なところに及んでいるが、代表制民主主義のルールによって選出された代表者たちの在り方に限定してみても、集団的自衛権行使容認閣議決定と時を同じくして、これだけ連続的に問題が噴出し続けている。

「規範の液状化」とは本当に恐ろしい事態である。権力者の振る舞いに、法による歯止

めが懸からなくなると、人々の生の捕獲はますます加速するだろう。さらに、民衆の間に不安や緊張、疑心暗鬼が広がり、無力感から、政権に抵抗するよりも、進んで国家のセキュリティ網に生を委ねる人々が増えてくるかもしれない。市野川によれば、「security」の語源は、se（～がない）という接頭辞と、気遣いや心配を意味する cura の合成である securitas（気遣いのない）状態であった。人々は無力感に苛まれ、securitas（気遣いのない）状態になり、「国家セキュリティ」に生を委ねてしまう・・・。

この恐ろしい事態に、私・たちはどう対処すべきか。

V 生の捕獲に対する「拒否」を

新たな段階へ押し上げよう

——構成的権力(憲法制定権力)をダイナミックに開く力量の累積を

1、ネオリベ／ウォーフェア型国家では、債務と原子力が生を捕獲する

① まずは捕獲されている自分の姿を認識することから

今日、借金を負うことは、一般的になった。学資ローンや住宅ローン、カードローンなど、人々は借金を作ることで日々の生活を生き延び、負債に対する責任の重圧を受けながら暮らしている。借金は仕事のリズムや選択を決定づけることさえある。奨学金を借りて大学を卒業すれば、返済のためにすぐに有給の仕事に就かざるを得なくなる。住宅ローンを組んで家を買えば、失業しないように努め、仕事を離れて長期の休暇を取ることはできない。自分の背負った負債に責任を感じ、負債が生み出した生活の困難に罪の意識を感じる。自分の生を楽しむすべがなくなる。

ところが、現代のネオリベリズムによって激化した資本主義においては、負債は成長の障害物ではなく、むしろ成長の経済的な動力であり、またそれが、成長の主体的な動力である債務者を積極的に生み出している。ネオリベリズムでは、負債を製造すること、すなわち債権者と債務者の間での権力関係を構築、発展させることを、政治の戦略的な核心としてプログラミングしている。これは、個人対個人、資本対資本のレベルだけでなく、国家対国家のレベルでも同様であり、債務国家の国民はそれだけで債務を背負う。私の借金は私がだらしのないせいではなく、資本主義の成長のために負わされるのだ。

② 原発事故は巨大な債務の檻に国民を閉じ込める

さらに福島原発事故により、この列島に住まう人々は、経済の枠を超えた広義の「負債」を負うことになった。国民は原発の危険性に目をつむり、国策としてそれを受け入れ、のう

のうとその電力を消費してきた。だから、原子力災害の費用を税金を使って際限なく払っていくこと、瓦礫を受け入れること、汚染された食品を買うこと、子供のために年寄りも汚染された食べ物を食べること、汚染地区に敢えて残ること、原発労働を肯定すること・・・これらは結合して網状になり、人々の生を狭め捕獲するが、それでも国策なのだから当然受け入れなければならない、というまやかしの論理に縛られる。

しかも、いろいろな「しがらみ」は「連帯」と混同され、国策に抗うものは「非国民」となり、「Public Security」に処理されるという恐怖感から、これに対し声を挙げるには、相当な勇気と覚悟が必要となる。

③ 全世界の生の捕獲を狙われる者たちと共通の敵に挑む

もともと原子力は、より良いエネルギーに取り替えられるべき悪しきエネルギー源であるのみならず、事故による放射能拡散の可能性と核兵器への転用の可能性を楯に、人の生(魂・いのち・生命・生存・生活)のすべてを人質にとることで、グローバル資本とネオリベ／ウォーフエア型国家の権力をさらに高めることに貢献する装置である。原子力中心のエネルギー構造が確立されると、人々は国家なしにはたった一日も生きていけなくなり、堅固な隷属構造が構築される。それこそ「自発的隷従」の構造である。国家が人々を隷属させるという意味では、原子力の産業利用は、戦争の異なる形式であると言っても過言ではない。

そして、福島原発からの放射能は全世界に拡散し続けているのだ。安倍政権は無策でありながら「コントロールされている」と大嘘をついているのに、それを「世界原子力体制」を支えるグローバル資本が容認し助長している。その最大の影響源は、言うまでもなくアメリカの核軍備と原子力の保持であり、経済的軍事的利権である。だから、原発をなくすことは沖縄から米軍基地をなくすことと同じように困難である。

しかし、この巨大な敵に挑む日本の反対運動は、全世界のグローバル資本とネオリベ／ウォーフエア型国家に生の捕獲を狙われる者たちの抵抗運動と響き合うことができる。国家のセキュリティ網への捕獲と闘いながら、日本列島で自分の生を生きることはとても困難なことだが、世界の人々と共通の敵を見出せることに、その逆転の可能性がある。

2、己の存在をもって世界を変える—絶望から反転する占拠運動

① 2011年の連鎖的な占拠運動

2010年暮れに起こったチュニジアの大衆叛乱を受けて、翌2011年1月末にエジプトではカイロのタハリール広場を民衆が18日間占拠、ムバラク政権は崩壊した。それは北アフリカや中東の他国へと広がり、2月と3月には、遠く離れた米国に飛び火し、ウィスコンシン州議会議事堂を占拠。米国の抗議者たちは、カイロの仲間たちに連帯の意を表明した。5月15日には、スペインのマドリードとバルセロ

ナの中央広場を「憤激する者たち」が占拠。泊まり込み抗議行動は、あらゆる政党の代表を拒絶し、抗議の矛先は銀行の腐敗から失業、不完全な社会サービスから不十分な住宅供給、不当な立ち退き命令にまで及んだ。広場では意志決定のためのアッセンブリー(集会)が開かれ、一連の社会問題を探求する調査委員会を形成した。さらに6月にはギリシャ・アテネのシンタグマ広場の占拠があり、9月、ニューヨークのズコッティ広場の占拠が始まる。・・・

北アフリカの叛乱は抑圧的な体制への抗議であり、独裁者追放が要求内容だった。対してヨーロッパや米国における占拠運動は、広範にわたる社会的な要求を掲げ、代表制と立憲制のシステムが抱える諸問題に取り組んだ。

・・・これらの闘争は現実相互に支持し合っており、例えばウォール・ストリート
の占拠者たちは、エジプトの独裁者に対する闘いを金融による専制政治に対する闘いへと読み替えている。

(ネグリ&ハート「叛逆」／2013/3)

2011年の占拠運動は、全世界の抵抗運動や抗議行動に影響を与え、現在に至っている。2011年3月に震災があり、原発が爆発した日本でも、それに呼応したムーブメントが起こっている。

② オキュパイウォール・ストリート(OWS)——占拠する集合身体

「集合身体による公共空間の占拠」を核に据えるこの運動は、橋や道路の封鎖、銀行などのビジネスの妨害、地下鉄の無料化、大学やアートのスペースの占拠など、資本主義的機能を停止させる行動を行っている。占拠運動は、その重要な局面においては、暴力的方法によってではなく、集合身体的方法的調整によって、法的に規制された行動の枠を打ち破ることで、内側から力能化してきた。

そこには、同時進行的に、自己の内在性と自律を醸成する積極的契機が介在している。占拠されたズコッティ広場に居住し、コミュニティを形成してきたこと—それは行動がそのまま新しい社会性の創出に繋がる経路を開いた。議会政治の対極に位置するゼネラル・アッセンブリー、それとの相関関係で形成されたワーキング・グループや委員会による下部構造創出によって、異なった政治の可能性を垣間見せた。さらにニューヨーク各地域にも、公園やコミュニティー・センターなどの公共空間に、住民のゼネラル・アッセンブリーが形成され、それぞれ固有の問題に基づいて独自の活動を展開していった。占拠／居住／集会／デモの合一によって、都市空間の中に強力な可視性を出現させたことは、決定的に重要であった。9月の後半から10月にかけて、ズコッティ広場は、参加／居住目的できた人から観光客まで、訪問客で埋め尽くされた。・・・

何度か一つの要求項目を掲げるべきことが提案されたが、その都度、大勢によって却下された。このことは決定的に重要である。第1に、そのことが、この趨勢の周りに、いくつもの主題／問題系(労働、教育、環境、反戦、経済、アート、等々)ごとのワーキング・グループや委員会を集合させ、それらの諸問題／主題を統一するのではなく、相関関係を浮上させ、総体として反資本主義の地平を可視化した。第2に、この不在こそが、「占拠」という一見無内容な物質的介入の周りに、様々な人々の知性と身体を取り集め、それらを元に自律性の形成を可能にした。

...

このことは世界中の人々が、多様に異なった形で生を捕獲されている為、複数の問題系の共鳴／共振及び相関関係としてしか見えてこない今日の反資本主義闘争の本質を体現しているように思われる。...

この占拠運動は、ズコッティ広場を失うことで消滅することはなかった。この運動に携わってきた人々は、最早引き返すことはできない。失業、非正規雇用、負債、その他の危機によって、ますます脆弱化する生活基盤、喪失してゆく将来への保証—これは他人の問題ではなく、自分の問題である。この運動はそもそも己の危機に直面している人々が、己の存在を以て世界を変えようとする趨勢なのだ。

(高祖岩三郎「生の捕獲と生の闘争」/「インパクション」NO186. 2012/8)

③ 不当に奪われているものの再共有を—金融の中心地から、原発現地から、基地ゲート前から

占拠(occupy)はob(上から)とcapere(つかむ)の結合語である。これは剥奪されたものの再専有する行動を意味する。今まで剥奪されてきたものとは何か。まず、金融資本は人々の生を捕獲するメカニズムである。だから、金融資本を占拠するということは、このメカニズムに従属させられ奪われていた生を取り戻すという意志の表現である。だからOWSは広場を占拠し、考えと志向をともにする人々を出会わせ、「我々」を構築させ、新しい生を再構成させることから始まっている。

金融資本から生を取り戻すということは、貨幣が媒介する生を拒否することから始まり、新しい生を実験することに進む。金を借りて物を買ひ、学校へ通ひ、家を建て、その結果借金を返すために一生を捧げねばならないという生涯の回路をぶち壊すこと、自分の生を生きることを意味する。...

広場占拠と新しい生の開始が同時に始まるのだ。占拠すべきものは広場だけでなく、生産、分配、消費、疎通、医療、住居、芸術、学問、思惟など「あらゆるもの」なのだ。資本主義に利用される存在そのものに対する占拠が「あらゆるものを占拠せよ！」というスローガンに凝縮されている。すべての人々の生に関連しそれを媒介している代議機関と普遍的な等価物を撤廃すること、それは拒否からはじ

められなければならないが、それにとどまらず、直接的に新しい生を構成することだけが、その拒否を実質的なものとする。そのため、今日の占拠運動は、「何をすべきか？どのようにするのか？」という問いを手放すことができない、すなわち問いながら歩く運動になるしかない。

(曹貞煥(JOE Joenghwan)「世界資本主義の危機と代案をめぐる葛藤」/「現代思想」2012/2)

「剥奪されたものの再専有」というよりも「剥奪されたものを再共有」する行動というべきだろう。共に泊まり込み身体的に近接した空間で過ごした者たちが自分個人の所有物として扱える「専有」を求めるはずがない。剥奪された物を「共」の物として「共有」することをこそ求めていると考えるからである。

「再共有」は、金融資本を初め、あらゆるものに為されるべきである。この列島上にも、2011年以降、大飯原発ゲート前封鎖行動、原発再稼働に反対する大規模な首相官邸前行動、沖縄普天間基地封鎖行動、さらに秘密保護法反対抗議行動、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対する反対行動・・・まだまだたくさんの「拒否」の行動が、占拠の形をとって次々と起こっている。(大野光明:「拒否」が拓く政治) (『『拒否』の〈前〉線情報 No. 3』所収を参照)

原発、米軍基地、そして官邸。これらは、列島住民の生を捕獲するセキュリティ網の象徴的な場所である。ここを占拠し、集合身体として物理的にその機能を麻痺させる— 2011年から始まった世界のオキュパイ運動の流れは、この列島にも押し寄せ、最早途絶えることはない。

④ occupyとはcureを国家から取り戻す行為

危機は突破の契機にもなり得る。セキュリティ網が距離を詰め、この列島上のあらゆる生を捕獲するために囲い込もうとするとき、それは生の危機である。そうではあるけれども、その危機的状況は同時に、生の持続と変化に向けた想像、努力、闘争のチャンスにもなり得る。そのチャンスは、人々の具体的な行為、具体的な技術、具体的な関係の構築によって広がる。その具体的実践が、占拠運動である。

エジプトから三か月後のマドリードのブエルタ・デル・ソル広場で、泊まり込み抗議者に脅しをかけた警官に対して、人々はこう応答した。「私たちは何も恐れない」と。それは、エジプトの人々の主張をそのまま踏襲するものだった。・・・

泊まり込みの抗議者らは、ともに生き、ともに議論し、意見を異にし、闘争することで、スピノザが予見していた真理を再発見したように思われる。つまりその真理と

は、真の安全確保と恐れ克服は、集団的な自由の構築を通じてのみ達成することができる、というものである。・・・

政治的情動の生産と実習訓練がそこでは行われている。共に泊まり込み身体的に近接した空間で過ごしていたために情動の〈共〉的な育成が容易になったという面はあるけれども、さらに本質的な事柄としてあげられるのは、協働がもたらす強烈な経験や、(警察などの)攻撃に晒されやすい極端な状況で互いに身の安全を確保し合うこと、そして集団的な討議と意志決定のプロセスである。泊まり込み抗議行動は、社会的かつ民主的な情動を生産する、大いなる工場なのだ。

(ネグリ&ハート「叛逆」／2013/3)

ここには、市野川が言うところの「国家に収奪された cure」を、国家のセキュリティに頼らない人々、いやむしろグローバル資本や国家のセキュリティ網に抗するために集まった人々の、お互いの関係の中に取り戻し、もう一度埋め込もうとする実践があるのではないか。

この列島上で起こっている泊まり込み抗議行動——沖縄の普天間、辺野古、高江、あるいは仲井真知事のいる県庁、ヤマトの地でも京都府京丹後市経が岬の米軍 X バンドレーダー基地建設阻止行動を初めとする各地の行動——これらは National Security のためと称して収奪された土地を「再共有」(= occupy)するための闘いとも言える。また、大飯原発再稼働阻止闘争以後、全国の原発立地現地闘争や経産省前のテント闘争は、基地と共に国家のセキュリティ網の要に位置する原発を廃炉にし、その地を「再共有」(= occupy)するための闘いであるとも言えよう。

そして、首相官邸前での原発再稼働、特定秘密保護法、集団的自衛権の行使容認等に対する阻止行動、抗議行動は、生の捕獲を続ける国家セキュリティの中心部に対し、一人一人がそのセキュリティに抗し、自分の意志で自分の生を生きることを宣言する行為であり、それは集まった人々の集合的な意思表示でもある。

このように、2011 年以來、世界のムーブメントに呼応して列島各地でも、まさに「政治的情動の生産と実習訓練」が行われており、「攻撃に晒されやすい極端な状況で互いに身の安全を確保し合う」ことで「国家に収奪された cure」をお互いの関係の中に取り戻す営みが、各地で試みられているのだ。

⑤ 安倍的情動の表現を超えて受け入れられる政治的情動の表現——「わたしたちは99%だ」

OWS で生まれた「わたしたちは 99 %だ」という、99 %の大多数を 1 %の富裕層と対置するスローガンは、社会的不平等という現実を浮き彫りにする。それと同時に、自分が連帯すべきは誰なのか、ギリシャやスペインの若者を、暴徒と呼んで取り締まるグローバル資本／ネオリベ国家／メディアの側なのか、それとも泊まり込み抗議者たちの側なのかを、瞬

時に理解させる力が、この表現にはある。この政治的情動の表現が、全世界へオキュパイ運動を発信したと言っても過言ではない。

翻って安倍自民党の政治的情動の表現は、「美しい国日本」／「日本を取り戻す」であった。確かに、迷走のうちに自己解体した民主党から政権を取り戻した自民党だが、その自民党自身も、小泉改革以来すっかりグローバル資本に奉仕するネオリベの政党となっていた。安倍自民党が取り戻したい「日本」とは、グローバル資本の動向に右往左往しない国家なのかもしれないが、それを国家として「取り戻す」には革命を起こすくらいの覚悟が必要であり、自民党が本気でそれを目指すとはどうてい思えない。

それに比べて、「わたしたちは 99 %だ」というスローガンのほうが、グローバル資本／ネオリベ国家／メディアの複合権力から離脱し、それに左右されない主体になることを、よりイメージしやすい。つまり、「国家の一構成員として主体化せよ」というよりも、「1 %の富裕層に支配された 99 %のうちの一一人として主体化せよ」というほうが、より政治的情動に訴える力があるのだ。

3、Constitution＝構成的権力(憲法構成権力)をダイナミックに開くことに向けて

① 代表制民主主義そのものが液状化している危機的現状を逆にチャンスに

—構成的権力(憲法構成権力)を開こう

安倍政権が集団的自衛権行使の閣議決定を行い、公然と解釈改憲が行われる今日、「規範の液状化」は不可避であろう。これは本当に恐ろしい事態である。

2008年11月、沖縄・高江で米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議した住民および反対者の座り込み運動に対し、沖縄防衛局が「通行妨害禁止仮処分」を申し立てたいいわゆるスラップ(SLAPP)訴訟——このような国家やグローバル資本による恫喝や報復目的で起こす訴訟がますます増え、オキュパイ運動に対する締め付け、囲い込み、捕獲は、今後さらに激烈なものになるであろう。国家のセキュリティ網はますます歩を詰めて異を唱える者たちを捕獲しようとする。

そして、代表制民主主義によって選出された代表者たちの度重なる失態、さらに、改憲をも事実上閣議決定のみで済ませられることが象徴しているように、本来なら代表者が議論し決定する力能を有するはずの立法府の行政府に対する無力化の露呈もあり、この代表制システムに対する人々の失望は計り知れない。

しかし、危機は突破の契機にもなり得る。代表制民主主義が機能不全に陥っているからこそ、圧倒的なアパシーの中からも、構成的プロセスにおいて立法権力がどのようにあるべきかを真剣に考え実践しようとする姿勢が、若い人々の間に生まれている。試行錯誤しながらも、政治的意志決定への全員参加の手法を模索するOWSのように。構成的プロセスにおける立法権力は、単なる代表制の一機関であってはならない。それはなによりも、社会生活と政治的意志決定の統治に全員が参加することを促進し、育成する機関でなけ

ればならないのだ。

② 「あなたたちは私を代表しているわけではない。みんな出て行け！一人も残るな」

「みんな(国家機構から)出て行け！一人も残るな」——これは、2001年、債務危機に陥ったアルゼンチンで発せられたスローガンである。これは、政治家、政党、立憲システムそのものの腐敗を凝縮した形で表明するものであるばかりか、新しい参加型の民主主義に向けた潜勢力を表明するものでもあった。この政治的情動の流れが2011年のOWS「わたしたちは99%だ！」にまで続き、現在に至っている。

③ 代表されることを拒否する私・たちが進むべき方向について

指導者集団を置かず全員が討議と意志決定に参加できる仕組み——占拠した広場で開かれた集会のこの形態は、民主的な立法権力を創出するための道具として役立つ。この形態は、実際にモデルとして世界中に伝播し、占拠運動で用いられている。

問題は、どうすればこの全員参加型の集会形態を、広場という狭い領域を超えて社会全体に広げていくことができるのか、である。代表されることを拒否する私・たちが新たな「構成的権力(憲法構成権力)」を得るためのプロセスで、最大のポイントはそこにある。

しかし、これまで歴史上そのような試みがなかったわけではない。

20世紀の社会主義の発案は、労働者に権力を掌握させ、労働者自らが政治的な意志決定を下すための手段を構築することにより、連邦主義的な流儀で権力を社会全体に広げようとするものであった。このときの「直接参加型の集会」を当時は「労働者評議会」と呼んでいた。「労働者評議会」では、革命の主たる目的は全員による全員の支配を意味する民主主義を実現することであると考えられ、評議会が、労働者が政治的意志決定に直接参加することを可能にする役割を果たしていた。

しかし、評議会が機能し得たのは、ごく短期間のみであった。ワイマール憲法下におけるように、それらの評議会が無力化され、産業的な労使協議制の機関として取り込まれてしまうドイツのようなケースもあれば、労働者独裁の基礎をなすものとしてそれらの評議会が欺瞞的な形で描かれるロシアのようなケースもあった。

そうした失敗を重ねてきたとは言え、労働者評議会の活力に満ちた基本要素にあるものは、政治と政治家という互いに切り離された領域を破壊し、その代わりに政治的意志決定の回路を労働者のネットワークを通じて社会全体に広げながら、立法権力を生産領域において具体的に機能させようとする、その企てに他ならない。労働者評議会の権力の卓越性は、すでに工場内に存在していた労働者間の関係を活性化し、活用したという事実にある。つまり生産現場で働いていた

のと同じコミュニケーション回路が、評議会の政治構造の中で別の目的に使用されたわけである。・・・

しかしその明らかな限界の一つは、工場部門以外の賃金労働者や労働者の家族、失業者その他の人々は、政治的プロセスからあらかじめ閉め出されてしまうという点にあった。・・・

しかし、今や私たちは、現代の生産の特徴から、労働者評議会をより広範かつ民主的なものとして構想できる。

現代の生政治的生産においては、コードや言語からアイデア、イメージ、情動の生産までがますます中心的な役割を演じるようになり、生産領域を画定している境界が広がりぼやけているため、社会全体が生産のネットワークに組み込まれていく傾向がある。そのため社会のもっと幅広い部分をその新しい意志決定と政治的参加の構造の内部に組み入れることが潜勢的には可能になるだろう。言い換えるならば、生政治的生産の中で創り出された関係構造及びコミュニケーション構造を、集会形態を広範な社会的レベルにまで拡大するという別の目的に使用することが可能になるだろう。 (ネグリ&ハート「叛逆」/ 2013・3)

「生政治的生産の中で創り出された関係構造及びコミュニケーション構造を、集会形態を広範な社会的レベルにまで拡大するという別の目的に使用すること」ができた例として、前号で取り上げた今年の「三宅選挙フェス」が想起される。(『「拒否」の〈前〉線情報』No. 4 参照)

三宅洋平は、今年の参議院議員選挙に立候補し、選挙期間中の街頭演説を演奏しながら行い、その熱狂ぶりを SNS でライブ発信し、多くの若者の心を揺さぶった。それは、「選挙を占拠」という彼自身の歌の相の手のフレーズにもあるように、実際には公職選挙法に則った守られた時空間であるのに、まるで群集が街頭を占拠しているようにも見え、「擬似オキュパイ」? の様相を呈していた。そこでは心地よい演奏と共に「代表制民主主義が機能不全に陥っているからこそ、圧倒的なアパシーの中からでも、構成的プロセスにおいて立法権力がどのようにあるべきかを真剣に考え実践したい」という三宅の思いが熱く語られ、多くの若者の共感を得ていった。

これは、選挙期間という特殊な政治的時空間を活用したからこそ実現できた現象であることを差し引かねばならない。また、三宅の演説会である以上、「指導者を置かず全員が討議と意志決定に参加できる仕組み」ではないことも差し引かねばならない。けれども、いろいろ差し引いても残ることは、極めて色濃く政治性を帯びた集会が、圧倒的な政治的アパシーの状況を乗り越えて SNS という「生政治的生産の中で創り出されたコミュニケーション構造」を伝って拡大していったという事実である。

私・たちは、この現象を自分・たちの関心に引き寄せて、「路上の群集評議会」と呼んでみたいという欲望に駆られている。この「群集」が政治的意志決定に直接参加することを主

体的に選んで集まる「群衆」になり、「路上の群集評議会」が「路上の群衆評議会」になるとき、それはまさに 2011 年からのオキュパイ運動に連なるムーブメントになりうるだろう。そして、「路上の群衆評議会」から「路上」がとれて、古典的な意味での労働現場であれ、労働力再生産の様々な現場であれ、あらゆる生政治的生産現場、つまり生のあらゆる場面で創り出される関係の中に「民衆評議会」が生まれ、政治的意志決定への参加を社会諸領域全体に拡大する方向へと運動を進めたい。その際には、連邦主義的形態(=「中央集権化された抽象的な統一体のもとに包摂されることのない、社会的領域全体に広がった多様な政治的諸力の間、開かれた、絶えず拡大し続ける関係性」(ネグリ&ハート))を決して手放してはならないことは、失敗の歴史が教えている。

以上、「民衆評議会」が連邦主義的形態を採って拡大し続けることが、「構成的権力(憲法構成権力)」を開く際の抽象的なイメージであることを述べた。なお、「構成的権力」がそのように開かれていけば、国家存立の正当性や国家の構成原理を明文化したものとされる「憲法」もまた、構成的なものとして「民衆評議会」の連邦主義的形態に委ねられ開かれなければならない。憲法が「不磨の大典」として崇められているのもおかしいし、時の政権によって都合のいいように勝手に解釈を変えられるのはもってのほかである。憲法は絶えず「民衆評議会」で人々の口に上り、構成的プロセスを経て改正されてしかるべきである。これが、Constitution を「構成」と同時に「憲法」とも訳すことの所以である。

④ オキュパイの場で、全員参加型の直接民主主義を経験することの意義

いずれにしろ、民主主義が可能になる以前になされなければならないことは、まず、人々の政治に対する嫌悪感の分厚い壁を打ち破ること、そして、人々の政治参加への衝動と自治への欲望を陶冶するような政治的情動を生み出すことである。(三宅の「選挙フェス」は、この点において優れた実践であることは間違いない。)そのための最も強力な方法は、オキュパイ運動の場で民主主義を実践してみることではないか。

グローバル資本／ネオリベ国家／メディアに囲い込まれ、バラバラにされて、今や生を捕獲されかかっている多くの人々が、それでも自らの生を生きるために、治安維持の攻撃に晒されやすい極端な状況の中で、互いに身の安全を確保し合いながら、全員参加型の直接民主主義を実践するオキュパイの場で、民主主義の在り方を体験する——そのことが、代表制を超えた民主主義を実現するための一番の近道であるのかもしれない。

⑤ そして喫緊の課題は、安倍政権の野望との無理心中を明確に「拒否」すること

これまで述べてきたように、既存の代表制民主主義のルールで大きな議席を確保し、一党独裁とも言える状況下で、「永続敗戦」レジームに依拠しつつ、中国を刺激し続け、アメリカを巻き込んで軍事的に対峙しようとする安倍政権の野望を前に、黙して語らぬことは、大変危険なことである。私・たちは、安倍政権との無理心中を明確に「拒否」しなければならない

い。

そして私・たちは、ネオリベ／ウォーフエア型国家による「セキュリティ網」、とりわけ安倍政権により国家安全保障「National Security」に向けて絞り込まれた「セキュリティ網」を食いやぶり、私の生ともう一人の私の生との「共^{コモン}」を通じて cura（＝ケア）を奪い返し再創造することへ踏み込まねばならない。

ときは、この列島上の「拒否」の〈前線〉を、沖縄の前線と呼応する前線にまで押し上げることができるか否かを、我が身に問わなければならないところまで来ている。

「拒否」の〈前線〉を担っている列島上の皆さん、もう一歩だ！ 沖縄に呼応することに向けて、もう一歩だ！

IN/OUT

「素朴な叫びよりもさりげない
はるかな暗号のように響き合う
言葉」(清田政信「遠い朝・眼の
歩み」)

〈燃える男〉、あるいは〈船本洲治記念日〉のために

マニユエル・ヤン

羽田空港へ出立する際、友人がコンピューター・スクリーンをオンにし、進行中の事件を目撃者が写メった一連の写真を、見せてくれた。

まず、新宿のど真ん中の橋の上であぐらをかいて座っている背広姿の初老の男。拡声器を手にしゃべっている。横にはオレンジ色の液体が入った 1.5 ～ 2 リットルのペットボトルが置かれている。数人の通行人が彼の方を見上げている。突然、男は液体を浴び身体に火をつける。

炎と煙に包まれた姿。その熾烈な火傷の度合いはむろんのこと、苦しみの表情さえ見きわめることは不可能だ。

安倍政権が無我夢中で突き進め、閣議決定したばかりの「国家再軍事化」のオーウェル主義的隠蔽用語「集団的自衛権」に対する抗議だと友人は説明した。自殺未遂の翌日、異議を申し立てる数万人が路上を埋め尽くし、安倍をヒトラーと擬えた。

男が焼身自殺を企てる数時間前、見知らぬアパートで目覚めた。新宿で一夜飲み明かしたのだ。テレビには安倍晋三が写っていた。日本のどこよりも米軍基地が高い割合で集中し、第二次世界大戦末の集団自決の記憶がまだくすぶる沖縄で安倍は演説していた。「集団的自衛権」は「積極的平和主義」そのものだと安倍は言う。インタビューを受けた沖縄県民の誰も納得していなかった。むしろ、この原型ファシストの下品なおどけ者が口にする歴史の忘却を気にかけていた。

沖縄の空に「未亡人づくり」のオスプレイ・ヘリコプターとジェット機を、米軍兵士は日毎飛ばしている。その激しい騒音は人々の会話を強制的に中断し、日常の意思伝達能力を断ち切る。米軍人による強姦、傷害、殺人が日常茶飯事のこうした半植民地主義的占拠のもとで長年行われている軍事反対座り込み闘争は、高江の森林生態圏と辺野古の浜辺を日本の平和・環境運動の背骨(バックボーン)にした。だから安倍の演説を聞くと、まるで連続殺人犯が、悲嘆にくれる被害者家族の地元へ行き、新しく入手した拷問器具は必ず安心に繋がると説得する姿を目の当たりにするような感じだ。

1975 年 6 月 25 日、船本洲治は嘉手納米軍基地ゲート前で焼身自殺した。最後の言

葉は、「皇太子暗殺を企てるも彼我の情勢から客観的に不可能になった。したがって死をかけた闘争ではなく、死をもって抗議する。山谷、釜ヶ崎の仲間たちよ！ 黙ってのたれ死ぬな！ 未来は無産大衆のものであり、最後の勝利は闘う労働者のものである。確信をもって前進せよ！」

船本は 29 才の戦闘的労務者。1972 年 12 月 26 日、釜ヶ崎の愛隣センターで爆発した電池仕掛け爆弾の爆取容疑の主犯に仕立てられ、逃亡中であつた。山谷・釜ヶ崎の日雇い労働者を組織する彼の凄腕を当局は恐れた。労働者をボコボコにして建築、港湾、原発に飛ばし、最も危険で汚い労働をさせる暴力手配師の攻撃を食い止めることに、彼はとりわけ長けていた。革命的自殺である。エルドリッジ・クリーヴァーはそれを語っただけだが、船本はそれを実行した。

6 月 9 日、愛隣センターの前に立ち、信号が青になるのを待つ。釜ヶ崎での数日の宿泊が終わった(宿は格安だし、地に足の着いた都会風景は心を和ませる)。

手配師がオレに向かって叫ぶ。「オイ、兄ちゃん、仕事探しとらへんか。ええ仕事あるで！」

草履、サングラス、頭に巻いたバンダナの出で立ちなので、その筋の人に見えるのだ。

「今日はええは」

突然、後ろで激突が耳に響く。鉄金属のきしむ音、騒々しい小競り合い、サングラス姿のヤクザな男がチャリに乗り、口答えする老人に叫びちらしている。逆上した動物のように叫び続けるヤクザ男はチャリから降りて老人に歩み寄り、顔面をコブシで殴る。素早く獰猛なフックは老人を地面に叩きつける。出血しているか否か見る。大丈夫のようだ。信号は青に変わったので歩き去る。電車に乗り遅れたくない。

釜ヶ崎へ行く前、平和学をリードする学者君島東彦氏を訪ねるため、しばし立命館大学に立ち寄った。「平和憲法」の名祖である戦後日本国憲法第九条を廃止することに共感する若者が多いと君島氏は指摘する。彼らの戦争観は美化された英雄的なもの、まるで---日本消費資本主義が強いる社会的協調・服従を指すガヴァン・マコーマックの適切なフレーズを少々調整させてもらうなら、「豊かさの後に来る、3・11 原発災害後の社会」、すなわち道徳的にも生政治的にも崩壊中の社会の「虚しさ」を満たそうとしているかのようだ。

日本の未来を映し出しているかもしれない脱産業化後の寂れきったアメリカ中西部の大学で十年間教えたことがある。学生の多くは貧しく学費ローンの借金まみれで長時間働く傍ら、居眠りしながら授業を受けていた。イラクとアフガニスタンの戦争が驀進する中、入隊しようかどうか悩む学生たちは何の幻想も持っていなかった。戦争を嫌い反対している者、戦闘中に不具になり殺されることを恐れる者もいたが、高騰し続ける学費を支払うカネが必要だった。

経験の木から食べたことのない者のみが軍事的英雄主義を美化し、夢見ることができる。実際、『西部戦線異常なし』から『7 月 4 日に生まれて』に至るまで、それは現代戦争文学のありきたりなテーマである。日本の若者も、もうすぐ気づくだろう。真珠湾攻撃から半

年後に生まれた(ミネソタ州ヒビング市出身の)少年はウェストポイント陸軍士官学校入学を望み、戦場で英雄として死ぬことを夢見ていた。だが、彼は成長し知恵をつけて書いた。

「来いよ戦争の親玉たち/銃をつくるお前ら/死の飛行機をつくるお前ら/爆弾をつくるお前ら・・・//お前らは全ての引き金をしっかり留める/他の人たちが引いて発砲できるように/そして腰掛けて見ている/死者の数が多くなると/邸宅の中で隠れる/若者たちの血が/身体から溢れだし/泥の中に埋まっている間//・・・そしてお前が死ぬことをオレは望んでいる/お前の死が速やかに来るように/棺おけの後ろについて行く/薄暗い午後の中を/そして地中に降ろされ/死の床へつくのを見届けてやる/そして墓の上に立つ/お前の死を確認するまで」

三菱重工の航空産業施設が自衛隊用の「死の飛行機」、潜水艦、爆弾を製造する名古屋で、「戦争の親玉」(“Masters of War”)の作者について講義を行った。名古屋を後にし、東京で電車を降りると、夜光社から出版されたばかりの『HAPAX Vol. 2』を手にとる。

(<http://tsubamebook.com/images/d906944040.pdf>)

部落民の民衆史家である友常勉氏が船本洲治の現在における意義を問う「流動性-下層-労働者」が掲載されていた。鳶職人としての経験をもとに、船本は労働者階級の最も革命的可能性を持つ階層を「流動的下層労働者」として再定義した。彼らの経験は流通過程に拠点を置き、剰余の剔出が最も激しく圧縮される資本主義的空間の拡大と照応する——友常氏によると、それは同時代のテキスト『マルクスを超えるマルクス』に見られるアントニオ・ネグリの主張、「流通の分析は階級闘争の理論を革命的主体の理論へと発展させる」という理論的ひらめきをこだましている。「流動的下層労働者」は労働者階級が自己価値化を形成する新しい弾みをつかみ、不断に変わっていく労働規律の柔軟な制度をひっくり返して溶解する力を持っている。「流動的下層労働者」は、(例えば、最近、36カ国での国際連帯行動を伴う156のアメリカ都市を渡るファーストフード労働者のストライキに見られるように)境界を知らず、あらゆる所に流通するウォールマート化されたプレカリアートの時代にますます当てはまる社会概念になっている。

船本の父は1945年に中国で八路軍に銃殺されている。同年、27才の原理主義的パプテスト派宣教師兼米軍工作員ジョン・バーチもやはり八路軍に処刑された。13年後の1958年、アメリカの反共保守活動家・企業家ロバート・W・ウェルチは極右組織「ジョン・バーチ協会」を結成し、バーチを冷戦で最初に命を落とした「殉教者」として祭り上げた。1958年と言えば、「平和統一」を標榜し、大統領選挙での支持率が倍増する進歩党委員長、曹奉岩(チョ・ボンアム)に脅威を感じた大統領李承晩が、曹(チョ)を北朝鮮から選挙資金を受け取るスパイにでっち上げ処刑した年でもある(再審の末、2010年によく大法院判事全員一致で無罪判決が言い渡された)。同じ年に北朝鮮工作員は大韓国民航空社の旅客機滄浪(チャンナン)号をハイジャックした。日本では、長崎市のデパート浜屋で催された日中友好協会の切手・切り紙展示コーナーの天井からぶら下がった五星紅旗を右翼の青年が引きずり下ろし傷つけたために拘束されている(この「長崎国旗事件」)に対する岸信介政権の対処を物足りなく感じた中国政府は、経済制裁として日本との貿易を二

年半停止した)。処刑、ハイジャック、被害妄想で傲慢な反共団体・資本主義及び共産党国家。これらは冷戦時代の国家権力が発散する毒気に蝕まれた社会の症候群である。

そうした毒気を払拭するかのようにミネソタ州出身の若い歌手は「ジョン・バーチ被害妄想弾き語りブルース」(“Talkin’ John Birch Paranoid Blues”)をつくり、当時(1963年)最も人気があったバラエティ番組『エド・サリヴァン・ショー』で歌おうとした。だが、「ジョン・バーチ協会」から名誉毀損の訴訟を恐れたプロデューサーに歌の差し替えを要請され、シンガーソングライターは激怒のあまり退場した。リリース直前のセカンド・アルバムにも収録されず、長年海賊版でしか聞くことのできなかった政治風刺の歌。

「さて、みんなヒトラーと同意見だろう/600万人のユダヤ人を殺したかもしれないが/彼がファシストであったことはどうでもいい/少なくとも共産主義者と呼ぶことはできないからね! /・・・//さて、ひとりぼっちで働けるように仕事をやめて/名前をシャーロック・ホームズに変えた/探偵袋からの手がかりを追跡すると/アメリカの国旗に赤いしまがあることに気づいたよ!」

八路軍による処刑を戦争が残した記憶の遺産と見なすなら、一人のアメリカ人資本家はそれを反共反革命の陰謀組織として受け継ぎ、一人の日本人労務者はそれを下層労働者の革命的闘争の契機として受け継いだ。そういう言い方も成り立つだろう。しかし、実際、これは硬直した二項対立関係では決してない。何かの弾みで逆転したり、思いがけない血路が開かれたりすることもある。

友常氏の招きを受け6月3日に東京外語大学で話した時、大西洋の歴史家ピーター・ラインボーの父がFBI捜査官のガサ入れに遭遇したエピソードを紹介した。アメリカ帝国主義の好戦的な拡張政策に対し、穏健なリベラリストとして問題提起をしていた外交官であった彼の父親が、共産関係の書籍を所有しているかどうか、あら探しの家宅搜索だ。これを目撃した隣人のジョン・バーチ協会メンバーはFBIにすごい剣幕で食ってかかった。「お前ら国家権力にそんな暴挙をする権限などない!」アメリカの右翼ナショナリストは国家権力を忌み嫌う。国家は拳銃保持を含めた個人の権利と、宗教の自由を常に脅かす存在だからだ。彼らの信奉する陰謀説(共産主義に並んで、国連配属の黒いヘリコプター、メーソン結社、ビルダーバーグ会議、ユダヤ人、果てはUFOまでがごた混ぜになっている)の根っこにある心情は、もとを正せば、権力への猜疑心に他ならない。政治過程から疎外され生活圏の中で八方ふさがれた大衆の不満と情念はこうした偏った形で結晶される。権力志向を棄てた連帯と、実質的な理性を持って大衆の被害妄想を純化しながら自ら変わっていく運動があれば、何らかの血路が見いだせるだろう。しかし、不毛な諍いと独善を撒き散らす言説、不寛容な行動様式がそうした運動の生成を困難にしている。自殺を選んだ船本も異なった史的文脈において似たような問題に直面していたのかもしれない。

友常氏がとりわけ強調するのは、船本の遺書に記された武装闘争「成功の秘訣」の箇条書きである。(三菱を含め)日本企業に対し爆弾闘争を1970年代に整然と行うことによって、多くの新左翼グループが陥りがちな自滅的内ゲバを拒絶した反日アジア武装戦線を、

船本の言葉はインスパイアした。「武装闘争を成功させる秘訣は、黙ってやること」「わからぬようにやること、声明も何も出さぬこと」「民衆に理解できるようにやること、公然活動領域と接触せず事実行為で連帯すること」(*HAPAX Vol. 2, p. 43*)。剰余価値の機構システム(例えば、選挙政治の車輪に油をさす企業の資金)と経済的に等価の政治的微分積分に対するアンチテーゼとしての無名性。自分の手柄にせず利益を顧みない、求めるのは「行動によるプロパガンダ」を通じて大衆の想像力をかきたてることのみ——その展望がどれだけ非現実的で、妄想めいたものであったとしても、それは無産階級の焼身行為から産まれた気高い特性であり、客観的条件がそろえば、蜂起の伝説や民話へと変質する。18世紀イギリス平民の「匿名の手紙」と「行動によるプロパガンダ」を研究した E.P.トムソンは、船本が自殺した翌年の 1976 年にこう書いた。「必然のテキストにおいて欲望の動作は判読可能かもしれないし、合理的説明や批判の対象になるかもしれない。しかし、そうした批判がこれらの動作の源に触れることは決してできない」(“ Postscript: 1976 ” in *William Morris: Romantic to Revolutionary, 807*)。

6 月半ばに 2 週間ほど、嘉手納空軍基地の北東 11 キロに位置する赤野に滞在した際、近所のイオンビッグ田場店に通ってトップバリュー発泡酒を買い、店前のベンチで飲む習慣がついていた。雨が止むのを待つ間、下手な詩を数編書いた。

フレッド・ハンプトンがアメリカ国家権力に虐殺された
年齢の倍近く生きたオレは無職で、
判読不能のクダラナイ詩を書きなぐり
同胞の米軍兵士たちが世界中の米軍基地で
ある日、いっせいにピストルをこめかみに突きつけ
潔い集団自決をするあまりにも大義のある妄想にひたる
国賊であるゆえに
ファシスト的概念である「反アメリカ的」であるゆえに
オレこそがアメリカなのだ

死ぬべきでない人たちがいつも自殺する。不合理な世界では——「賃金のために働いたら、金持ちの資本家を支持することになり/労働しないと、彼らにとってルンペンになる」「まったく変な世界」だとウッディー・ガスリーは呼んでいる——自殺が合理的な選択肢のように感じられる時がままある。戦争と貨幣の双生児は私たちの欲望の動作を判読不能にし、自殺するように促すことがあまりにも多い。

安倍晋三が、日本国旗で巻いたそのむくんだ身体に火をつけて潔い自爆テロリストとして嘉手納基地のゲートを突撃したあかつきには、私たちルンペンは祝う。そして、その日を「船本洲治の日」として記念しよう。

「拒否」の〈前〉線情報

この列島の反転へ向かう未成の「拒否」の前線—その予兆としての〈前〉線＝色とりどりの『身体の述語たち』の軌跡／動線を「寄せ木細工」する試み

沖縄「振興・開発」体制と沖縄自治の波動

はじめに

この間、「自己決定権の樹立」へと向かおうとする沖縄での動きは、日米安保体制そのものの間いなおしや、沖縄の「軍事植民地」的状況のさらなる継続・深化を進めようとする日本国家からの「離脱」までも射程に入れるような段階へと進みつつあるように思う。そして私・たちは、「沖縄セミナー・2011」といった自由な討論の場や、富山の街頭でのアクションを企画することを通じて、そうした沖縄での動きに対して、ヤマトの私たちがいかに連帯するかを探ることを試みてきた。

昨年12月の名護市長選挙では、現政権の露骨な干渉・介入をはねのけて現職の稲嶺進氏が大幅で再選を果たし、辺野古「新基地建設」に対する現地の人々の明確な拒否の意思が示された。その市長選挙で自民党の石破幹事長(当時)が現地入りし、対立候補の応援演説を行った際に、辺野古「新基地建設」の受け入れの見返りとして500億円規模の「振興基金」を創設すると発言している。それは、「所詮は金が欲しいだけだろ」と言わんばかりのこの国の支配者の沖縄の人々への深い侮蔑の念を表すものであると同時に、日本「復帰」後の沖縄「振興・開発」政策が、沖縄の人々の生活の安定や貧困問題の解消のためという以前に、まず何よりも日本政府による沖縄支配の手段としてあるという実態を改めて浮き彫りにした。

昨年12月の仲井真知事の「辺野古埋め立て容認」発言以降、辺野古「新基地建設」をめぐる攻撃が激化し、今年夏からは、今年11月の沖縄知事選までに「新基地建設」への既成事実をつくることを目的として、「海底ボーリング調査」が強行されている。そうした既成事実の積み重ねによって、「新基地建設」に反対する人々の意思を挫こうとする政府側の意図に反して、辺野古現地では、海保を中心とする暴力的な監視・鎮圧体制の下で、連日のように激しい阻止・抗議行動が展開されている。

以下、「Ⅰ．」では、「復帰」後の沖縄「振興・開発」体制の流れをたどる。また、「Ⅱ．」では、「復帰」後の沖縄の「自治」・「自立」をめぐる論議を概観し、「Ⅲ．」では、とりわけ、沖縄の「自治」・「自立」という視点から、そうした動きが孕む思想的な意義を明らかにすることを試みる。

I . 沖縄「振興・開発」体制はいかに進められたか

1. 沖縄「振興・開発」体制の導入とその問題点

(1) 基地問題の「非争点化」システムとしての沖縄「振興・開発」体制

1972 年の沖縄の日本国家への「復帰」後、沖縄では、「沖縄振興開発促進特別措置法」(1971 年成立)に基づき、河川改修や国道改築、港湾整備等の特定の事業を全額補助またはそれに近い補助率で行い、米軍統治下では不十分だった社会資本の整備を進めることで、沖縄の人々の日本国家への意識統合を進めるとともに、大規模な公共事業投資を通じた「利益誘導政治」が導入されることになった。

そのような「メニュー方式」・高率補助制度による公共事業を通じた「利益誘導政治」による沖縄支配のシステムについて、それに対する批判的な立場から研究活動を行っている沖縄在住の政治学者の島袋純にならって、そうしたシステムを沖縄「振興・開発」体制と呼ぶとともに、そのための政策を沖縄「振興・開発」政策と呼ぶことにしたい。以下、島袋純の研究論文を主な手がかりとして、「復帰」後から現在までの沖縄「振興・開発」体制の展開を概観する。なお、島袋自身は、後述の 2002 年の「沖縄振興特別措置法」の施行をシステムの大きな区切りと捉えているが、ここでは煩雑さを避けることと、公共事業を通じた「利益誘導政治」による沖縄支配という点では本質的に変わらないと考える立場から、同法施行以降も、沖縄「振興・開発」体制と呼ぶことにする。

「沖縄振興開発促進特別措置法」下での沖縄「振興・開発」体制は、沖縄開発庁と沖縄総合事務局を「両輪」として社会的インフラの整備を国主導で進めていたが、それは、1950 年代初頭に成立した北海道開発庁と北海道開発局という北海道開発行政のスタイルをそのままなぞるものであった。かつての北海道開発庁長官と同様に、沖縄開発庁長官も予算編成を指揮する権限をもち、一定の総合化を行った。しかし、沖縄総合事務局は基本的に各省庁の出先機関であり、予算の執行に関しては、沖縄開発庁長官ではなく、各省庁の指揮命令に従うというシステムだった。また、沖縄総合事務局では、予算編成の際に各省庁と関係の深い部署や課ごとに次年度の予算の積算を積み上げていく一方で、同事務局長にはそれに対して優先順位を付ける権限は公式には認められていなかった。

「沖縄振興開発促進特別措置法」は、その後、30 年間に渡って継続されているが、同

法では「本土との格差是正」を掲げて、10年おきに第一次から第三次までの「沖縄振興開発計画」が策定され、同「計画」に基づく沖縄振興策が実施されてきた。2002年4月からは、「沖縄振興開発促進特別措置法」が廃止され、それに代わり「沖縄振興特別措置法」が施行され、同法による「沖縄振興計画」が策定されている。

沖縄の日本「復帰」に際して、沖縄の人々には、在沖米軍基地が「本土並み」に解体・縮小されるのではないかという切実な期待があった。しかし、沖縄の米軍基地の存在には手を触れないという日米両政府の方針が次第に明らかになり、結局、そうした沖縄の人々の期待や願望を根底から裏切る形での日本「復帰」となった。

後に初代沖縄開発庁長官となった山中貞則総務長官(当時)は、71年の臨時国会での「沖縄関連法案」の立法趣旨説明の中で、「日本国民と政府は、多年にわたる忍耐と苦難の歴史の中で生き抜いてこられた沖縄県民の心情に深く思いをいたし、『償いの心』を持って復帰関連法律を策定する」という後に有名になった言葉を述べた。しかし、そうした「償いの心」は、沖縄の人々の切実な願いにそって在沖米軍基地の解体・撤去を進めるのではなく、沖縄へ多額の公共事業投資を行うことで「利益誘導政治」システムをつくるための単なる口実以上のものではなかった。

「内閣府沖縄担当部局」作成資料によれば、「復帰」後の1972年度から2011年度まで、約9兆9千億円もの「沖縄振興予算」が投入されている。そうした巨額の金を費やして維持されてきた沖縄「振興・開発」体制は、「復帰」後も変わらない「軍事植民地」的状況に対する沖縄の人々の不満や怒りを公共事業投資を通じた「利益誘導政治」によって懐柔することで、在沖米軍基地体制を安定的に維持するためのものだと言えよう。それは同時に、社会資本整備による沖縄経済の振興を謳うことで、米軍基地の存在が沖縄の人々に強いる社会的な問題を、本土との「格差是正」や沖縄「振興・開発」のあり方にすり替えるものでもある。そのような意味で、それは、まさに島袋が言うように、在沖米軍基地の存在を政治的に「非争点化」するためのシステムだと言っても過言ではないだろう。

(2)「メニュー方式」による高率補助制度の弊害

第二次大戦後、本土側では、道路や港湾施設、工業用地の造成といった社会資本整備による重化学工業化による地域開発政策を軸に「高度経済成長」を実現したのだが、沖縄の「開発・振興」体制の成立に際して、そうした本土側での「全国総合開発計画」の拠点開発方式がモデルとなっている。しかし、沖縄の日本「復帰」からまだ間もない1973年の「オイルショック」による石油の減産と原油価格の大幅な値上げにより、安価な原油の輸入を前提とした重化学工業化路線が本土で破綻した後も、そうしたインフラ整備による経済成長路線ということが、沖縄「振興・開発」政策の基本的な枠組みとして残り続けた。結局、産業振興の進まないまま、沖縄の人々の実際のニーズとは無関係に、社会資本の整備が進められてきたということが、沖縄の「開発・振興」体制の大きな特徴としてある。

先述した『メニュー方式』・高率補助制度』についてももう少し補足すれば、道路建設事業に対する国の補助率が、他の都道府県では「3分の2」であるのに対して、沖縄では、国の「特別措置」によって 95 %という高い補助率になっているが、さらに「第三次計画」までは「全額補助」となっていた。そうした「特別措置」が何をもたらしているかは、「表 沖縄『振興・開発』事業の推移」にもあるように、例えば、道路の整備に関する予算が、「第一次沖縄振興開発計画」で「34.2 %」、「第二次計画」で「36.0 %」、「第三次計画」で「36.1 %」、02～09年の「沖縄振興計画」でも「32.3 %」といったように、この40年間30%台の配分比率で推移していることにも現れているだろう。また、各時期の「沖縄振興予算」の総額は、最大で約3兆3373億円（「第三次計画」）、最小で約1兆2492億円（「第1次計画」）と、3倍近い大きな幅があるのだが、そうした予算額の増減があっても、道路建設予算の配分比率はほとんど変化していない。

表 沖縄「開発・振興」事業費の推移

(単位：100万円)

	第1次振興開発計画 72-81 総額		第2次振興開発計画 82-91 総額		第3次振興開発計画 92-01 総額		沖縄振興計画 02-09 総額	
治山治水	59,667	4.8%	128,685	6.0%	218,358	6.5%	117,411	5.8%
道路	427,710	34.2%	769,533	36.0%	1,217,153	36.1%	658,143	32.3%
港湾空港	158,283	12.7%	266,052	12.5%	411,721	12.2%	251,302	12.4%
住宅都市環境	49,250	3.9%	96,338	4.5%	123,676	3.7%	155,997	7.7%
下水道道廃棄物等	229,341	18.4%	350,867	16.4%	633,800	18.8%	362,567	17.8%
農業農村整備	104,813	8.4%	272,434	12.8%	411,447	12.2%	209,738	10.3%
森林水産基盤	47,452	3.8%	96,110	4.5%	143,184	4.2%	66,547	3.3%
北部特別振興	0	0.0%	0	0.0%	10,000	0.3%	40,000	2.0%
調整費等	775	0.1%	722	0.0%	7,955	0.2%	472	0.0%
公共事業関係費計	1,077,291	86.2%	1,980,741	92.8%	3,177,294	94.2%	1,862,177	91.5%
教育・文化振興	139,357	11.2%	109,008	5.1%	150,327	4.5%	139,361	6.8%
保健衛生	8,455	0.7%	11,435	0.5%	16,207	0.5%	8,995	0.4%
農業振興	24,116	1.9%	33,661	1.6%	29,587	0.9%	24,112	1.2%
非公共事業計	171,928	13.8%	154,104	7.2%	196,121	5.8%	172,468	8.5%
合計	1,249,219	100.0%	2,134,845	100.0%	3,373,415	100.0%	2,034,645	100.0%

(注) 2009年度は概算決定。

(出所) 内閣府沖縄担当部局作成資料、より作成。

出典：宮本憲一「『沖縄政策』の評価と展望」宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論』（岩波書店・2010年）所収

そうした数字からも「沖縄振興予算」による道路建設事業が道路整備の実際の必要性から大きく乖離したところで実施されてきたことがうかがえるが、そのこと一つとっても、沖縄「振興・開発」政策が、沖縄の人々の利便性や生活の向上のために本当に何が必要かとは全く無関係に、公共事業の実施それ自体が自己目的化して進められてきた実態がうかがえるだろう。先述のように、各省庁からの出向者で構成される沖縄総合事務局のメンバーが、出身省庁の意向を受けて専門各部・各課で次年度予算案を作成し、それに対して同事務局長は予算の優先順位をつけることさえもできないといった縦割り行政の弊害が、

そこに典型的に現れているように思う。

なお、沖縄「振興・開発」政策の基本方針や具体的な取り組みを 10 年単位で定めてきた「沖縄振興開発計画」や「沖縄振興計画」では、沖縄知事が原案を国に提出し、それを元に国側が「計画」を策定・決定するという手続きが、「復帰」以降、踏襲されてきた。そのように「沖縄振興開発計画」や「沖縄振興計画」では、計画策定と実施の主体は国であり、沖縄県庁ではなく、国が最終的な決定権をもつことになる。そうした方式が多少なりとも変更されたのは、「復帰」から 40 年後の 2012 年の「沖縄振興特別措置法」の「改正」後のことであり、それにより、「沖縄振興基本方針」を国側が策定し、沖縄知事が同「基本方針」に基づき、「沖縄振興計画」を策定するという方式となった。

そうした方式であっても、依然として国側の関与は非常に大きなものであるが、そのように、沖縄「振興・開発」政策の大枠を定める計画に対して、40 年もの間、沖縄自身がそれを策定する権限をもてないという制度になっていたということからも、沖縄「振興・開発」体制がいかに沖縄の「自治」・「自立」と相容れないものであるかは明らかであるだろう。

2. 大田知事による基地問題の「争点化」への挑戦と挫折

(1)「米兵少女暴行事件」後、沖縄側から基地問題を初めて「争点化」

95 年 9 月、沖縄中部の金武町(きんちょう)のキャンプ・ハンセンに所属する 3 人のアメリカ軍兵士による「米兵少女暴行事件」が発生した。沖縄ではこの事件を機に反基地運動が大きく高揚し、同年 10 月 21 日の「県民総決起大会」では、会場の宜野湾市・海浜公園に 8 万 5000 人もの人々が結集した。同大会では、「日米地位協定の見直し」と「米軍基地の整理縮小」の方針が、大会決議として参加者全員で確認された。

この事件の約半年前の同年 3 月、那覇防衛施設局は、契約を拒否する「反戦地主」の米軍用地に対する強制使用手続きを開始した。米軍用地の強制使用手続きでは、制度上、土地使用者が米軍用地の使用継続のための書類への署名・押捺を拒んだ場合、那覇防衛施設局長が米軍用地のある市町村長に署名・押捺(代理署名)を求めるが、さらに市町村長がそれを拒否する場合に、同局長は沖縄知事に代理署名を求めることになっている。この時には、那覇市長と沖縄市長、読谷村長の三首長が代理署名を拒否したため、大田昌秀沖縄県知事(当時)は、反戦地主所有の米軍用地の土地調書・物権調書への代理署名を迫られる立場になった。大田知事は、「米兵少女暴行事件」後の同年 9 月末の県議会で「代理署名」拒否の方針を明らかにし、そのことは沖縄を超えて日本各地で大きな反響を呼ぶことになり、多くの人々から大田知事への支援と激励の声が寄せられた。

10 月 21 日の県民大会からまだ間もない 95 年 11 月 4 日、大田知事は、米軍基地反対運動の大きな盛り上がり「代理署名拒否」への多数の人々の支持をバックに、村山富市首相(当時)との最初の会談をもった。その会合で、大田知事は、県民大会で決議された「日米地位協定の見直し」を訴えるとともに、2015 年までに在沖米軍基地を全面的に解

体・撤去し、その跡地を「国際都市」として利用するという構想を提示した。それに対して、首相側は、沖縄知事が政府と基地問題をめぐって協議するための新たな協議会の設置を提案したが、それは後に「沖縄基地問題協議会」と呼ばれることになった。96年1月10日に政権は村山内閣から橋本内閣へと交代したが、その提案に基づき同年1月末に開催された「沖縄基地問題協議会」で、大田知事は「基地返還アクションプログラム」と「国際都市形成構想」の素案を提出した。

そのように、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁(当時)長官、後には沖縄開発庁長官も含めた政府の要人と沖縄県知事が、米軍基地の問題をめぐって直接協議する場が設置されたことで、「沖縄の基地問題を沖縄側との政治的な争点にしない」という「禁忌」が初めて打破されることとなった。

(2)「県民投票」直後に「代理署名代行」を応諾

96年5月、大田知事は、連合沖縄から県民投票条例の請求を受けて臨時県議会で県民投票条例案を提案した。その後の同条例の制定を受けて、同年9月8日に「米軍基地の整理縮小」と「日米地位協定の見直し」をめぐり県民投票が実施され、59.53%の投票率で89.83%もの賛成票という投票結果によって、米軍基地の解体・撤去を求める沖縄の人々の意思が改めて明確に示された。

なお、「代理署名」拒否に対して、政府は、大田知事を被告とする「職務執行命令訴訟」を95年12月7日に福岡高等裁判所那覇支部に起こし、翌96年3月の福岡高裁判決で知事側が敗訴したため、大田知事は最高裁判所に上告を行った。最高裁判決の前に沖縄の人々の反基地の意思を明確に示すということが「県民投票」のねらいの一つにあったが、結局、県民投票前の96年8月28日に「上訴棄却」の判決が出され、沖縄側の全面敗訴となった。

「県民投票」の結果を受けて、大田知事がどこまで「代理署名」拒否を貫くかが大きく注目されたが、そのすぐ後の大田知事と橋本龍太郎首相(当時)との会談で「沖縄特別振興費」50億円の予算措置と「沖縄政策協議会」の設置等の成果があったとして、「県民投票」からわずか5日後の同年9月13日、大田知事は「代理署名代行応諾」の方針を発表した。そのことは、それまで「知事の闘い」を支援し、共に闘ってきた多数の沖縄の人々に大きな失望と挫折感を与えるとともに、「米軍少女暴行事件」以降の沖縄での反基地運動の勢いを失速させることになった。先述のように、「沖縄基地問題協議会」といった沖縄の声を国側に届けるための場を獲得して、基地問題を沖縄側から始めて「争点化」したことは、画期的なことであった。しかし、同時に、そのことが逆に、大田知事が政府との対決姿勢を弱め、「協調路線」を取る方向に作用したということは間違いなくあるだろう。

なお、大田知事は、知事就任2年目の91年にも、「反戦地主」による米軍基地用地使用の「再契約」拒否によって、米軍基地用地の強制使用手続きのための「代理署名」代行

を余儀なくされた。政府側から基地用地の計画的返還や跡地利用のための法制化を「検討」するという約束を得たことや、知事として原案を作成した「第三次沖縄振興開発計画」の予算執行を滞らせることへの懸念から、結局、その時にも「代理署名代行」を応諾したという経緯がある。

「県民投票」後の「代理署名代行」応諾は、そのように、米軍基地への反対を貫くか、それよりもまず、現実の経済振興策を優先するかという「苦渋の選択」を迫られた時に、結局は後者を選ぶという構図を再び再現したと言ってもいいだろう。

(3)「国際都市形成構想」の浮上と挫折

沖縄知事就任 1 年目の 90 年から、大田知事は、「第三次沖縄振興開発計画」の策定過程に関わることになった。同「計画」をめぐる沖縄開発庁との協議の場で、知事側は同「計画」の原案に「米軍基地の削減」を盛り込もうとしたが、沖縄開発庁側は、沖縄の振興・開発事業以外の「軍事・外交に関連するいかなる権限も有しない」として、それを拒否した。「国際都市形成構想」は沖縄側が初めて主体的に構築した長期的な総合計画であったが、在沖米軍基地の解体・撤去と基地跡地を活用した新たな産業振興を軸とする同「構想」を大田知事が策定した背景には、そのように、沖縄開発庁主導の沖縄「振興・開発」体制の桎梏を痛感させられたということがある。また、現時点から振り返れば「隔世の感」があるが、80 年代末の「冷戦」体制の終了によって、国際世界での軍事的な緊張が大きく緩和されることで、在沖米軍基地の存在が不要なものとなり、基地の整理・縮小が大きく進むことになるだろうという沖縄側の期待もあった。

「国際都市形成構想」の比較的早い段階では、返還される米軍基地の跡地を東アジアからの留学生受け入れ等の国際交流の拠点として活用するといった経済振興に限定されない構想もあったようだ。しかし、とりわけ、「代理署名代行応諾」以降、2015 年までに在沖米軍基地を全面的に解体・撤去するという「基地返還アクションプログラム」の実現への道筋が不鮮明なまま、「国際都市形成構想」は、世界経済のグローバル化に対応した経済振興策という性格をより強めることになった。97 年 9 月、沖縄全体の「自由貿易地域(フリートレードゾーン)」化を提唱する「全県自由貿易地域の展開に向けて」(素案)を沖縄県側が発表し、さらに、同年 11 月には、「全県フリートレードゾーン構想」の最終案「国際都市形成に向けた新たな産業振興策」が発表された。

それらの「案」では、とりわけ、中国沿岸部や台湾、香港との貿易拡大を視野に入れて、従来型の製造業を中心とした経済発展ではなく、経済の「自由化」によって安価に原材料を獲得し、それに独自の高付加価値型の加工を施して輸出するという方向に沖縄の「活路」を見いだすことを主張した。また、そうした構想の実現に向けて、沖縄が関税率等の法的な規制に対する緩和・撤廃の権限を独自にもつという、主に経済政策的な文脈で、「一国二制度」的な沖縄の「自治」が提唱された。しかし、「国際都市形成構想」の推進役であ

った吉元政矩沖繩副知事(当時)が同年 11 月に沖繩県議会で再任拒否されたことから、同「構想」は大きく失速していった。

吉元副知事の再任拒否の背景には、同「構想」を中心的に推進してきた吉元副知事に対して、それまで通りの沖繩開発庁主導型の公共事業の継続を望む勢力が巻き返しを図ったということがあった。一方、ある意味で世界経済のグローバル化を無批判に肯定するような「国際都市形成構想」に対して、大田知事を支持する人々の間からも批判があった。

結局、同「構想」は、その提唱者である大田知事が知事就任 3 期目の選挙で敗退したことから自然消滅となった。公共事業依存型の経済体質から脱却しようとした大田知事の真摯な思いを否定するわけではないが、沖繩の地の利を活かした「フリートレードゾーン」といった構想は、すでに 80 年代初頭から浮上していながらはかばかしく進んでこなかったものであり、そのような意味で初めから失敗が予想されるようなものであった。しかし、それ以上に、米軍基地の解体・撤去を行うための政治的な「自立」の獲得が困難だとしてそれを「棚上げ」にしながら、その一方で、関税率や貿易規制といった国家の独占的な権限を委譲させることで経済的な「自立」を果たそうと考えたこと自体に、最初から大きな無理があったと言ってもいいのではないか。

(4) 政府との「太いパイプ」が知事自らを追い詰める手段へと逆転

97 年 1 月、日米両政府は、キャンプ・シュワブのある名護市辺野古沖へ普天間基地代替施設を「移設」することで合意した。それに対して、現地の名護市の人々はその「合意」の撤回を求めるとともに、「県民投票」の経験を踏まえて、同年 6 月、辺野古「移設」の是非を問うための「市民投票条例制定」のための請求を行い、名護市の全有権者の 46 % (1 万 7,539 人)もの署名で同「条例」が制定された。

同年 12 月 21 日に実施された「市民投票」に際しては、那覇防衛局の職員が名護市内全戸を訪問して「協力」を呼びかけたり、名護市内の企業に動員目標を与えて従業員を動員して送迎・監視つきの不在者投票をさせるといった地元経済界や防衛庁側からの露骨な介入・干渉が行われた。それにもかかわらず、「市民投票」では、過半数の名護市民が「反対票」を投じて、普天間基地の辺野古「移設」を認めないという意思を明らかに示した。

それから 3 日後の 12 月 24 日、突然、比嘉鉄也名護市長(当時)と橋本首相との会談が行われた後、比嘉市長は辺野古「移設」案の受け入れを表明して、市長の職を辞任した。その後、翌 98 年 2 月に行われた名護市長選挙では、名護市助役の岸本建男が市長の後継者として立候補し、対立候補を僅差で破って当選した。

辺野古「移設」案への日米両政府の「合意」に対して、当初、大田知事は「地元自治体と国の問題」として傍観者的なスタンスを取っていた。しかし、「市民投票」によって名護市現地の人々の辺野古「移設」への拒否の意思が示された後、大田知事は、ようやく辺野古「移設」案への反対の意向を表明するようになり、翌 98 年 1 月には、3 期目の知事選へ

の立候補をにらんで、公式に辺野古「移設」反対の立場を明確に表明するようになった。それに対して政府側は、96年10月の最初の会合以来、それまで計8回にわたって大田知事とはほぼ2ヶ月ごとに行ってきた「沖縄政策協議会」の開催を中止するという挙に出た。

「沖縄政策協議会」は、「国際都市形成構想」の実現に向けて、「代理署名代行応諾」の際に大田知事自らが政府に設置を要求したものであり、「代理署名代行応諾」後、大田知事は政府との友好関係を築きながら、同「協議会」で「国際都市形成構想」も含めた沖縄振興策への支援を要請してきた。しかし、沖縄と日本政府との圧倒的な力関係の差の中で、同「協議会」のような政府との「太いパイプ」を形成したことは、一旦政府の方針と対立すれば、そのようにいつでも一方的に沖縄側との協議を中止できるという意味で、逆に政府側が大田知事を窮地に追い詰めるための手段へと転じることになった。事実、沖縄の経済界は、「沖縄政策協議会」の開催中止を機に、大田知事では「沖縄振興予算」の獲得は困難として、大田知事への支援を撤回した。

大田知事の3期目の知事選では、沖縄の経済界の意向を受けて、かつて95年の「県民大会」で沖縄経営者会会長として大田知事とともに壇上に立った稲嶺恵一が対立候補として立ち、稲嶺候補側は、大田知事が政府との信頼関係を失ったことが沖縄経済の停滞を招いたとする「県政不況」キャンペーンを選挙戦で展開した。結局、そのように、基地のない平和な生活を望む沖縄の人々の思いと、政府から経済振興のための援助を最大限引き出すことを期待する沖縄の経済界との間で、自らの立ち位置に苦慮し続けてきた大田知事は、98年11月の知事選で敗退することとなった。

3. 米軍再編との「リンク化」と「特区構想」

(1) 沖縄「振興・開発」体制の大規模な再編成

大田知事を破った稲嶺恵一が沖縄の新しい県知事に就任した翌日の98年12月11日、政府は、97年11月を最後に1年以上も開催しなかった「沖縄政策協議会」を開催し、「沖縄特別振興対策調整費」(100億円)等の沖縄関係予算の交付を決定した。そのように、沖縄「振興・開発」政策が、在沖米軍基地の安定的な維持と基地問題の「非争点化」の手段であることを、改めてまざまざと見せつけることになった。また、稲嶺沖縄県知事の就任後、政府は、95年の「米兵少女暴行事件」後の沖縄での反基地運動の盛り上がりを沈静化するための手段として、大規模な公共事業投資による「利益誘導政治」を積極的に行った。そのことが最も象徴的に現れたのは、2000年7月の「沖縄サミット」の開催であることは、今さら言うまでもないだろう。

沖縄財界の圧倒的な支持を受けて、沖縄県知事の座に就いた稲嶺知事の任期の一期目は、「代理署名拒否」や辺野古「移設」反対を表明した大田知事のすぐ後であるだけに、沖縄「振興・開発」体制による基地問題の「非争点化」が、とりわけ顕著に現れた時期であった。それと同時に、この時期は、中央政治での「行政改革」の流れを受けて、「復帰」後、

30年にわたって公共事業投資を通じた「利益誘導政治」を行ってきた「沖縄振興開発特別措置法」に基づく沖縄「振興・開発」体制の見直しの時期でもあった。2002年3月、本土との「格差是正」のためのインフラ整備という役割を十分に果たしたとして同法は廃止され、それに代わり、同法から「開発」の文字を取った「沖縄振興特別措置法」が制定されて、同年4月から施行された。また、「沖縄振興特別措置法」に基づき、それまでの第一次～第三次「沖縄開発振興計画」に代わり、「沖縄振興計画」(02年～09年)が策定されている。

「沖縄振興特別措置法」は、「ハードからソフトへ」の転換を目指して、それまでの公共事業を通じた社会資本の整備から「民間主導の自立型経済の構築」への転換を謳うものであり、そのための具体的な施策として、経済の「グローバル化」に対応した「特区構想」が大きな「目玉」となっている。そのように、同法の成立以降、従来型の公共事業予算が削減されるようになっているが、その一方で、後に述べるように、防衛省を通じた交付金・振興金の比重が増し、「沖縄振興予算」は、米軍再編策の受け入れの「見返り」としての性格をより強くもつようになっている。

02年の「沖縄振興開発特別措置法」の廃止に先立って、01年に「沖縄開発庁」が廃止され、それに代わり、既に96年の大田知事時代に設置されていた内閣官房「沖縄問題担当室」と「沖縄問題担当大臣」を再編して、内閣府に「沖縄担当部局」を設置し、特命担当國務大臣としての「沖縄担当大臣」を置くことになった。また、沖縄・那覇市の「沖縄総合事務局」は、内閣府の出先機関となった。

なお、「沖縄開発庁」は公共事業を通じた沖縄での地域振興を推進するための機関であることから、米軍基地の整理・縮小といった軍事・外交・防衛に関わる問題に対する権限をもつものではなかった。一見すれば、「沖縄開発庁」という一つの庁をまるごと廃止することは行政組織の簡略化に思えるが、同庁の廃止によってその機能を「沖縄担当部局」が吸収して、基地問題も含めて同部局に一元化されることで、それまで以上に強い権限をもつ組織が誕生することとなった。

(2) 辺野古「移設」計画とリンクした補助金・交付金制度の新設

「米兵少女暴行事件」後の沖縄での反基地運動の大きな盛り上がりとそれに支えられた大田知事の「代理署名拒否」が在沖米軍基地の安定的な維持を揺るがすことへの危惧から、96年9月の「県民投票」の約1ヶ月前の同年8月19日、内閣官房長官の私的諮問機関として、「沖縄懇談会」が開催されている。なお、同懇談会の目的として、「基地所在市町村の意向に応え、その『閉塞感』を和らげ、将来への希望につながる夢のあるプロジェクトを、基地所在市町村の人々の発意で実現する」ことが、掲げられている。その3ヶ月後の同年11月に、同「懇談会」(後に座長の慶応大教授島田晴雄にちなんで「島田懇談会」と略称)は、国が直接、米軍基地所在地の25市町村(当時)に対して7年間で100億

円規模の交付金を支給するという「島田懇談会基金」（「沖縄米軍基地所在市町村活性事業基金」）の創設を提言した。その提言に基づき、米軍基地を抱える沖縄の市町村に対して、97～2009年度にかけて計836億円が交付されている。

そのようにすでに大田知事時代に基地関連の新たな補助金・交付金制度が創設されていたが、稲嶺知事の就任からほぼ1年後の99年11月、稲嶺知事が辺野古沿岸が普天間基地の「移設」の最適地であることを正式決定した後、政府はすぐに、辺野古移設計画を地元自治体に容認させることに向けて、10年間で100億円規模の「北部振興予算」の確保を表明した。後に正式に予算執行上の組織や制度を整えた「北部振興事業」が創設され、2000～2007年度にかけて計676億円が交付された。

その他、沖縄独自の基地関連の補助金・交付金制度として、「代替施設」建設を条件に普天間基地を含めた11の在沖米軍施設の返還を日米両政府が「合意」した96年11月の「SACO最終報告」に基づく「SACO交付金」と「SACO補助金」がある。手短かに言えば、「SACO交付金」は、「SACO合意」に基づいて実際に米軍基地の移設の受け入れを行う自治体に対して適用されるものであり、一方、「SACO補助金」は、「SACO事案との関連性を国が認める事業」に適用されるというように、「SACO交付金」に比べて交付上の条件が緩やかなものになっている。とりわけ、「SACO交付金」は、米軍基地・施設の受け入れを交付の条件として明確に定めているという意味で、「基地所在市町村の『閉塞感』の緩和」といった微妙な言い回しを用いながら、米軍基地の受け入れの「見返り」であることを言明するのを避けてきたこれまでの基地関連の補助金・交付金制度とは大きく異なる可言えよう。なお、「SACO交付金」はそうした厳しい条件が課せられている一方で、その利用の際には、「交通施設」等の8種類の分野のいずれかを明記するだけで柔軟な使途が可能であり、しかも、「SACO補助金」が9/10の補助率であるのに対して、「全額補助」となっている。

また、07年5月に成立した「米軍再編推進法」に基づき、「駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施」を目的として、自治体での「基地建設の進捗状況に応じて支給」する「再編交付金」が創設されている。「再編交付金」は、「SACO交付金」と同様に、その交付があくまでも米軍基地受け入れの「見返り」であることを条件としている。同時に、それは、基地建設事業の「遅延が国の行為または自然現象以外に由来」する場合、例えば、住民の反対運動によって基地の移設・建設が滞るような場合に、当該自治体の長が「その事由の解消に努め、また協力すると見なされないとき」は支給額の減額や支給停止もありうるというように、自治体の長の基地反対派の住民への対応までも含めて、交付の判断基準にするものである。

なお、99年12月26日、岸本名護市長（当時）が、辺野古での普天間「代替施設」の受け入れを表明したことを受けて、同年12月28日、政府は、辺野古「移設」問題をめぐる閣議決定（「普天間飛行場の移設に係る政府方針」）を行った。その閣議決定に基づき、辺野古「移設」に関わって、「代替施設協議会」・「移転先および周辺地域振興協議会」・

「北部振興協議会」・「跡地対策準備協議会」の4つの協議会が新設されて、辺野古移設新基地の規模・工法や、振興策、跡地利用について市町村レベルの自治体と国側が懇談を行ってきた。

そうした市町村単位での協議会の設置や、これまで述べてきたような基地関連の一連の補助金・交付金制度の創設によって、国は、県のレベルを「バイパス」して、直接的に沖縄の市町村やさらにその下の区レベルまでも含めて、住民を直接取り込むことが可能になっている。

(3) 進まぬ「ハードからソフトへ」の転換

先述のように、「沖縄振興特別措置法」下での沖縄経済の「ソフト化戦略」の目玉は「沖縄特区制度」であり、その一環として、沖縄本島内に、「情報(IT)特区」・「金融特区」・「観光特区」・「自由貿易特区」の4つが新設されている。とりわけ、「金融特区」は、投資減税や法人税の免税を講ずる国内最初の制度になった。しかし、「沖縄特区制度」は、事業者にとって使い勝手が悪く、一部の事業を除き、実際にはほとんど沖縄経済の振興に活用されていないのが実情である。

例えば、沖縄本島中部の中城(なかぐすく)湾奥の広大な造成地のうるま市新港地区が「自由貿易特区」の指定を受けているが、そこでは企業誘致のために、法人税の課税対象になる企業所得の35%の控除や、さまざまな国税・地方税の減免制度の他、外国から輸入した原材料を加工して再輸出する場合に、関税や消費税がかからない「保税制度」が適用される。しかし、商品を運ぶにも貨物船の定期航路がなく、埠頭の整備も遅れていることや、製品を陸上輸送で那覇港に運んで出荷するという不便な立地条件のため、企業進出が進まず、2010年6月時点で、96区画ある分譲地に7社しか入っていない。

名護市の「金融特区」では、過去に同「特区」制度に基づく法人税の控除の適用を受けた企業が本社への吸収という形で「撤退」したため、現在、法人税の優遇措置を受けている企業は皆無である。元々、「金融特区」のねらいとしては、日本の他の地域にはない投資減税や法人税の免税と引き替えに金融機関を誘致しようということがあった。しかし、「ペーパーカンパニー」をつくらせないための規制として、常時20人以上の従業員の雇用が義務づけられるという厳しい要件もあり、同「特区」への金融業の誘致は進んでいない。

「観光特区」では、沖縄に新たに進出する観光関連施設に対する投資減税や法人税の免税措置を受けることができるのだが、その中にホテルは含まれていないため、そうした措置を実際に利用することが、非常に困難になっている。また、「情報(IT)特区」への進出企業に対する法人所得35%の控除制度は、現在まで「利用実績なし」という結果になっている。

一方、沖縄に進出するIT関連企業に対して、通信コストが3割程度で済む制度があることや、沖縄～東京・大阪間を大容量回線で結ぶ「情報産業ハイウェイ」を無料で利用で

きることなどから、沖縄県庁によると、沖縄に進出した IT 関連企業は、「情報(IT)特区」開始時の 02 年の 52 社から 09 年には 202 社に増えている。とりわけ、政府が「着実に成果を上げた」と自賛しているのは、沖縄への「コールセンター」の誘致であるが、そこでの新規雇用者 1 万 7,300 人中 6,900 人(40%)が非正規雇用労働者であり、年収 150 万円以下の「ワーキングプア」状態にある労働者が多いことが指摘されている(前泊博盛「40 年にわたる政府の沖縄振興策は何をもたらしたのか」『世界 2012 年 6 月号』)。

そのように、情報や金融といった先端的な分野の導入や、経済のグローバル化に対応した産業育成に向けて推進されてきた沖縄の「特区構想」の現状は、かつての「高度成長期」の本土での産業政策をモデルとするインフラ整備によって沖縄で産業育成を図ってきたことの失敗を繰り返すものであるように思われる。また、多数の低賃金・不安定雇用の「コールセンター」労働者の存在は、沖縄の人々が本土で非正規雇用労働者として働くありようを、そのまま、沖縄の内部で再現するものだと言ってもいいだろう。

なお、名護市は、「金融特区」だけではなく、「情報(IT)特区」の指定も受けているが、そのためのインフラ整備のために先述の辺野古「移設」関連の交付金や補助金の一部が使われている。そのように、地域の実態とは無関係に、米軍再編策と産業振興策が政治的に無理に結びつけられていることも、「特区構想」がはかばかしく進まないことの背景にあるだろう。

(4)「沖縄振興特別措置法」の「改正」

2012 年 3 月、「沖縄振興特別措置法」が「改正」されるとともに、2023 年 3 月まで同法の 10 年間の延長が決定され、現在、「改正」後の「沖縄振興特別措置法」に基づく新たな「沖縄振興計画」下で、沖縄「振興・開発」政策が行われている。なお、先述のように、「改正」後の「沖縄振興特別措置法」では、それまでとは異なり、内閣総理大臣が作成した「沖縄振興基本方針」を元に沖縄知事が「沖縄振興計画」を策定するという手続きに変更された。その一方で、大田知事のようなケースを想定してか、「基本方針に適合しない場合、内閣総理大臣は沖縄県知事に変更を求めることができる」という規定が、そこに盛り込まれている。

「沖縄振興特別措置法」の「改正」後の新たな「沖縄振興計画」では、「自由貿易特区」を「国際物流産業集積地域」に変えるといった制度の名称変更の他、「情報(IT)特区」の対象としてそれまでの那覇市・浦添市・名護市・宜野座村に加えてうるま市も指定するといった「特区」の対象地域の拡充、また、沖縄への進出企業に対する減税等の要件のさらなる緩和や優遇措置の拡大が謳われている。しかし、そうした施策が、先述のような問題点を実際にどこまで克服するものであるかについては、現時点では不明である。

なお、「改正」後の「沖縄振興特別措置法」の大きな特色として、これまで沖縄側が強く要望していた「沖縄振興一括交付金」制度の新設がある。同制度の導入により、これまで

厳格に国が事業毎に統括していた国庫補助金に比べて、沖縄県庁側の大きな裁量で交付金を使うことが可能になっている。ただ、同制度は、「沖縄振興特別措置法」の「改正」時期に、まだ「県外移設」を公約としていた仲井真知事に対する政府側の「懐柔」策という側面も全くないわけではないだろう。

Ⅱ. 「復帰」後の沖縄「自治」・「自立」論をめぐって

以上、公共事業投資を通じた「利益誘導政治」による基地問題の「非争点化」のためのシステムとして、沖縄「振興・開発」政策が日本「復帰」後の沖縄でどのように成立・展開されてきたか、また、辺野古「移設」案の浮上後、米軍再編策と沖縄「振興・開発」体制との「リンク」化がいかに推進されてきたかを概観した。以下では、そうした沖縄「振興・開発」体制による「自治」の破壊に抗して、「復帰」後から現在まで、沖縄の「自治」・「自立」を求める論議や動きがどのように展開されてきたかを改めてたどり直したい。

1. 「復帰」直前・直後の沖縄「自治」・「自立」論

(1) 「屋良建議書(復帰措置に関する建議書)」

琉球政府の最初で最後の公選主席であり、初代沖縄知事の屋良朝苗は、沖縄の日本「復帰」に際して、憲法が保障する諸権利の回復や沖縄の自治の尊重、基地のない平和な沖縄、沖縄主体の経済開発等を求める沖縄の人々の声を伝えたいという思いから、71年11月、日本政府と「返還協定批准国会」(沖縄国会)に宛てて「復帰措置に関する建議書」(通称「屋良建議書」)を作成した。しかし、沖縄から上京した屋良主席が政府や国会議員に建議書を手渡す前に、「沖縄返還協定」が衆議院特別委員会で強行採決されてしまったため、結局、同「建議書」の内容は、国会で全く審議されることはなかった。そうした経緯に、その後の沖縄に対する日本国家の姿勢がまさに象徴されているように思うが、その後も同「建議書」は、沖縄の自治をめぐる論議の中でしばしば参照されている。

(2) 70年代初頭の沖縄「特別自治県・自治州」論

現在の保守的な誌面作りから考えると意外な感じもあるが、70年代初頭の「中央公論」誌上では、沖縄の「自治」構想をめぐる論文が盛んに紹介されている。

例えば、琉球大学の教官であった久場政彦は、「復帰」前の『中央公論 71年9月号』に「なぜ「沖縄方式」か」と題する論文を発表している。同論文では、①沖縄の運命が再び中央政府の決定で左右されることがあってはいけない、②沖縄の人々は、米軍支配下の長く苦しい闘いを通して行政・租税・教育等に関する立法権といった大幅な権限を既に確保している、③沖縄は新しい地方自治のフロンティアとしての役割を果たしたい、という3つの論点を打ち出している。そうした考えから、同論文では、単なる日本国内の県単位の自

治体ではなく、沖縄を「特別自治地域」にすべきだと主張している。

また、琉球大学の教官で後に西銘順治知事時代の副知事にもなった比嘉幹郎は、『中央公論 71 年 12 月号』に、「沖縄自治州構想論」を發表している。同論文では、久場論文と同様に、「主席公選」後の琉球政府が、米軍統治下で自治権を行使した経験に言及して、そうした沖縄の自治権が「復帰」後に大幅に縮小されることになるという恐れから、本土の政治・行政の模倣ではなく、沖縄独自の「特別自治体」（「沖縄自治州」）の創設を提唱している。また、比嘉は、「沖縄自治州」の創設の理由として、日本の県レベルの自治体では、極東最大の米軍基地が存在する沖縄特有の基地問題の解決が不可能であり、沖縄の人々の望みは叶えられないということを挙げている。

久場や比嘉とは異なり、沖縄出身・在住の研究者ではないが、中央大学経済学部の教官であった野口雄一郎は、「復帰」から約 1 年後の『中央公論 73 年 6 月号』に、「復帰 1 年 沖縄自治州のすすめ」を發表している。同論文では、これまでの中央集権体制を解体して、それを住民→市町村→自治州→国という形に逆転させ、政治を住民の手に取り戻すことをねらいとして、「沖縄自治州」構想を提案している。

野口雄一郎は、「祖国復帰沖縄にあらわれた現実を逆手に取りつつ、それに代わる新しい沖縄のコンセンサスを打ち出す契機になる問題提起」として、同構想を提唱している。その上で、「沖縄自治州」では、中央政府から大幅な行政事務の委譲を受けると同時に、県の行政事務の市町村への再分配を行い、市町村の自治能力を高めることが、「自治州」の政治的基礎となるというのが、同氏の主張である。

50 年代初頭のごく短い期間、奄美・沖縄・宮古・八重山の 4 つの群島のそれぞれに「群島政府」が置かれた時期があったが、52 年 4 月には、琉球諸島全体を統治する琉球政府がおかれ、72 年の日本「復帰」まで存続した。琉球政府は、アメリカ政府が任命した民政副長官（後に高等弁務官）が琉球政府主席を任命する等、直接・間接的に米民政府の指示や「布告」に従わざるを得ないという極めて自治権の限定されたものだった。しかし、68 年の「主席公選」後、琉球政府はそれまでにない権限を獲得し、「復帰」前の短い間ではあるが、米民政府が簡単には琉球政府に干渉できないような状態が生まれた。

これらの論文が書かれた背景には、そうした「復帰」前の沖縄での自治の経験がある。

2. 80年代の沖縄「自治」・「自立」論

日本「復帰」後、およそ 10 年目の前後から、「復帰」運動や「復帰」後の沖縄の現状を改めて問いなおそうとする機運が大きく高まる中で、奇しくも同じ 1981 年に、沖縄の「自治」・「自立」を論じる際に、現在もしばしば言及される以下の(1)、(2)、(3)が作成されている。

(1) 沖縄自治労「沖縄特別県」構想（「沖縄の自治に関する一つの視点——特別県

構想」)

81年に自治労沖縄県本部は、「沖縄の願い——平和(軍事基地の撤去)と繁栄(経済の自立的発展)——が着実に実現されていくような制度・機構・政策を復帰時の措置とその後の経過の反省の上に立って確立していく」ことに向けて、「憲法第九五条にもとづく「沖縄の自治にかんする特別法」の制定運動」を提言した。それと併せて、沖縄自治労は、「沖縄の自治に関する一つの視点——特別県構想」を発表したが、同「構想」の策定の際には、後に大田知事の副知事となる吉元政矩が、大きく関与している。

同「構想」では、「沖縄本島、宮古・八重山の三圏域に各支庁をおき、支庁長および支庁議会をおくこととし、特別県の権限および財源を大幅に支庁に委譲する」といった地域自治・分権を主張している。また、同「構想」では、「(特別県による)沖縄振興開発計画の策定、実施権」や、「戦後復興期から沖縄復帰までに類似県に投入された財政資金相当分および第一次沖縄振興開発計画期間に投入された財政資金相当部分の合計額からなる「沖縄振興開発基金」の創設を求めている。なお、そこで言う「「沖縄振興開発基金」は、沖縄の平和(軍事基地の撤去)と繁栄(経済の自立的発展)のためにのみ利用されるもの」とする等、あくまでも沖縄主体の経済振興に向けた支援策として提言されている。

(2)玉野井芳郎「沖縄自治憲章」(「生存と平和を根幹とする沖縄自治憲章」)

イヴァン・イリイチの著作の翻訳・紹介でも知られる経済学者の玉野井芳郎は、1978年に東京大学を定年退職した後、沖縄大学の教官に赴任した。彼を中心に、政治学、憲法、行政学を専門とする沖縄の研究者たちが集まって研究会をもち、81年7月に「生存と平和を根幹とする沖縄自治憲章」の原案を作成した。その後、玉野井による「前文」を加えて全体を手直しをした上で、85年に同「憲章」は最終的な形となった。

同「憲章」の第7条では、玉野井の「地域主義」の理念に基づき、「自治体は、沖縄の社会的基礎であるシマ(字、区)の生活文化と自治を損なわないように細心の注意を払わなければならない」と規定している。また、そのような「地域主義」の理念は、同第10条では、「相互扶助と共同性は、沖縄の民衆の伝統的特徴であり、沖縄の生活環境及び住民の生活権は、この伝統の上に築かれねばならない」という文言にも反映されている。

とりわけ、同「憲章」で注目されるのは、沖縄の住民と自治体の「抵抗権」を明記していることである。同第十八条で、「この憲章によって保障された基本権が、国および自治体の行為によって侵害されたときは、住民は、これに対し抵抗する権利を有する。自治体の自治権が国の行為によって侵害された場合は、自治体は、これに対し抵抗する権利を有する」と「抵抗権」が宣言されている。

しかし、玉野井が代表の一人を務めていた「平和を作る沖縄百人委員会」で同「憲章」を提案しようとしたところ、「こんなものをつくって(日本から)独立しようというのか」、「また沖縄は戦前のような特殊な地域として差別を受ける」等の強い反対・反発を受けたことから、

同「憲章」は玉野井自身によって「封印」された。そうした経緯から、玉野井の死去後、90年発行の「玉野井芳郎著作集」中で、ようやく同「憲章」は一般に公開されることになった。

(3)「琉球共和社会憲法C私(試)案」と「琉球共和国憲法F私(試)案」

81年6月発行の「新沖縄文学第48号」誌上で、川満信一による「琉球共和社会憲法C私(試)案」と仲宗根勇による「琉球共和国憲法F私(試)案」が発表された。この2つの「憲法私案」は、「沖縄をいかに自立／自律的な『社会空間』として再構成するか、という政治思想の水準まで至ったという意味で、戦後の沖縄思想の中でも時代を画するもの」(仲里効)だと言ってもいいだろう。

川満信一の「琉球共和社会憲法」の第一条では、「われわれ琉球共和社会人民は、歴史的反省と悲願のうえにたって、人類発生史以来の権力集中機能による一切の悪業の根拠を止揚し、ここに国家を廃絶することを高らかに宣言する」と述べ、「国家廃絶」を「琉球共和社会憲法」の根本にある基本的理念として掲げている。また、同第二条では、「軍隊、警察、固定的な国家的管理機関、官僚体制、司法機関など権力を集中する組織体制は撤廃し、これをつくらぬ」と述べ、国家の廃絶と対になることとして、一切の国家的権力装置の廃止を高らかに宣言している。

そうした国家と国家的権力装置の廃絶の上で、「琉球共和社会憲法」では、「象徴的なセンター領域」内に「奄美州、沖縄州、宮古州、八重山州の四州を設け」て、各州を直接民主主義の徹底に基づく適切な規模の自治体で構成することを構想している。

仲宗根勇の「琉球共和国憲法」は、「19××年の第三次世界大戦によって、人類滅亡の危機に瀕した各国」が「地球連合連合政府の構想に人類存続の夢をかけた」という状況を仮構して、「困民主義革命の達成」によって成立した「琉球共和国」の憲法案とそれに対するコメンタールの形を取るという、ある種の批判的な遊び心と諧謔の精神に富むものとなっている。

「琉球共和国憲法」の「基本原理」の第8条では、「あらゆる名目や形態の戦争を準備する一切の行為は、違憲」と明記している。また、同第8条では、「戦争に使う目的またはそれに転用可能な核兵器、化学兵器、ガス・生物兵器の実験、製造、運搬、貯蔵、廃棄に対する共和国人民の抵抗権の発動は神聖なものであって、そこから生ずる一切の行為は、正当行為として、法律や裁判の関与しうるところではない」と述べ、玉野井芳郎の「沖縄自治憲章」と同様に、沖縄民衆の抵抗権を宣言している。

なお、「琉球共和国憲法」では、「この憲法は、地球連合政府が樹立され、わが琉球共和国がその連合体に参加する日の前日において自動的に失効する」と明記することで、どんなに理想的な憲法であろうともあくまでも暫定的なものであるという、「琉球共和社会憲法」と同様の国家廃絶の理念を示している。

この二つの「憲法私案」は、この間の沖縄での「自治」・「自立」への機運の高まりの中

で、数十年の時を経て改めて参照され続けている。とりわけ、「琉球共和社会憲法」については、琉球列島のレベルでの「自治」・「自立」構想を超えて、さらにそれをベースに「東アジア共通憲法」を構想しようという論議も生まれている。

3. 「米兵少女暴行事件」後の沖縄「自治」・「自立」論

(1) 自治労沖縄プロジェクト「琉球諸島の特別自治制に関する法律案要綱」

98年、自治労沖縄県本部は、政府の「地方分権推進計画」（後に「地方分権推進法」）によって沖縄自治への有利な「環境変化」が生まれたとして、「21世紀へ向けた沖縄政策提言」（「パシフィッククロスロード、沖縄へ 21世紀へ向けた沖縄政策提言」）を発表するとともに、「琉球諸島の特別自治制に関する法律案要綱」を発表した。同「要綱」は、先述の81年の沖縄自治労の「沖縄特別県」構想を受け継ぐものであると同時に、当時の大田知事による「国際都市形成構想」に対する自治労側からの応答という側面もある。

同「要綱」では、「この法律の目的」として、「琉球諸島地域に生活の本拠を有する人びとが、その生活と人権の保障を確実なものとするために、当該地域において自治政府を組織する権利を有することを確認し、「当該地域における人びとの「平和のうちに生存する権利」の確保と「地方自治の本旨」の実現に資する」ことを掲げている。そうした理念に基づき、同「要綱」では、「日本国憲法のもと、琉球諸島地域に生活の本拠を有する人びとの、その人びとによる、その人びとのための政府」として、「琉球諸島自治政府」を設置するとしている。

同「要綱」では、琉球諸島自治政府の「住民の権利・義務」に関わる規定を掲げているが、その中に、「選挙権および被選挙権」や「住民の特別請求権」等と併せて、琉球列島住民の権利として、国籍要件を外して住民が等しく公務に就くことができる「住民の公務就任権」を含めている。また、「琉球諸島自治政府の組織・権限」に関わる規定として、81年の「沖縄特別県」構想と同様に、自治政府内の市町村自治体に限らず、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島といった「群島」単位でも長や議会を置くという規定が置かれている。

その他、同「要綱」では、大田知事の「国際都市形成構想」に対応して、琉球諸島自治政府の権限に関わる「基本条例の制定」の項目の一つとして、「琉球諸島自治政府が管理する関税率に関する事項」を掲げている。

(2) 「沖縄自治研究会」による「沖縄自治州基本法試案」

2002年、琉球大の仲地博等の沖縄の研究者や自治体職員を中心に、市民にも広く開かれた研究会であり、また沖縄自治の「主体の育成」に向けた運動体として、「沖縄自治研究会」が発足している。同「研究会」では沖縄に相応しい自治の姿を探るとともに、「自治基本条例モデル案」を考え合うための「市民ワークショップ」を開催してきた。

同「研究会」による「沖縄自治州基本法試案」（05年）の前文では、「沖縄のことは沖縄

で決めるという、沖縄住民による自己決定権」や、「平和憲法の理念をより徹底して活かす道を目指す」こと、「沖縄からの米軍基地の完全撤去を目指して、沖縄の歴史的・地理的特性を生かして国際機関を誘致し、沖縄から東アジアの平和構築のためのイニシアティブを發揮する」ことを掲げている。そうした理念に基づき、同「試案」は、「沖縄における自治の基本原則」として、「平和的生存権」や「環境権」、「知る権利」（議会・行政の情報の住民による共有）を掲げている。また、同「試案」では、「沖縄自治州」が、「自治立法権、自治行政権、自治司法権、自治外交権を有」し、また、「特に沖縄に関連する立法において、国会に対して法案の提出権を持つ」ことを謳っている。

なお、そのように現在の党道府県制度の枠を超えて「沖縄自治」をいかに構想するかは、「沖縄自治研究会」のような研究者や自治体職員、市民サイドだけではなく、とりわけ、日本列島を複数の都道府県ごとにブロックして再編成しようとする「道州制論」との関連で、沖縄の経済界や政界の一部にとっても大きな関心としてある。

07年8月、「沖縄に相応しい道州制のあり方について、県民の関心を高め沖縄の総意に基づく提案の基盤づくりに資することを活動の目的」として、「沖縄道州制懇談会」が発足した。その委員として、「沖縄自治研究会」の仲地博（座長）等の大学の研究者や、沖縄副知事の経験者、県議会議員、沖縄の自治体長の他、商工会議所・経営者協会等の経済団体や「連合沖縄」、また、沖縄県の企画部長も「オブザーバー」としてそこに参加している。08年1月、「九州ブロック」の一員ではなく、沖縄「単独州」を目指すことがメンバー間で合意されている。09年9月にその最終提言がまとめられたが、そこでも、沖縄「単独州」を目指すという方向性が改めて打ち出されている。

(3) 沖縄の「自己決定権の樹立」を求める動きの登場

先述のように、大田知事の3期目の選挙戦に沖縄経済界の意向を受けて立候補・当選した稲嶺知事の就任後、95年の「米軍少女暴行事件」を契機に沖縄で大きく高揚した米軍基地反対運動は、一度大きく後退した。しかし、その後、2004年の沖縄国際大学構内での「米軍ヘリ墜落事件」への抗議行動や、沖縄戦での「集団自決」に対する日本軍の関与を否定する高校歴史教科書への検定意見の撤回を求めて11万人が宜野湾海浜公園に結集した2007年の「9・29県民大会」を経て、沖縄の運動は再び活発化していった。

また、2004年5月～2005年9月と07年4月～08年2月下旬にかけて、政府は、普天間基地の辺野古「移設」に向けた海底ボーリング調査を強行しようとしたが、沖縄の人々は、日本各地から駆けつけた多くの支援者と共に調査用やぐらを「占拠」という非暴力の直接行動によって、それを実力で阻止した。また、2007年夏から、沖縄北部の東村高江地区周辺での「ヘリパッド」建設に反対して、阻止・座り込み闘争が開始され、現在に到っている。

そうした 2000 年代に入ってから沖縄の運動で新たな盛り上がりを生み出し、普天間基地の「県内移設反対」を「オール沖縄」のスローガンとしたのが、2009 年 9 月の「政権交代」によって首相に就任した民主党党首鳩山由紀夫(当時)の「(普天間基地の「移設」先は)最低でも県外」発言であった。その後の普天間基地の「移設」先を探る「迷走」を経て、翌 2010 年 5 月、鳩山首相が同発言を撤回して辞任した後も、「県内移設反対」は沖縄全体の世論であることは揺るがなかった。

そのような沖縄での辺野古「新基地」建設反対の世論の高まりを受けて、普天間の「国外」・「県外」移設を求める 2010 年 4 月 25 日の「県民大会」では、9 万 5000 人もの人々が結集して会場を埋め尽くした。その「県民大会」の会場では、「琉球臨時政府」が日米同盟からの離脱を宣言するというバーチャル新聞「琉球タイムス」が大量に撒かれた他、「亜熱帯の風を揺らし、百年の従属の根を食い破るように沖縄が動きはじめた」という言葉で始まる「「琉球弧の自己決定権の樹立へ」有志連合」による檄文が配布された。

そうした数万人規模の大規模集会や米軍再編策に対する直接行動と併せて、沖縄では、2008 年 5 月のシンポジウム「来るべき自己決定権のために」のような沖縄の「自治」・「自立」をテーマとする活発な論議の場がもたれるようになっていく。とりわけ、同シンポでは、「琉球処分」以降の沖縄とヤマトの関係や、東アジアの戦後史での沖縄の軌跡の問い直しといった長い射程の中で沖縄の「自己決定権の樹立」への動きを捉え直すと同時に、「反復帰論」や川満信一の「琉球共和社会憲法」を沖縄の思想的「資源」として再獲得することを目指すものであった。

2012 年秋、オスプレイの強行配備に抗議して普天間基地のゲート前に多くの人々が座り込んでゲートを閉鎖し、基地機能を不全状態に陥らせた「普天間ゲート前占拠闘争」が闘われた。それに引き続き、先述のように、辺野古「新基地」建設に向けた海上ボーリング調査に対する阻止・反対行動が、海上保安庁職員による暴力的な警備や妨害に屈することなく、今年夏から連日のように活発に展開されている。

このように、この間の沖縄での「自己決定権の樹立」を求める動きの中で、沖縄の「軍事植民地」的状況への「拒否」を突きつける非暴力・直接行動や、沖縄の人々の意思を可視化する数万人規模の大規模集会、沖縄の「自治」・「自立」をめぐる様々なシンポ・討論集会が互いに交差しながら、厚みをもって展開されてきていると言ってもいいだろう。

(4)「琉球民族独立総合研究学会」の設立

沖縄の「自己決定権の樹立」へ向かう流れの一つを構成するものとして、太平洋の島々での先住民の文化的・政治的権利の回復を求める運動との出会いや交流に大きな刺激を受けながら、沖縄の住民が日本国家から民族として「独立」することを軸に沖縄の「自治」・「自立」を構想しようとする動きが、この間、登場してきている。そうした「民族自決」的な理念に基づき、2013 年 5 月、「琉球の独立に関する研究、討論を行う」ための組織として

「琉球民族独立総合研究学会」が設立されている。

同「学会」の「設立趣意書」では、「琉球民族は本来、独自のネーション(nation 、 peoples 、民族、人民)であり、国際法で保障された「人民の自己決定権」を行使できる法的主体である。琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみである」と述べている。なお、同「設立趣意書」で、「本学会の会員は琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族に限定する」という規約があることが排外主義的だとして、沖縄内で論議を呼んでいる。

Ⅲ. 「自己決定権の樹立」への模索が孕む「橋をわがものとする」思想

1. 沖縄の「自己決定権の樹立」への動きが打破したものとは

(1) 「イデオロギー装置」としての沖縄「振興・開発」体制

アメリカの社会学者・歴史学者のイマニュエル・ウォーラステインらの唱える「世界システム論」では、「第三世界」での貧困や「生」の困難は、経済成長や社会資本の整備の不足といった「未開発」の問題ではなく、政治的・政策的に「先進諸国」への従属を強いられることによる「低開発」の問題であることを指摘している。

先述の沖縄「振興・開発」体制による基地問題の「非争点化」をさらに言い換えれば、それは、そのように、沖縄の「低開発」の問題を経済振興策で解決可能な「未開発」の問題として表象し続けることで、沖縄の人々の「生の困難」の根底にある抑圧的な政治構造を隠蔽するための「イデオロギー装置」として機能してきたと言えよう。

「Ⅰ」の「2.」で触れた大田知事時代の「国際都市形成構想」は、「まずは経済的自立を成功させることで、沖縄が日本国家への従属を断ち切り、基地問題の解決を図るための政治的自立を獲得する」という発想に立つものであったと言えよう。しかし、そうした発想自体が、結局、政治的な支配・従属構造によって生み出される問題を経済振興でどう解消するのか、という決して解くことができない「問い」を無理に自らに負わせることになってしまうのではないか。まさに、そのような「自縄自縛」の構図が、大田知事自身の平和な沖縄を求め強い思いにもかかわらず、「代理署名拒否」を支持した多くの人々の意思に反して「代理署名代行」を応諾させるとともに、「沖縄経済の自立的な振興・発展のために政府から『沖縄振興予算』を最大限引き出すことこそが自分の任務だ」と錯覚させたように思う。そのように、「低開発」を「未開発」にすり替える「開発・振興イデオロギー」は、土建国家型の「利益誘導政治」を断ち切って沖縄の「自立」を求めようとする人たちさえをも、深く「呪縛」してきたように思う。

(2) 沖縄の「自治」を求める側の「呪縛」・ジレンマを断ち切る

「Ⅱ.」で詳述したように、「復帰」後の沖縄の「自治」を求める大きな潮流の中では、日本国憲法や現行の法律の枠内で沖縄が最大限の政治的な自治権を獲得して、それに基づき、米軍基地の解体・撤去を進めるという沖縄「特別県」・「自治州」構想が絶えず登場してきている。しかし、そのようにあくまでも、既成の法制度を前提としてその枠内で最大限の自治権を獲得するという発想では、結局は、支配体制に「正統性」を付与する既成の法制度のあり方それ自体や、それに基づいて政府が沖縄を従属的構造に置くこと自体を問えないことになってしまう。そうなれば、現行法の枠内で「最大限」の自治権の獲得を目指すことは、現状のままの「最小限」の自治に行き着くしかない。そうしたジレンマを、沖縄での「特別県」・「自治州」構想は免れ得ていないように思う。

先程から何度も述べてきたようなこの間の沖縄での「自己決定権の樹立」へと向かう動きは、自分たちの生きる地域のあり方を自分たちが決めるという「自決権」を直接的に行使しようとするものであると言えよう。そのような意味で、現在、沖縄の人々は、中央政府と力関係では対等ではないとしても、「自決権」を行使する主体という「資格」において日本国家と対等であり、在沖米軍基地の問題に関して「その対等性を前提とした解決以外に解決の道はない」(武藤一羊)ような段階に入りつつあるように思う。

先述のように、「SACO合意」以降、沖縄では、辺野古「新基地」建設や、高江の「ヘリパッド」建設、オスプレイ強行配備といった一連の米軍再編策に対する阻止・抗議行動が厚みをもって展開されてきている。そのように、「国策」である在沖米軍基地の再編策に「拒否」を突きつける沖縄での営みの蓄積は、米軍再編策それ自体を撤回させることはできないまでも、政府の想定するスケジュールにそってそれを進展させることを確実に阻むような運動側の力量を生み出している。

そうした意味で、この間の沖縄での動きは、「拒否」の〈前〉線の形成から、さらに〈〉をはずした「拒否」の前線が生み出されるような段階へと到っているように思う。そのように、非暴力・直接行動によって沖縄の「自治」・「自立」を直接的に実践するこの間の沖縄での動きは、先述の「沖縄自治憲章」や「琉球共和国憲法」の中の民衆の「抵抗権」や、「琉球共和社会憲法」が掲げる「国家廃絶」の理念を生きるものだと言ってもいいように思う。

それは、また同時に、先述のように沖縄の「自治」を求める側を呪縛してきた「開発・振興イデオロギー」や、最大限の自治権の追求が最小限の自治にしか行き着かないというジレンマを、実践的・思想的に打破するものでもあるだろう。

2. 仲井真の「一人クーデター」と「自発的従属」を撃つ沖縄民衆の「橋をつくる思想」

「1.」で述べたようなこの間の沖縄での動きが切り拓いた新たな地平をさらに明らかに

するために、もう少し沖縄の「自治」・「自立」ということに即して、そうした動きに孕まれた思想的な意義を捉え直したい。そのための手がかりとして、以下では、川満信一と同時期の「琉大文学」の同人で「復帰」前後を中心に沖縄の政治状況をめぐる提起・発言を行っているいれい・たかしの論文「収監社会からの脱路」(『新沖縄文学 No.51』83年3月)と、沖縄在住の文化／映像批評家の仲里効の論文「パペットモンスター 仲井真沖縄県知事の"一人クーデター"」(『世界 2014年2月号』)を読み解いてきたい。

(1) 政府のシナリオを踊る「パペット」を生み出す「政治力学」

仲里論文では、昨年12月の仲井真沖縄県知事の「辺野古埋立て容認」発言の直前の沖縄政策協議会で、知事側からの基地負担軽減と沖縄振興に関わる要請に対して、安倍首相が「沖縄振興予算」の増額・継続を「回答」したところ、仲井真知事が、「驚くべき立派な内容」、「有史以来の予算」と手放しで賛美したことを紹介している。そのように、同「協議会」後の仲井真知事の「辺野古埋め立て容認」発言は、知事が「沖縄政策協議会の開催→知事の要請→首相の回答→知事の『辺野古埋め立て』承認」といった一連の「セレモニー」を政府側のシナリオ通りになぞるだけの「パペット(操り人形)」でしかないことを、改めて強く印象づけた。同「論文」が指摘するように、仲井真知事の「辺野古埋立て容認」発言は、「沖縄振興予算」の増額・継続と引き替えに、この間の沖縄での「自己決定権の樹立」を求める動きや、「県内移設反対」を訴える多数の人々の意思を裏切るという、知事による“一人クーデター”とでも言うべきものだと言えよう。

同時に、そのような「セレモニー」・「壮大な詐術」は、「沖縄振興予算」を過大に見せかけて基地問題を包み込むことで、仲井真知事が自ら掲げた「県内移設反対」の公約を自分から骨抜きにするという「政治力学」が沖縄の統治体制に構造的に組み入れられ、それが「沖縄振興予算」の増額・継続という「落としどころ」へと決着していく過程をまざまざと見せつけることになった。

(2) 「自発的隷従」としての仲井真“一人クーデター”

仲里論文では、そうした仲井真“一人クーデター”について、エティエンヌ・ド・ラ・ボエシの「自発的隷従論」中の、「あまりにも自発的に隷従するので、見たところ彼らは、自由を失ったのではなく、隷従状態を勝ち得たのだ、とさえ言いたくなるほどである」という一節を引いて、批判的に描き出している。そのように、自ら「主体的」に政府の「パペット」と化して恥じない仲井真知事の姿は、まさに「隷従状態を勝ち得たのだ」という倒錯になぞらえてしかるべきものである。

また、「県内移設反対」という自らの公約に反して「辺野古埋め立て」を容認した仲井真知事の「変節」は、日米安保条約によって成立した体制からの「外の力」と、沖縄が日米安保体制の結節点であるがゆえにさらされる日本政府からの同化圧力にかかわる「隷従」と

いう「内に働く力」という、「自発的隷従」の二重構造を改めて明らかにしている。

(3) 沖縄「振興・開発」体制の裏の沖縄社会のむき出しの「地肌」

仲里論文では、沖縄「振興・開発」体制は、在沖米軍基地の安定的維持のための「統合装置」であるために、投下される資本の多くが、沖縄自身に還元されることなく、最終的に国家と資本の還流システムの中に吸収される仕組みになっていることを指摘している。そのことの結果は、山形大の教官による「都道府県別貧困調査」での 07 年の沖縄の「絶対的貧困率」と「ワーキングプア率」が全国ワーストであり、それと対応する「非正規雇用率」も全国最高の高さであることにも現れている。また、沖縄県発行の「100 の指標からみた沖縄県の姿」でも、「在日米軍施設面積」や「離婚率」、「全失業率」等の「全国 1 位」と、「貯蓄年収率」や「高校・大学進学率」等の「47 位」といった「ワーストワン」の多さが際立っている。それと併せて、08 年の統計で、沖縄全体の農業所得が、「不労所得」に他ならない軍用地料の 45 %にしかならないという実態にも、沖縄の「社会的身体」が不可避免的に「生政治」的な様相を呈しているという問題の深刻さが現れている。

そのように、沖縄「振興・開発」体制によって投下された莫大な資本は、沖縄と本土の「格差是正」に構造上全くつながらないだけでなく、すでに 80 年代初頭にいれい・たかしが指摘しているように、それによる「公共工事や沖縄各地での開発事業が島嶼社会としての沖縄をすっかり破壊」し、沖縄の人々を「沖縄にあって東京や大阪を生きよう」としむけるものであると言えよう。そうした意味でも、沖縄「振興・開発」体制は、まさに地域の「自治」・「自立」と沖縄に生きる人々の「生」のありようを根底から蝕み、破壊するものだと言っても過言ではない。

また、仲里論文は、近年の日本の安全保障戦略が、南西諸島の防衛に重心を置いた「島嶼防衛論」へと大きく転換していることを指摘している。航空自衛隊那覇基地の F15 戦闘機部隊を 1 個飛行隊 20 機から 2 個飛行隊 40 機に倍増する他、既存の沖縄駐留自衛隊基地の拡大・強化や、防衛の「空白地帯」としての宮古や八重山、与那国島に新たな自衛隊基地の配備を計画されている。

そうした日本の軍事再編と結びついて、米軍再編の要である普天間基地の「代替基地」建設が辺野古で強行されれば、琉球列島全体が完全に日米の「軍事的ゲッター」と化すことになりかねない。

(4) 〈橋〉をわがものとする「筋肉と頭脳」を！

そのような沖縄「振興・開発」体制による沖縄の「自治」・「自立」の破壊に対抗するための一つの手がかりとして、仲里効は、「ひとつの橋の建設がもしそこに働く人びとの意識を豊にしないならば、橋は建設されぬ方がよい。市民は従前どおり、泳ぐか渡し船に乗るかして、川を渡っていればよい」という、フランツ・ファノンの著書の「地に呪われたる者」の中

の「橋をわがものとする思想」を紹介している。また、同氏は、ファノンの「橋は、空から降って湧くものであってはならない。そうではなくて、市民の筋肉と頭脳とから生まれるべきものだ」という一節を引いて、沖縄「振興・開発」体制とはまさに「空から降ってわいた橋」であり、そうした「橋」が、精神の「植民地主義」にかかわるような民衆を拘束するトータルなシステムとして存在していることを指摘している。

そうした沖縄「振興・開発」体制という「空から降って湧いた橋」が沖縄に何をもたらしたかは、沖縄での「絶対的貧困率」や「ワーキングプア率」の抜きん出た高さを挙げるまでもなく、先述のような日本政府の「パペット」と化して「自発的隷従」のありようを見せつける仲井真知事の姿が端的に象徴しているだろう。

また、仲里論文では、「橋をわがものとする」思想を生きるものとして、仲井間知事の「普天間埋め立て容認」後、沖縄の人々が県庁一階ロビーを占拠した抗議行動に言及して、「珊瑚礁のイーノを懐にした海の思想が人々の実践に流れ込んでいる風景」がそこにあったと述べている。同論文の最後は、冒頭で触れた今年 1 月の名護市長戦で現職の稲嶺市長が大勝した翌日の「沖縄タイムス」紙の社説に「破れたのは国と知事だ」と書かれていたことを引いて、「“一人クーデター”とそれを操った日本政府の企図は、沖縄の地の熱、筋肉と頭脳、つまり、〈海と橋をわがものとする思想〉によって、打ち倒されたのだ」という力強い言葉で締めくくられている。そうした人々の「筋肉と頭脳」とから生みだされた「〈海〉と〈橋〉をわがものとする思想」は、現在、「新基地」建設のためのボーリング調査の阻止に向けて、連日辺野古の海で繰り広げられている阻止・抗議行動として展開されているように思う。

そうした「思想」を、さらに、いれい・たかしの言葉を借りて補足すれば、それは、「沖縄が、沖縄を必要とする他者の論理によってうごかされることを拒否して、「沖縄が、沖縄が必要とする論理によって自らを統御し、自らが生きる法途を定め」、「島嶼社会からなる沖縄において、その自生の風土とそこに展開する自然的、社会的条件に適合する経済と生活の尺度」をもとうとするものだと言えよう。

終わりに

1. 「自発的隷従」の形成装置としての沖縄「振興・開発」体制を打破する

以上、この間の沖縄での「自己決定権の樹立」へ向かおうとする動きが打破したものは何か、また、それが実践的・思想的にどのような新しい「地平」を切り拓いたのかを明らかにしたいという思いから、「復帰」後の沖縄「振興・開発」体制の展開と、それに対抗して沖縄の「自治」・「自立」を求める論議や動きをたどり直してきた。

仲里論文が指摘するように、仲井真知事の「辺野古移設容認」発言は、沖縄の「軍事植民地」的状況に対する沖縄の人々の怒りや拒否感を、「基地負担軽減」と「沖縄振興予算」

をめぐる要請へと「変換」することで在沖米軍基地を安定的に維持しようとする「政治力学」の発動を改めて見せつけるものだった。仲井間知事の「変節」に示されているように、そのような「政治力学」は、自ら進んで沖縄社会を根底から破壊するシステムに荷担することで「利益誘導政治」の分け前を期待する「パペット」を、沖縄の内部に生み出すことによって駆動していると言っても過言ではない。

この間の沖縄での「自己決定権の樹立」を求める動きは、まさにそうした「自発的隷従」を生み出す強力な〈装置〉である沖縄「振興・開発」体制を打破するものであると同時に、自分たちが支配者側の差し出す「利益誘導政治」によって操られる「パペット」であることを拒否するものだと言ってもいいだろう。また、そうしたこの間の沖縄での動きは、先述のような「開発・振興イデオロギー」の呪縛や、現行法の枠内での「最大限」の自治権の追求が「最低限」の自治にしか行き着かないというジレンマを突破するものだと言えよう。

以上、「自生の風土とそこに展開する自然的、社会的条件に適合する経済と生活の尺度」を破壊してきた「復帰」後の沖縄「振興・開発」体制の展開を詳細にたどり直すことで、この間の沖縄での動きが孕む「〈海〉と〈橋〉をわがものとする思想」や、「沖縄が、沖縄が必要とする論理によって自らを統御し、自らが生きる法途を定める」という新たな「自治」・「自立」への指向が、さらに鮮明に見えてきたように思う。

仲里論文が引用している「自発的隷従論」の著者のラ・ボエシは、同書の別の箇所で、「このただ一人の圧制者には、立ち向かう必要はなく、打ち負かす必要もない。国民が隷従に合意しないかぎり、その者はみずから破滅するのだ。なにかを奪う必要はない。ただなにも与えなければよい」と述べている。そのように、ラ・ボエシは、古今東西の圧政の「からくり」として、独裁的な支配構造は強力な権力によって維持されるというよりも、むしろ、圧政に寄生してその構造から利益を得る無数の隷従者によって支えられていることを指摘している。

また、ラ・ボエシは、「民衆自身が、抑圧されるがままになっているどころか、あえて自らを抑圧させているのである。彼ら（民衆）は隷従をやめるだけで解放されるはずだ」と述べている。そのように、まさに、人々がただ服従するのを止めるだけで権力者は支配を全うできないという民衆の「拒否」や「不服従」のもつ力を、この間の沖縄での非暴力・直接行動の闘いは直接的に示していると言ってもいいだろう。

2. 沖縄の「自己決定権の樹立」を求める動きとの「応答」・「連帯」の手がかりをいかに探るか

元CIAのメンバーでアメリカの政治学者・日本研究家のチャルマーズ・ジョンソンは、アメリカのような大国が第三世界に押しつけてきた巨大な「負」が、結局はアメリカ自身に「逆流」して戻ってくることを、「ブローバック」と呼んでいる。

そうした「ブローバック」現象は、現在、とりわけ、世界各地で人々の「生」の亀裂化・不安定化を強行してきたことが、逆にアメリカ国家自らの世界支配体制の基盤を揺るがし、不安定化させるという状況として現れている。そうした現象への反動として、アメリカを軸とする軍事・経済的な世界支配体制の維持を、アメリカが他の「同盟国」にも肩代わりを求めることに対する日本側の「自発的隷従」は、TPP 批准への動きを初めとする私たちの「生」への破壊的・抑圧的な政策や、日本の「戦争国家」化として現れている。

そのことをチャルマーズ・ジョンソンが言う「ブローバック」と呼ぶことが妥当かどうかは分からないが、かつて日本本土の「平和と繁栄」のために、日本国家が沖縄の人々に対して行使してきた軍事的・治安維持的な暴力や「無権利状態」の強制が、向きを変えて本土の私たち自身に行使されるような状況が、とりわけ、第二次安倍政権の成立以後、加速化しているように感じる。

「3/11」後、この国の都市の街頭では、「反原発」や「原発再稼働反対」を掲げるデモや直接行動が盛んに展開され、数万人規模のデモ・集会が行われるというそれまでになかった状況が生まれ、それまで参加が忌避されてきたデモのような政治的な行動が広く社会的に認知されるようになってきている。しかし、その一方で、デモや抗議行動がもつ「市民の〈声〉を政治に届ける」ためのツールとしての側面が強調されることで、デモの参加者が意識するかしないかにかかわらず、「院外」で人々が声を上げることが「院内」の議会政治を補完するという構図の中に回収されるという傾向が強くなっているように思う。

龍谷大教員で批評家の廣瀬純は、多数の不当逮捕があった2011年9月11日の反原発デモの取り調べで、警察官が、逮捕されたデモ参加者に「何をしたいデモか分からない」と言ったというエピソードを紹介している。そのエピソードで示唆されているような、デモ参加者自身がスローガンといった形では完全には言語化できないような支配体制そのものへの深い怒りや敵対心を街頭で集団的に体を動かして表現するという直接性は、デモが社会的な認知を得ることの中で、むしろ後退している面があるのではないか。

先程から述べてきたような「自己決定権の樹立」へと向かおうとするこの間の沖縄での動きは、そうした『院内』と『院外』という図式に閉じこめられかねないような現在の本土側の運動のあり方を問いただすものであるだろう。同時に、政府側のスケジュール通りの米軍再編策の進展を阻むような「拒否」の「前線」を生み出している沖縄の人々の抵抗と闘いは、「3・11」後の日本を生きる私たちがどこに向かおうとするかを考える上で、大きな示唆を与えてくれるもののように思う。

先述したように、この間の沖縄での動きの中で、80年代の沖縄「自治」・「自立」論、とりわけ、「琉球共和社会憲法」と「琉球共和国憲法」を思想的な「資源」として再獲得することが目指されている。後者を発表した仲宗根勇の言葉を借りれば、そのことは、それらの「憲法私案」に示された「現実に対する絶望の深さから自分たちを立ち上がらせるため」の運動的な構想力を、本土の私たちがどこまでもちえているかを問うものでもあるだろう。

「3・11」後のこの列島上で展開されている様々な「拒否」の動線を「拒否」の〈前〉線にまでどのように高めるか、また、そのことの中で既成の政治・社会システムの枠を超えた対抗的な構想力を私たちはいかに獲得するか。——『『軍事植民地』的状况を強いられる沖縄と『繁栄と平和』を享受する本土の私たち』というかつての構造が崩れつつあることを、「自己決定権の樹立」という新たな地平を切り拓こうとする沖縄の人々との連帯への契機に転じるとともに、沖縄の人々を孤立させないために、本土の私たちがそうした課題にいかに踏み出すかが改めて問われているように思う。

反TPPの動き

—「TPPに反対する人々の運動」の動きを中心に —2010.12~2014.9

はじめに

「安倍のつくる未来はいらない」という拒否の〈前〉線を構成している重要な要素の一つに、「反TPPの闘い」がある。その闘いの中心にある「TPPに反対する人々の運動」は、その立ち上げのねらいを「安心して平和に生きる権利を奪う日本国家と資本に対する闘い」とおいている。その流れの中にいわゆる「山形の乱」があり、「拒否」を裏打ちするものとして多様なテーマの「学習会」がひらかれ、その積み重ねや山形県長井市の「レインボープラン」の蓄積にもとづく「置賜自給圏構想」が生み出されてきている。その動きをネット上の「情報」を中心に追ってみた。

「TPPに反対する人々の運動」立ち上げ

2010.12

TPPに反対する人々の運動とは？

私たち「TPPに反対する人々の運動」は、2010年12月に、自分たちがくらし、働くムラでマチで安心して生きたいと願う人たちが集まり、発足しました。この社会のありようを根底から崩し、利潤を求めて国境を越えて動き回る資本に自分たちの生き方をゆだねるのではなく、自分たちがみずから社会のありようを決定しようと、「TPPに反対する人々の運動」を立ち上げました。

私たちは、この運動を進めるにあたって、次のような考え方をとっています。

- 1、TPPは農民、漁民、労働者、自営業者、中小零細事業者、高齢者、女性、子どもたちといった社会的経済的弱者の立場にある多くの人びとの生存の基盤そのものを崩します。私たちは社会階層、職種などすべての枠を超え、TPPによって安心して平和に生きる権利を奪われるすべての人となつがり、ともに運動を進めます。
- 2、資本は国境を軽々と越えて世界を動きまわり、地球上のあらゆるところで人びとの生きる権利を奪い、自然環境を破壊しています。私たちの運動は、そうした現実を直視し、国家の枠を超え、世界の人びととのつながりを作り出し、連携して運動を進めます。
- 3、世界の現実を見れば、日本はまぎれもなく経済的強国です。貿易と投資の自由化のもとで、日本の国家と大企業は、世界の人びとに対する加害者となります。土地や水、森など地域資源に投資しての開発事業、原発輸出など、現実の問題を引

	<p>き起こしている事例はたくさんあります。私たちの暮らしもまた、そのことに支えられている側面があるのです。そうした日本の国家と資本が世界で引き起こしている問題と私たちはきちんと向き合い、加害者としての日本の行動を批判し、改めさせる運動を世界の人々と連携して進めます。</p> <p>共同代表 山下惣一、菅野芳秀、天明伸浩、山崎洋子、色平哲郎、山浦康明</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201204/article_5.html</p>
2011. 2. 26	<p>1. 26 「TPPでは生きられない！座談会」</p> <p>http://bund.jp/modules/piCal/index.php?action=View&event_id=0000005770</p>
2011. 5. 16	<p>【連続講座】《TPPでは生きられない!?》</p> <p>◆第1回 「3.11後も着々と進むTPPの動向」（5月16日、金哲洙・日本農業新聞記者、大野和興・日刊ベリタ編集長）</p> <p>https://twitter.com/muramachitpp/status/69595926481731584</p> <p>◆第3回 「TPPで「人の移動と労働」はどうか？」（10月5日、安里和晃・京都大学大学院特定准教授） http://antitpp.at.webry.info/201109/article_1.html</p>
2011. 10. 12	<p>環太平洋経済連携協定(TPP)参加に反対する申し入れ</p> <p style="text-align: right;">2011年10月12日</p> <p>内閣総理大臣 野田 佳彦 様</p> <p style="text-align: center;">TPP交渉への参加に強く反対します（申し入れ）</p> <p>私たち「TPPに反対する人々の運動」は、環太平洋経済連携協定（TPP）参加に反対し、自分たちが暮らし、働くムラでマチで安心して生きたいと願う人たちが集まり、発足しました。</p> <p>2010年10月に菅直人前総理大臣が唐突に、TPP交渉への参加を表明して以来、国内において議論が展開されてきました。しかし、3月11日の大震災以来、未曾有の危機的状況の中で、ほとんど論議が行われてきませんでした。</p> <p>ところが、野田政権が誕生し、11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）を前に、再び、TPP参加を推進しようとする動きが出てきました。野田首相をはじめ、政府は、TPP参加の判断時期を「総合的に検討し、できるだけ早期に判断」としています。経団連なども交渉参加を求めています。</p> <p>しかし、下記のようなことから、現状において、TPP交渉への参加を検討することは全くの暴論であり、認められるものではありません。このような無意味な議論は早急にやめて、震災・原発被災対策など、いま必要とされる施策を着実に実施されるよう要請します。</p> <p style="text-align: center;">＜記＞</p> <p>1. 大震災や原発事故により農林漁業地帯である東北の復旧・復興が必要な中で、日本農林漁業に大きな打撃を与えるTPP参加はこれに逆行するものである。</p>

	<p>2. TPPは、様々な産業、金融、医療、サービス分野、公共事業の開放など範な内容を持っている。しかし、こうした分野や労働者、広く国民生活に与える影響はほとんど論議されていない。</p> <p>3. 大震災発生以来、TPPに関する国民への説明や議論がまったくなされていない。</p> <p>4. 現在のTPP交渉の内容、情報が全く公開されていない。また、交渉も各国の利害が対立し、まとまるかどうか不明である。来年は米大統領選もあり、交渉の進展はないとの見方が強い。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: center;">TPPに反対する人々の運動 共同代表 山下惣一 菅野芳秀 天明伸浩</p> <p style="text-align: right;">http://parc-jp.org/teigen/2011/notpp.html</p>
2011. 10. 31	<p>「緊急シンポジウム やっぱりTPPでは生きられない—震災復興に乗じたTPPにNO！」</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201110/article_1.html</p>
2011. 11	<p>「TPPに反対する人々の運動」がホノルルに派遣団 市民集会への参加交流、日本独自セッションの開催、反TPPデモへ参加</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201201/article_8.html</p>
2011. 12. 7	<p>「もうだまされない! 未来を奪う原発・TPP 12.7市民集会」 主催: TPPに反対する市民ネットワーク</p> <p style="text-align: right;">http://nishoren.net/energy/nuclear/1079</p>
2012. 2	<p>「TPP協議に関する情報公開と市民参加の申し入れ」賛同募集</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201202/article_2.html</p>
2012. 2. 9	<p>TPPを慎重に考える会—第28回勉強会 「TPP事前協議について—??」</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201202/article_4.html</p>
2012. 3. 13	<p>「緊急市民国際シンポ—やっぱりTPPでは生きられない!」</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201202/article_9.html</p>
2012. 4. 25	<p>「ホントに「TPP参加」っていわないよね!?!—STOP TPP!! 1万人キャンドル集会」—(4.25 TPP反対市民アクション実行委員会)</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201202/article_9.html</p>
2012. 5. 11	<p>TPP勉強会「韓国ゲストを迎えて日韓の反FTA、反TPPの運動に関する情報・経験交換など」</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201205/article_3.html</p>
2012. 5	<p>【映像】TPPパロディムービーを公開! 「知らないといどい目にあうんだ」(「TPPに反対する人々の運動」の翻訳ボランティアチームが英訳)</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201205/article_9.html</p>
2012. 5. 22	<p>市民と政府の意見交換会—TPPを考えよう (市民と政府のTPP意見交換会・東京実行委員会 《TPPに反対する人々》)</p> <p style="text-align: right;">http://antitpp.at.webry.info/201205/article_7.html</p>
2012. 6. 18	<p>市民と国会議員の街頭リレートーク@有楽町イトシア前 (STOP TPP!! 市民アクション)</p>

	<p>ヨン) http://antitpp.at.webry.info/201206/article_5.html</p>
2012. 6. 21	<p>ケルシー来日イベント (STOP TPP!! 市民アクション)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201206/article_14.html</p>
2012. 7. 23	<p>【2012年度連続講座】《TPPでは生きられない!?—私たちの暮らしは私たちがつくる》(「PARC」と「TPPに反対する人々の運動」の共催)</p> <p>◆第1回 「ネットでコンテンツをダウンロードしたら訴えられる!?—知的財産等の「非関税障壁の撤廃」が生活の隅々に」(7月23日、福井健策・弁護士、ニューヨーク州弁護士、日本大学芸術学部 客員教授)</p> <p>◆第2回 「かんぼ・共済も危ない！」(9月3日、菊池英博・日本金融財政研究所 所長・経済アナリスト/ 元文京学院大学・同大学院 教授)</p> <p>◆第3回 「TPPは地域経済も地方自治も破壊する」(10月2日、岡田知弘・京都大学公共政策大学院教授)</p> <p>◆第4回 「アジアの平和も脅かすTPP—米国の対中国・対アジア戦略を読む」(11月5日、越智道雄・明治大学 名誉教授)</p> <p>◆第5回 「いま、交渉はどうなっているのか—日本の戦略を問う」(11月19日、篠原孝・民主党元農水副大臣、大河原雅子・民主党参議院議員、山田俊男・自民党参議院議員)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/</p>
2012. 12. 23	<p>山形で「ストップ！！TPP山形県民アクション」立ち上がる</p> <p>総選挙が終わった直後の2012年12月、山形で「TPP交渉参加反対」を掲げて幅広い分野の人びとが集まる運動体が立ち上がった。「ストップ！！TPP山形県民アクション」だ。12月23日に寒河江市の文化センターで約200人が参加して立ち上げの集会が行われた。立ち上げ集会では田代洋一大妻女子大教授の記念講演の後、「私たちは、国民生活を守るために、地域医療、教育、食の安全と農林水産業、あらゆる労働者の賃金と労働条件を守るため、TPP参加に断固反対」し「新政権に対して反対の声をあげていく」との運動の基調を確認して幕を閉じた。</p> <p>同山形県民アクションは、県内の農民グループと自治労、県教組、林野や全農林、水道や交通関係をはじめとする各労働組合、医療関係、各地区平和センターなどさまざまな分野の団体・個人で構成され、共同代表には山形県平和センターの岡田新一議長と置賜百姓交流会の菅野芳秀さん(「TPPに反対する人々の運動」共同代表)がついた。農民グループは置賜百姓交流会のほか山形県有機農業者協議会、庄内協同ファームが参加している。食の安全や消費者の領域では地域の生協も今後アクションの参加団体として加わる方向だ。</p> <p>TPP反対運動はこれまでそれぞれのセクターや業種・業界ごとの縦割りの組織で動いてきている。首都圏ではそうした壁を超えた運動の場づくりが徐々には進んでいるが、力も小さく充分ではない。今回の山形における県民アクションの立ち上げは、地域からそうした運動の壁を突き破り、TPP反対運動のすそ野を広げる実践の第一</p>

	<p>歩といえる。参加団体は農民、教育関係者、自治体労働者、交通労働者、医療、生協などに大きく広がっている。この広がりをもとに地域、生活、職場の足元から運動を積み上げる事が出来れば、T P P 反対運動は質的にも量的にも大きく前進することになる。</p> <p>山形県民アクションの事務局は県平和センター内に置かれる。今後幅広い団体・個人に参加を呼びかけながら、県・市町村議員、自治体、JAなどとも連携を取りながら運動を進める。また、同じ問題に直面してT P P 反対の運動を進めている海外の市民・農民などとの連携も追及する。</p> <p>T P P 交渉参加を前のめりで進めてきていた野田政権から安倍自公政権へと政治体制が変わった。日米同盟強化を政権の目的の第一に置く現政権の下で、T P P 参加は同盟強化の試金石とみなされている。いずれは安倍政権はT P P 参加の方向に大きくカジをきることが予想できる。こうした政治の大きな構図に対抗するには、人びとのくらしの根っこのところから運動を積み上げ直すことが大切になる。全国各地の農民も参加しながら首都圏で生活協同組合や労働者、NGO・市民グループとつながってT P P 反対で活動する市民グループ「T P P に反対する人々の運動」は、山形で立ちあがった県民アクションとつながりながら全国で同じような運動をつくりだす方向を目指して動こうとしている。 http://no-to-wto.blogspot.jp/</p>
2013. 3. 31	<p>「食と農のドキュメンタリー映画祭」山形県長井市（主催：ribon -食と農をつなぐネットワーク- 協力：「T P P に反対する人々の運動」） http://antitpp.at.webry.info/201304/article_2.html</p>
2013. 4. 2	<p>「T P P 参加をとめる！院内対話集会」主催：STOP T P P !! 市民アクション（実行委員団体「T P P に反対する人々の運動」） http://antitpp.at.webry.info/201304/article_4.html</p>
2013. 5. 11	<p>「世界フェアトレード・デーに考える 未来を生きるために知っておきたいT P P のこと」共催：オルター・トレード・ジャパン、ぐらする一つ、スローウオーターカフェ、APLA、T P P に反対する人々の運動 http://antitpp.at.webry.info/201305/article_2.html</p>
2013. 5. 15	<p>【代表からの呼びかけ】「夏の虫」の大きな連携を通して、TPPを機能不全に追い込もう！</p> <p>「T P P に反対する人々の運動」に集うみなさんへ訴えます。</p> <p>T P P （環太平洋パートナーシップ協定）反対のたたかいはこれからが本番です。足元から、地域からの運動の積み上げと力を結束するために、5月末から6月初め、各地で行う国際シンポジウムへの結集を！</p> <p>T P P に反対する人々の運動世話人会一同を代表して 共同代表 菅野芳秀</p> <p>1、T P P 交渉をめぐる闘いはこれからだ。本年7月からの「正式参加」が語られているが、日本政府にこれまでどのような内容が議論され、どのような一致が形</p>

成されてきたのかについての情報は一切知らされていない。それらを丸のみすることが交渉参加の条件とされ、話し合いも「年内に妥結」の方針のもとであと 2、3 回しか予定されていない。

そんな中での交渉参加だ。飛んで火にいる「夏の虫」とはこのことである。しかし、自民党安倍政権によって火に投じられる「夏の虫」とは、単なる「日本」ではなく、日本列島で生きる人々の「いのちと暮らし」そのものである。

2、 参加国それぞれの国には暮らしを守る様々な仕組みや社会制度がある。それらは、人々が長い歴史の中で闘いとってきたものだ。多国籍企業はそれらに「貿易障壁」との烙印をおし、改変を迫り、最大利益を実現できるシステムにつくりなおそうとする。

3、 T P P 参加国の下で暮らす人々は、それぞれの国の社会制度やシステムに守られることなく、露骨な収奪の下に置かれていく。火に投じられる「夏の虫」も国境を越え、ぼう大な数になって流浪することになるだろう。

4、 T P P をめぐる闘いは「巨大多国籍企業・その利益の代弁者」と「参加国の生活者」連合との生存権をかけた熾烈な闘いとなるに違いない。

5、 いま、「T P P に反対する人々の運動」が全力をあげて取り組んでいる事業がある。それは韓米 F T A の発効から 1 年、N A F T A（北米自由貿易協定）から 20 年。韓国で、メキシコ、カナダで、何が始まり、何が起きているのかを現地から代表者をお呼びし、生の声を聞くことを通して日本の近未来を知ろうという催しである。

この実現を通して、T P P に対する、より確実な情報を手にすることができるだろうし、同時にそれらは私たちの中に確固たる覚悟を育て、かつ、国際的な「夏の虫」連合を準備するだろう。

6、 チリ、ニュージーランド、オーストリア、アメリカなどの国々では T P P 参加の既定事実から闘いを始めている。韓国の人々も「韓米 F T A」の締結を受けながら、その破棄のための闘いを行っている。私たちが、茫然としている場合ではない。

7、 国内、海外の全ての人々と連携し、交渉開示、情報公開を求めながら、T P P を追い詰める運動をつくりだそう！ T P P からの脱退を迫る国民運動を、さらに国会批准阻止をにらみつつ、多国籍企業の代弁政党である自民党政府を追い詰め、政権打倒の闘いへつないでいこう。

8、 いま、あらためて、私たち「T P P に反対する人々の運動」が、同じ志を持つ諸グループ・団体と力を合わせて、首都圏での「5・25 大集会」、全国各地での「国際シンポジウム」への参加を訴える。また、同時に資金援助をお願いしたい。

労力のあるものは労力を！

資金のあるものは資金の提供を！

	<p>「夏の虫」の大きな連携を通して、TPPを機能不全に追い込もう。</p> <p>2013年5月15日</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201305/article_4.html</p>
2013.5.21	<p>【2013年度連続講座】《TPPでは生きられない!?—暮らしと地域を自分たちの手で》</p> <p>◆第1回 「豆腐屋の四季」(5月21日、大桃伸夫・豆腐屋)</p> <p>◆第2回 「韓国社会で今何が起きているか—韓米FTA発効1年後の現実—」(6月18日、大野和興・ジャーナリスト、金哲洙・日本農業新聞記者)</p> <p>◆第3回 「地域に自立と共生の空間を作る」(7月9日、菅野芳秀・百姓・「アジア農民交流センター」共同代表)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/</p>
2013.5.25	<p>「TPP参加をとめる!5.25大集会」主催:STOP TPP!!市民アクション(実行委員団体「TPPに反対する人々の運動」)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201304/article_3.html</p>
2013.5.30	<p>【集会】「TPPをとめる!5.30国際シンポジウム—韓米FTA・NAFTAからの警告」</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201306/article_1.html</p>
2013.6.1	<p>「企業による人々に対するクーデターTPP参加は危険!6.1反対学習会」(山形ローリー・ワラック氏講演)</p> <p>主催:事務局がJA山形中央会にある『TPP断固反対』山形県連絡会議</p> <p>http://blog.goo.ne.jp/harumi-s_2005/e/418dddeb398144e6e0c1eb305bf56a6f</p>
2013.6.2	<p>毎日新聞 2013年06月02日 地方版</p> <p>TPP:議論白熱 自民・西川対策委員長、県農政連に怒り /</p> <p>夏の参院選を前に、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)を巡り、県内でも議論が白熱している。</p> <p>30日に県農協政治連盟が、反TPP参加を掲げる現職でみどりの風政調会長の舟山康江氏(47)の推薦を決めると、自民党TPP対策委員長の西川公也衆院議員が31日に来県。米沢市内で農業関係者や地元議員ら約50人を前に「いま自民党を敵にして農業が大丈夫だと思っているのか」と、県農政連の対応に怒りをあらわにした。</p> <p>西川衆院議員はTPP交渉の実態が正確に把握されていないのが支持を得られない理由だとして「今後も農林関係の議員らが山形に入り、理解をえたい。聖域は守る」と話した。自民新人の大沼瑞穂氏(34)の他、岸宏一参院議員、鈴木憲和衆院議員も顔をそろえた。</p> <p>http://saigaijyouhou.com/blog-entry-645.html</p>
2013.6.3	<p>(日刊ゲンダイ2013/6/3) 参院選に異変 ついに勃発した「山形の乱」</p> <p>実現不可能な「『TPP6項目(重要5品目の関税維持・食の安全・ISD条項など)』の公約順守」という大ウケについて参院選を乗り切ろうとしていた自民党。だが、ついに恐れていたことが起きた。JAグループの政治組織「山形県農協政治連盟」が、山形選挙区でみど</p>

	<p>りの風の現職の舟山康江議員を推薦することを決めたのだ。</p> <p>自民支援が当たり前の農政連が非自民候補を推すのは極めて異例。去年の総選挙で「TPP反対」を訴えて政権復帰しながら、手のひらを返すようにTPP交渉参加を表明した安倍政権に三くだり半を突き付けた形だ。</p> <p>さらに1日、自民党に“決定打”を与えるような集会在山形市内で開かれた。TPP反対集会に約350人が参加したのだが、その顔ぶれがすごい。</p> <p>「主催した団体は、事務局がJA山形中央会にある『TPP断固反対』山形県連絡会議」です。消費・商業・医療・建設・労働・農林水産の21団体から成り、受付には構成団体の『JAグループ山形』をはじめ、『山形県商工会連合会』『県医師会』『県土地改良事業団体連合会』などの名前がずらりと並んでいました。伝統的な自民党の支援団体が離反したことが一目瞭然でした」(ジャーナリスト・横田一氏)</p> <p>TPPに明確に反対する非自民候補をJAが推す“山形方式”が各地に広がれば、参院選の1人区がオケゲムのように逆転する可能性は一気に高まる。自民圧勝なんて、一瞬で吹き飛ばす。 http://asumaken.blog41.fc2.com/blog-entry-8954.html</p>
2013. 6. 16	<p>TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する市民参加の説明会開催ならびにパブリック・コメント実施の要請</p> <p>http://tpp-dialogue.blogspot.jp/2013/06/blog-post_17.html</p>
2013. 6. 23	<p>【イベント】「いいね！フェアトレード いいの？TPP」@国分寺カフェスロー（主催：オルター・トレード・ジャパン、ぐらすする一つ、スローウォーターカフェ、APLA、TPPに反対する人々の運動）</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201306/article_5.html</p>
2013. 7. 30	<p>公正取引委員会が、独禁法違反の疑いで庄内5農協に立ち入り検査</p> <p>民報藤島2013年10月27日第920号</p> <p>参院選“山形の乱”に報復『狙われた農協』</p> <p>月刊『世界』11月号論文が解明</p> <p>公正取引委員会が、独禁法違反の疑いで庄内5農協に立ち入り検査に入った事件について、岩波書店の月刊誌『世界』11月号に、横田一「狙われた農協」と題した論文が掲載され、事件の背景や問題について解明しています。</p> <p>■参院選“山形の乱”</p> <p>庄内5農協の米販売手数料は額の差もあり、定率制から定額制に移行した時期も異なり、農協ではカルテル疑惑を否定しています。</p> <p>筆者の横田氏は、参院選（7月4日公示、21日投票）における山形選挙区での経過を詳しく振り返り、「山形以外の農協が高支持率を維持する安倍政権に反旗を翻すことを恐れたが、山形の農政連だけが最後まで非自民候補支援の方針を変えず、自民党の大沼候補を約2万票差に追い詰めた。……（参院選9日後の公取委の立ち入り検査は、）安倍政権の関与の有無は明らかにならなくとも、『政権与党の自民党に逆らうと</p>

	<p>報復を受けるのではないか』という恐怖心を植え付ける働きをしたのは間違いない。」と書いています。</p> <p>■ 協同組合への敵視</p> <p>事件の背景として、農協をはじめとする協同組合への敵視が強まっていることも指摘し、「営利追求の企業活動優先の枠組み（ルール）に統一しようとしている。…今後、『新自由主義 対 協同組合』という路線対立が国内外で先鋭化するの確実なのだ。」と結んでいます。</p> <p>3年後に予想される衆参同時選挙で、自民党は公約の「嘘」が批判され落選する可能性も指摘しています。</p> <p>http://homepage3.nifty.com/sizenrankato/minpou/minpou2013/minpou2013.10.27/newpage4.html</p>
2013. 8. 28	<p>「高い透明性と説明責任を」ブルネイ交渉にて緊急声明発表</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201309/article_1.html</p>
2013. 8. 31	<p>「T P Pに反対する人々の運動」全国寄り合い</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201308/article_1.html</p>
2013. 9. 19	<p>国際学習会「自由貿易がアジアを襲う＝東北タイの村からの報告＝」</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201310/article_2.html</p>
2013. 9. 28	<p>暮らしの中からT P P反対を！「ひとりひとりができる行動」の実現に向けて（講演・討論会）主催：生協組織パルシステム連合会 共催： 「T P Pに反対する人々の運動」</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201310/article_3.html</p>
2013. 11. 21	<p>【2013年度後期連続講座】《T P Pでは生きられない!?—暮らしと地域を自分たちの手で P A R T 2 》</p> <p>◆第2回 「地域にねざす医療機関を立ち上げて」（11月21日、さこがわ利内・医療福祉生協茨城副理事長）</p> <p>◆第3回 「山村の崩壊と再生・自立—秩父の村からの報告—」（12月11日、山中進・秩父市市議会議員）</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/</p>
2014. 2. 14	<p>T P Pに関する情報開示を求める国会議員と市民団体との共同記者会見（主催：市民と政府のT P P意見交換会・全国実行委員会）</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/201403/article_1.html</p>
2014. 2. 21	<p>2・21TPPに反対する人々の運動年次寄り合い</p> <p>「T P Pに反対する人々の運動」は2月21日、年次寄り合いを開き、約40名が参加しました。以下はその記録となります。</p> <p>1) 「T P Pに反対する人々の運動」はT P P会合に対して2010年10月以来、さまざまな反対運動を重ね、毎年年次寄り合いを開いてきた。今年度は、T P P交渉が2013年末の妥結ができず今年2月の閣僚会合に持ち越された2月21日に開かれ、北海道、山形、新潟からの参加も含め35人の参加があった。</p>

2) 世話人の市村忠文さんが司会を務め、まず菅野芳秀共同代表から、「TPP交渉が予断を許さない中、今日は各地の取り組みを出しあおう」との挨拶があった後、次のように会が進められた。

3) 大野和興世話人より、情勢分析、私たちの取り組みについての提起があった。

- ・米国のTPA法案が議会に上程されたが、与党内の圧力を受けて中間選挙後まで成立しない公算も大きくなった。新興国は米国による知的財産権、国有企業改革などに対して反発が強まっている。そのような中で日米の政治的決着をTPP交渉各国が待っている状況がある。
- ・各国では昨夏以降TPPの秘密性批判・情報公開を求める声が院内外で広がっている。
- ・安倍政権の下、日本では国家戦略特区などTPPを先取りする状況や「改憲なき改憲体制」が本格化しようとしている。
- ・シンガポール閣僚会議をめぐっては、日米主導でかなりの水準まで各国が合意する可能性、逆に合意に失敗しTPPが漂流する可能性もある。しかし4月のオバマ大統領のアジア歴訪を利用しての安倍政権のTPPの先取り政策には注意しなければならない。
- ・「TPPに反対する人々の運動」としては「短期・中期の取り組み」として、情報公開の要求と衆参の農水委員会の決議を守らせる運動を幅広く進める。
- ・3月30日に予定されている日比谷野音集会とデモへ準備段階から積極的に参加していこう。その際12.8行動以上に幅広く賛同を募り、各地域・くらし・職場からの幅広い声を集めていく必要がある。
- ・長期的な視点からはTPPを相対化し、「TPPプラス」「改憲なき改憲体制」を見据えてTPPを単一課題とするのではなく、グローバル化全体の動向に対してくさびを打ち込む必要がある。その際「当たり前に戻りたい、村でも街でも」と集まった「人々の運動」としての対抗軸を作る必要があり、連続講座などを続けていこう。

4) 状況と運動に関する参加者からの発言が続いた。

- ・「TPP阻止国民会議」の石原事務局次長からは、2月27日にシンガポール報告とパブリックシティズンのブルク・キルクさん（知的財産権の専門家）への学習会を開くとして、参加の訴えがあった。また4月のオバマ訪問への作戦を立てる必要がある、と述べた。
- ・JVCの加藤真希さんからは、政府に情報公開を求めて運動してきた経緯、2月14日の国会議員と市民団体による共同記者会見の報告、2013年に各地で開いた国際シンポにおいてメキシコの農家がNAFTAの犠牲になった事実が印象的だったとの発言があった。
- ・パルシステムの若森資朗さんからは、地域の林業、小電力などのエネルギー自給、食べ物など地域の取り組み・連携が「人々の運動」を支えることになる、米国の格

差の構造を持ち込むTPPに抗して地域を守る運動を進めたい、との意見が出された。

- ・日本農業新聞の金哲洙記者からは、韓米FTAの発効以後、韓国の運動は低下したが、今年4月23日のオバマ韓国訪問に対して国際シンポや大集会を開く動きがあることが紹介された。
- ・山形置賜の畜産農家菊地富夫さんは、TPPによって大規模のところも、6ヘクタールほどの自分も廃業に追い込まれる、と危機感を述べた。
- ・福島の米農家中村和夫さんは、福島の農民は今、脱原発運動、東電に対する賠償請求問題に追われており、また自分たちの米も原発の影響から消費者が買ってくれなくなり、売り上げが半減するなどの事態に直面しており、TPPに対しては無力感も感じている、と悩みを訴えた。

4) 次に各地域・各団体の報告・提起が続いた。

- ・北海道農民連盟の山田富士雄委員長は、本土に比べ北海道の耕作放棄率は少ない、今後たとえTPPが妥結しても国会批准反対に力を入れる、と述べた。
- ・山形平和センターの庄司誠書記長は、13年に国際シンポを地元で開き、ISD条項が国家主権を侵害すること、米国民もTPPに反対する人々がいることが分かった、と報告した。
- ・山形の置賜交流会の川崎吉己さんは、水が豊富でエネルギーに利用できる森林が多く、食料生産も盛んなこの地域を見直し、農家ばかりでなく町民と一緒に地域作りをしていく、と決意表明した。
- ・この会の共同代表でもある新潟の農家天明伸浩さんは、13年の地域での国際シンポの成果を述べ、今年の夏も長岡祭りと合わせて地域の運動を広げたいと抱負を述べた。また、TPPでは日本がベトナムなどに攻め込もうとする側面もあることを忘れてはいけない、と国際的な視点を強調した。
- ・JC総研の丸山茂樹さんは、2013年11月に韓国で開かれたグローバル社会経済フォーラムにおいて採択された「ソウル宣言」を紹介し、反グローバリズム運動を新しい社会づくりへと連動させる必要性を述べ、その際に世界の情報システムに対抗する民衆の情報交換システムの構築が重要だと、強調した。
- ・米農家の蕨直邦さんは、TPPで畜産農家が減少する中で、政府の米政策の転換で謳われる飼料米の需要はなくなり、現実的な政策ではない。若者にはもっとTPPに関心を持ってもらいたい、と述べた。
- ・この運動の事務局を担っている上垣喜寛さんは、若者に興味を持ってもらうにはインターネットを利用するばかりでなく映画の上映会などを開くことも有効だ、と強調した。
- ・千葉大学の学生の吉田紗知子さんはベルリン留学の経験から、都市の農園運動（コミュニティガーデン）などをきっかけに遺伝子組み換え食品やベジタリアンを志す

若者を増やすこともできる、と紹介した。

- ・ T P P 阻止国民会議の山田正彦さんは、米国ではTPA法も成立するのは難しく、昨年秋以降、国会議員も T P P 交渉テキストにアクセスできるようになってからますます反対運動が広がっている、ニュージーランド、豪州などでも反対運動は広がっており、これから若い層による運動を盛り上げる必要がある、と述べた。
- ・ 世話人の大野和興さんは、これまで労働組合が T P P 反対運動を十分に担ってこなかった、春闘では取り組めるように組合に働きかける必要があると、強調した。
- ・ パルシステム関連労組協議会の金靖郎さんは、大資本が自由に活動できる環境をつくるのが T P P だ、国内の労働環境も派遣法改悪などによってより悪くなる、 T P P 反対のために農民と労働者が繋がる必要がある、と述べた。
- ・ 全水道労組の村上さんは、 T P P には反対だが、労組としてなかなか取り組めていない、水問題では安全基準が引き下げられたり、外国企業の日本への参入もあり、自分たちの問題として取り組みたい、と述べた。
- ・ APLA 共同代表の秋山眞兄さんはネグロス島の砂糖農家支援の経験から、多国籍企業の支配に対抗していかなければならないこと、地域で食料・エネルギーの自給をめざす若者の取り組みが重要だ、と述べた。

5) このように参加者からの熱心な討論が続き、「 T P P 交渉の情勢が緊迫し、 T P P の先取りも進む中で、 T P P に対抗する自立経済を各地で打ち立てることの重要性が明らかになった。国際的な反対運動とともに、各地域での運動を広げよう」、と山浦が閉会の挨拶を述べた。参加者の討議はその後の懇親会でも熱心に続いた。

6) 当日宿泊した参加者による翌朝の議論で、以下の提案がされた。

- ・ 3月30日の東京での大行動に積極的に取り組む。
- ・ 4月23日のオバマ大統領訪韓に対して韓国では4月16日から19日にかけて反対集会が予定されている。日本からも参加を含め連帯の行動をする必要がある。北海道農民連盟での対応が出来ないか調整する。
- ・ 地方議会での決議、 T P P に反対する地方議員による賛同署名などに取り組むことが出来ないか。
- ・ 草案が公表された場合を想定し、翻訳や条文の分析などの対応、国会での対応などが必要である。

* T P P 協定の合意に対しては、市民運動の根強い取り組み、国際的連帯の広がり、議員への働きかけなどによって、今のところ合意させない状況を生み出している。しかし討議において指摘されたように、オバマ大統領のアジア歴訪などを通して、一気に政治決着が図られる恐れもある。私たちの運動を今後とも国内外に広げていく必要がある。(記 山浦康明)

http://antitpp.at.webry.info/201403/article_2.html

2014. 4. 12

「置賜自給圏構想を考える会」設立総会

地域資源を基礎にした「置賜自給圏構想を考える会」設立趣意書

置賜自給圏構想を考える会設立準備会

1. 置賜自給圏構想を考える背景と趣旨について

地域の活力低下が叫ばれて久しい。どの自治体も、地域活性化、振興に向けて様々な取り組みを行ってきた。しかし、根本的な解決には至らず、その状況はむしろ厳しさを増している。背景には、国境を越えた企業の利益追求と資源強奪型の経済活動、そして富の一極集中を後押しするグローバルな国際金融システムがあり、結果として国内の中小零細企業、家族農業、地域経済は先細りの一途をたどっている。

このような現状を打開するために、ここ、置賜を一つの地域ととらえた「自給圏」（注1）をつくることを提案する。これは、圏外への依存度を減らし、圏内にある豊富な地域資源を利用、代替していくことによって、地域に産業を興し、雇用を生み、一方的な富の流出を防ぎ、地域経済を好転・持続させようとする、いわゆる「地域循環型社会」構築のための取り組みである。

2. 自給圏構想の柱 — エネルギーと食、住の地産地消を進める —

(1) 地産地消に基づく地域自給と圏内流通の推進

- ① エネルギーについては、国の固定価格買い取り制度（FIT）の後押しもあり、再生可能エネルギーの導入が全国的に進められている。ここ、山形県でも、豊富な水、豊かな森林資源を活かした取り組みが進行中であるが、置賜地域においても、自然資源の有効活用という観点から再生可能エネルギーの地産地消をさらに加速化させる。
- ② 食については、地域で生産された農林水産物をできるだけ地域で消費する取り組みを通じて、生産者と消費者の距離を縮め、顔の見える関係、すなわち、住民の台所、幼児・学校給食、医療施設、旅館業、飲食業、加工食品業界など圏内消費（者）層と農業団体など圏内生産団体とを有機的につなぐシステムを構築する。これにより圏内農林水産業者の安定経営と、農林水産物の安定供給を確保し、もって住民の食の安全を守る。
- ③ 住については、地域に豊かな森林資源を生かし、公共施設への地元産材の積極的利用を働きかける。また、調湿や癒し、健康空間の創造など、木造建築には様々な効果があることから、一般住宅での地元産材利用を後押しする。
- ④ 流通については、地元スーパー等に圏内生産物の取り扱いを積極的に働きかけ、地元産の占有率を高めることを目標とする。そのためには、まず、学校、幼稚園、病院、農協、生協、卸売市場、商工業者、飲食業組合、旅館業組合、市民団体、NPO、官公庁などが率先して地元産生産物を利用することが肝要で、そのための働きかけを積極的に行っていく。

(2) 自然と共生する安全、安心の農と食の構築

一般的に農林業の問題を語るとき、規模やコスト、つまり効率の問題として議論さ

れることが多く、そこには社会資本としての農山漁村、つまり自然環境や文化伝統、人材育成といった視点が欠如している。地域社会における農林業の役割は、単なる食料や素材生産にとどまらず、水源の涵養、景観の保持など、多様な役割を担っている。農林業があるからこそ農山漁村が存続する。これら農山漁村の役割は、効率性や経済性では決して図ることのできない外部経済効果である。

また、高畠町のある置賜は全国に先駆けて取り組んできた有機農業（注2）の先進地である。有機農業は、いのちの源である土と共生する農業であり、人にも環境にも負荷が少ない、持続可能な循環型農業である。この取り組みにより、安全、安心の置賜の食を実現する。

（3）教育の場での実践

- ① 米沢市に平成 26 年度から山形県立米沢栄養大学が開校し（注3）、圏内には地域の人材を輩出してきた置賜農業高校などの高い教育力をもつ学校が数多くある。県・市町村の施策と教育現場の力を連携する仕組みをつくる。
- ② 学校田、畑、地域の農地を活用し、幼児より高校生まで、土に親しみ、作物をつくり、調理を学ぶ教育の場として実践するとともに、人が生き、自立し、暮らしていく基礎としてこれらを学ぶ。
- ③ 置賜の優れた歴史と伝統を学び、その先人の知恵を今に活かすとともに、ふるさとに生きることの誇りを取り戻す。

（4）医療費削減の世界モデルへの挑戦

農家以外の人でも、土や農に関わることができる道を拓き、生きがいつくり、健康づくり、食への理解促進につなげ、健康長寿による医療費削減の世界モデルを構築する。

3. 自給圏が生み出す宝

（1）経済力

- ・地場ものの生産・加工・流通、再生エネルギーの地域での創出などを通し、地域資源が圏内で循環するとともに、新しい雇用を生み出す。
- ・地域内消費を主力としつつも、その余力は「自給圏ブランド」として圏外にも供給し交流を図り、付加価値を還流させる。

（2）健康力

健康な土から生まれる栄養豊かで安心な食べ物を摂取することにより、圏内住民の健康を守ると同時に、農的暮らしの実践による健康長寿を実現する。

（3）教育力

農業体験を通じて子どもたちの「生きる力」や感受性を育むとともに、先人の知恵を学ぶことによって、ふるさとに生きることの誇りを取り戻す。

（4）福祉力

小規模農家や高齢農家が農林業を続け、生活を維持することで、村（コミュニティ）

が再生でき、コミュニティの助け合いが維持、強化される。そのことを通して地域の持つ福祉力が向上する。

(5) 地域財政力

上記の地域経済の創出により市町の税増収が図られるとともに、健全な食や生きがいつくりなどによる住民の健康や福祉の向上を通して、医療・福祉・介護などに対する支出が抑制され、財政健全化に貢献する。

(6) 地域の魅力

自らの地域に自信と誇りを持つことによって地域の魅力は飛躍的に向上する。魅力ある地域には訪れる人も増えることから、交流人口の増加が図られる。

江戸時代屈指の名君として知られる米沢藩第9代藩主上杉鷹山は、産業振興、特に農業の発展に尽力し、破綻寸前の藩の財政を再建させた。時代は変わり、第一次産業が経済の中心とはもはや言えない現代社会ではあるが、食こそが人間活動の源であり、最も大切な営みであることは、どのような時代でも変わらない。今こそ鷹山公の精神に学び、地域資源を生かした地域再生の在り方を真剣に考えるときである。

規制緩和と自由競争のもとで地域が生き残るためには、住民が主体的にこの地域を考え、行動するところから始まる。一人一人が地域資源に目を向け、その重要性和価値を認識し、付加価値を生み出すための行動をとることで、多様性に満ちた地域の食をはじめとする文化を再認識、継承するとともに、地域を基礎とした新しい人間社会のモデルを築き、広く世界、未来に示していきたい。このことで人々は、置賜が真の「東洋のアルカディア」として地域に誇りと愛着を持つことになることを信じたい。

ここに「置賜自給圏構想を考える会」への参加を呼びかけ、ともに、置賜の地域資源（土、水、山）の上に人と資源と経済が循環する仕組みをつくることを提案する。

(注1) 自給という観点で見れば、江戸時代の藩は生活と経済の単位として意味がある。多様な藩（地域）が集まって日本を形成しているが、この地域の多様性、独自性こそ、豊かな未来を築く上での重要な資源であり可能性でもある。

(注2) 山形県では、「山形県有機農業推進計画」を策定し、有機農業に取り組む農家数：450戸、栽培面積：800ヘクタール（平成28年度）を目標に、生産者への支援強化に取り組んでいる。

(注3) 米沢市の山形県立米沢女子短期大学は、平成26年度から四年制の山形県立米沢栄養大学に改組され、健康栄養学部健康栄養学科が設けられる。

<http://okitama-jikyukuen.jimdo.com/>

2014. 4. 15

【2014年度連続講座】《TPPでは生きられない!?—暮らしと地域を自分たちの手でPART3》——すでにはじまっているTPP！その実態を暴く——

◆第1回 「規制緩和の突破口としての『戦略特区』」

(4月15日、奈須りえ・前大田区議会議員)

◆第2回 「農業改革の動きとTPP問題」

	<p>(5月14日、柚木茂夫・全国農業会議所事務局長)</p> <p>◆第3回 「雇用・労働ルールの改悪とTPP」 (6月11日、北健一・ジャーナリスト)</p> <p>◆第4回 「地域医療と医療制度改革の方向」 (7月9日、高杉進・長野県・元佐久総合病院顧問)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/</p>
2014.8.2	<p>一般社団法人 置賜自給圏推進機構 設立総会</p> <p>地域資源を基礎にした「置賜自給圏推進機構」(仮称)に関する基本的な考え方(資料1)</p> <p>http://okitama-jikyuken.jimdo.com/</p>
2014.9.16	<p>【2014年度後期連続講座】—すでにはじまっているTPP!その実態を撃つ—</p> <p>◆第1回 「労働政策の改悪の動きと闘い」(9月16日、東海林智・毎日新聞記者)</p> <p>◆第2回 「食の安全はいま」 (10月14日、安田節子・食政策センター・ビジョン21代表)</p> <p>◆第3回 「TPPに対抗する「置賜自給圏構想」の動き」 (11月29日、菅野芳秀・山形・長井市、農民)</p> <p>◆第4回 「日本から「ソウル宣言に答えて」」 (12月18日、丸山茂樹・参加型システム研究所客員研究員)</p> <p>◆第5回 「NAFTAの国メキシコにTPPを探る」 (1月20日、加藤真希・日本国際ボランティアセンタースタッフほか)</p> <p>http://antitpp.at.webry.info/</p>

遠方からの風信

*I WOULD NOT PREFER TO LIVE IN
SUCH A CRUEL WORLD, BUT TO
BECOME <THE NOT-YET-BEING>*

人生初の留置場経験から思ったこと

Tama

去年の夏、人生で初めてのびっくり体験をした。友人と一緒にイラン政府による大量処刑に対する抗議活動を、イラン大使館前で行っていたら、不当逮捕されてしまった。「イラン人難民」の知り合いに誘われ、彼が教えてくれたイランでのあまりにもむごい政治弾圧・集団処刑に、いてもたってもいられなかった。しかし、まさか自分が逮捕されるということを夢にも思っていなかった(ことが甘かったのだが・・・)。

逮捕当初は、ストレスを感じないよう・動じないように、気を強く持ってマイペースにしていたが、そのうちいろいろ考えてやはり辛くなった。でも人間とは面白いもので、どんな状況下でも「慣れ」を習得してしまうものであることも経験した。考えすぎて悩みつかれた留置場での2・3日後には、いろんな物事を覚えて記録しておこう、そしてそれを釈放後に皆に伝えようというふうに気持ちが変わった。この期間のうちにいろんな物事を考えることができたし、外の情報から遮断されて独りになる、ということの意味を考えたりもした。

日本の留置場の「代用監獄」と呼ばれる醜悪なシステムの問題もよく理解できたし、どのような人々がここに収容され閉じ込められるのか、どんなごはんがでるのか、黙秘権の持つ意味についてなど、考えたことは山ほどある。外では、知り合いが逮捕されたことが初めて、という日頃の友人たちが中心となって、連日慣れない「救援活動」をしてくれた。

この経験の中で感じたことから、今の状況に少しでも役に立つように、できるだけ思ったことを書いてみたいと思います。

◎黙秘について思ったこと

逮捕され、警察署の取調べ室に連れて行かれた後、私は幸いにも「救援連絡センター」の電話番号(03-3591-1301)を知っていたから、すぐに連絡するよう伝え、その日のうちに弁護士に会うことができた。

最初に来た弁護士は、取り調べでは何も言わない「黙秘」をすすめてきた。「黙秘することが自分の身を守る」ということは知っていたから、気持ちに多少ゆらぎはありつつも、「黙秘」をすることにした。拘留中の6泊7日の中でも4人ほどの弁護士が代わる代わる訪れてくれ、それぞれの意見を聞きながら自分自身で「黙秘」についてじっくり考え、連日の取り調べに耐えることができた。しかしながら自分で「黙秘を選んだ」と思えるまでには少し時間がかかった。というのも、最初はもちろん警察に自分の情報をわたすことなんて絶対したくないと心に決めて取り調べにかかったが、自分自身の精神的苦痛、職場への迷惑や親兄弟への影響等を考えたら、名前と住所を言って出られるものなら出たいなーと考えてしまう時があった。それ自体は間違った感情ではないし、「運動」の経験もなく初めて逮捕された人なら絶対考えるはず。その自然にわきあがった気持ちを私は大切にしたいと思いつつ、でもここで「黙秘」することは、自分自身を守るだけでなく、様々なひとの不当逮捕に対して、抗議することであると自分自身を納得させることができたから、突き通せたのだと思う。しゃべったことで自分が釈放後に悩むことは、性格上わかっていた。

そもそも名前と住所をしゃべったら早く出られるかどうかなんてわからないし、逮捕現場でのことを思い返したら、なんで自分が勾留されなきゃいけないのか？と考えるだけで怒りが湧いてきてしゃべる必要なんてないし！という基本的なことに何度も立ち返ったことも「黙秘」の原動力になった。

しかし、勾留中も釈放後も強く思ったのは、被逮捕者が弁護士と相談し、悩んだ末に出した結論を、周りの人間は否定しないでほしい、ということだ。それは黙秘した際も、しなかった際も、同じことである。もちろん信頼のできる弁護士と相談して、慎重にやり方を決める必要はあるけれども、それぞれの生活や生きてきた過程があるのだから、例えば黙秘をしなかった人を責めたりするのではなく、被逮捕者の意思を尊重しながら、みんなで支えていくしかないと思う。この誰でも逮捕・勾留される可能性がある時代に、「完黙」(完全黙秘)ありき、という表現では伝わらないと思った。だから、私は弁護士との接見の時にいろんな事例を聞いて、選択肢を弁護士と一緒に考えて、弁護士を質問攻めにした上で「黙秘」を自分の権利として選択することができた。弁護士にはその手助けを沢山してもらって感謝している。だからこそ、「弾圧」について、「黙秘」という権利について学び合いの場を持つことが日常の中で必要になってくるのだと思う。

◎小さな抵抗について

最初に連れて行かれた警察署で、そして「代用監獄」と呼ばれる留置場の中で、私は奴隷のような扱いをされたけれども（昔よりは改善されている点は多々あるだろうが）、その中で自分のできる限りの意思表示をすることが、どんなに小さなことでも重要なのだとわかった。その小さな動き・やり方が「この状況を私は甘んじて受け入れているわけではない」という表明になるし、自分自身を精神的な奴隷にさせないためのメンタル・トレーニングにもなるということを知った。たとえば、警察署での写真撮影の時に全部変な顔をして、まっすぐカメラの方向に向くのを拒否した。イスに座る際にロープでお腹とイスを縛り付けられているのを、ばれないように、何回もほどいては怒られた。手首が細いから手錠から手を自分で無理やり抜いたら、女子用のキツイ手錠にかえられた。エレベーターなどで立っているときは壁の方向を向かなければいけない規則（謎！）を無視して何度も注意された。暇なときはずっと何時間でも取り調べ中でも検察の待ち時間でも知っている歌を歌いまくった（その結果一人の女性警官が付添中に快眠した）。手錠を机に打ち付けてリズムを刻んで暇をつぶした。留置場で食事をせかされるのが嫌で、40分ほどかけて少ない食事をよく噛んでゆっくりと食べた。小学生に話しかけるような上から目線の看守に対して「おかしい！」と伝えた。取り調べ拒否の意思を伝え、取調室には連れて行かれたが調書を取るパソコンを開けること自体を止めさせた。「救援ノート」（救援連絡センターの出している冊子）を同じ房の人と一緒に読んでみた。

他にもいろいろやってみたことはあるが、こういった小さな抵抗をしたことは、今でもよかったと思っているし、今も自分の糧になっている。黒人奴隷制の歴史を勉強していた時に、白人の主人から逃れられない黒人奴隷たちが「サボる」「うたう」「リズムを刻む」「のろのろする」という小さな抵抗をしていたことが彼/彼女らには重要だったということを学んだなあ、と思いだして、勇気付けられたりもした。どうしようもない状況の時に、最終的には抵抗をして守られるのは、自分自身の”人間的な精神”なのだ。これはきっと日常の中でもとても重要なことなんだと思う。

◎「救援」活動について

私の逮捕のことを知った常日頃の友人たちが、毎日毎日、私が釈放されるまで、なじみの店で救援会議を開いてくれた。こういった救援活動に関わったことがない人がほとんどで、連日同じ場所に集まっては、あーだこーだと知恵を出しあいながら、弁護士の手配や接見の内容の伝達、面会に行く人を決めたり、差し入れの本を考えたり、面会室のガラス越しに見せる応援文を書いて（描いて）くれたりしていたという。この連日の救援会のおかげで、どれだけ気持ちが楽になり、「自分は独りじゃない」と感じることができたか。連日の

友人との面会では笑いが絶えず、差し入れしてくれた沢山の本(マンガ、歌詞カードなども)で気分転換をし、個性豊かで、話しやすい弁護士と思う存分話し合い、本当に気持ちが落ち着いた。この経験があるからこそ、身近な人が不当逮捕されてしまったら、今後必ず力になりたいと思うし、「弾圧」が起これば、何か力になることがないかな、と自分の身に引きつけて考えることができるようになった。

デモや抗議活動に、今までよりも多くの人たちが参加するようになった 2011 年の震災後、まだまだ「不当逮捕」、「弾圧」、「黙秘」という言葉がなじみがなく、敬遠されているように思う。友人がデモや抗議活動の中で逮捕された時に、また自分が逮捕されてしまった時に、救援をしあえる関係を築いていくことが、いま本当に求められていることなんじゃないかと思っている。

◎同室で出会った人たちとの交流

「反弾圧」的な知見から言えば、同室の人たちともできるだけ交流をせずに、自分の情報を出さない、ということが大事だという。しかし、私はもともと社交的すぎるほどでしかも人好き、交流を根っから欲してしまうタイプなので、全く交流しないというのはなかなか難しい。どう同室の人と接すれば・・・と考えたけども、(もちろん、黙秘中なので自分の個人情報と言わないうえで)普通に接する以外にはできなかった。そうやって同室の数人と交流していた私は、「犯罪者」とはいったい何なのか」ということについて、深く考えることになった。

この留置場に入っている人間たちは、「一般的」な社会から見れば「犯罪者」なのである(もちろん、私自身もそうだったのだ)が、皆それぞれの社会的な事情で「犯罪者」になってしまった人ばかりだった。ある「異郷」の同室者に話を聞けば、逮捕時も差別発言をされ、些末なことで長期収容され、貧困状態ゆえ仕事を失えば生死にかかわると本気で悩んでいた。検事の前で「自己反省」を強いられ、「反省していない」ということで、検事の裁量で長期に収容される。いまごろ、彼女はどのようにしているのだろうか、ふと思い出せば、6日間で外に出られた「日本人」の自分を後ろめたく思うことがある。

もう一人の同室者とは、留置場にまつわる詩をいくつか一緒に創った。彼女は留置場生活をたびたび経験している姉御といった感じで、世話役的な動きをする人だった。留置場のシステムに詳しく、中での生活をうまくこなすことについては慣れているようだった。彼女からはいろんなことを教わったし、私も黙秘の意味を説明したり、留置場にいる人間としての権利について話したりもした。彼女が、そういった考えを初めて聞いたと、理解を示してくれたことは、とてもうれしかった。部屋の中で小さなおもしろさを発見しては、3人で笑いあった。響く笑い声に、湾岸の船の汽笛も「ボーッ」と鳴って、私たちに賛成してくれているようだった。生まれも育ちも年齢も境遇も、逮捕された理由も全く違う3人組が心を通わせ

た瞬間だったように思う。

◎最後に

これを読んでくれた人の中には、「こんなこと、自分の身に起こるわけない」、「逮捕・勾留された人は何かしら法に触れる行為をしたのだろう」と思う人もいるかもしれない。私は、『イランでの処刑反対』と書いた紙をイラン大使館前の手すりに貼った。それで逮捕され、結果は不起訴(何の罪も認められない)であったのに、ほぼ1週間拘束されたあげくに実家と自宅の2か所の家宅捜索にあった。そもそも、人間の作った法律って一体なんだ？絶対正しいもの？「犯罪者」として収容されている人がただ罰を受ければ、世の中良くなるのだろうか！？でっちあげで逮捕・勾留されて、人生が狂った人がどれほどいることか？

私は今でも、抗議行動中の自分の「情動」を肯定したいと思っている。そして政治的な活動の中で逮捕されたわけではない人たちの権利について思いをめぐらせている。逮捕する側というのは絶対的な権力を持ち、ひとり一人の人生・精神を崩壊させるすべを心得ている。どんなに感じのいい、話がわかりそうな警官や公安がいたって、そういう構造の中にいる人間だということを忘れてはいけないし、心を安易に許すことができないと心の奥底から思った、今回の出来事だった。

「警察にだっていい人はいる」なんて、もう聞き飽きた。もちろんそんなのは分かっている。でも、警察という組織に精神的に追い詰められて苦しんでいる人を留置場でみた。差別され逮捕された異郷の人たちに出会った。そのことを、私は絶対に忘れない。だから、みなで「弾圧」について、「不当逮捕」について、「救援」について、「黙秘」について、どんどん話せる空気を作れたら、と思っている。

※ 本文は2013年「救援」紙面に掲載したものに大幅に加筆・修正を加えたものです。

生・労働・運動ネット 富山

「『拒否』の〈前〉線情報」 発行

No.1 (2013・7)

No.2 (2013・10)

No.3 (2014・3)

No.4 (2014・5)

No.5 (2014・10)

詳細はホームページを

- 改めて言うまでもなく、「3・11」以後この列島の女性・たちの原発拒否をめぐる〈横行〉は著しく、その軌跡は鮮明だ。なかでも〈フクシマから〉の女性・たちの東奔西走はめざましい。それは列島をこえ世界へもひろがっている。あたかも「ふくしま」包囲網をつきやぶる不可視の〈フクシマ解放機構〉の使者・たちの奔走であるかのようだ。

私たちいま、「再稼働」をめぐる国家・資本と列島住民の総対決の時を迎えている。この対決を闘う私たちの原発を巡る政治の創出によって、私たちは辛うじて〈フクシマへ〉折り返すことが可能になるだろう。そして、そのことによって始めて、今は〈～星雲〉のかなたにある〈フクシマ解放機構〉が誰の目にも視えるものになるだろう。

- 大野光明さんから、刊行されたばかりの「沖縄闘争の時代1960／70－分断を乗り越える思想と実践」（人文書院）を、恵贈していただいた。かねてから大野さんの「博士論文」について、その全容をお聞きしたいと思っていたが、それがこのようなかたちに結実したのだ。

これまでも大野さんのことがら／出来事のコアをしっかりとつかみ、その可能性をいま・ここに、そして、未来に拓こうとするスタンスに敬服してきた。きちんと目をとおしていろいろ学ばなければならないが、まさに沖縄－「日本」の「分断を乗り越える思想」の実践として、この著作があるのだ、と思う。ここにこの難しい時代に私・たちの行く方をしめすひとつの〈希望〉の灯火がある。

今後のますますのご活躍を期待している。

生・労働・運動ネット富山

代表 埴野謙二

2014年10月

〒 930-0009 富山市神通町3-5-3

TEL : 076-441-7843 FAX : 076-444-6093

URL : <http://net-jammers.net> E-mail:jammers@net-jammers.net